

史跡 阿志岐山城跡

保存活用計画

令和8年(2026)3月
筑紫野市

史跡阿志岐山城跡保存活用計画

令和8年(2026)3月 筑紫野市

史跡

阿志岐山城跡保存活用計画

令和8年（2026）3月

筑紫野市

序

ごあいさつ

本市は、古来より交通の要衝として豊かな歴史文化に彩られてきました。本市が取り組んでおります第七次筑紫野市総合計画では、「ひとが輝き 自然が息づく住み続けたい幸福実感都市」という将来都市像を定めております。政策『市民が織りなすスポーツと文化のまちづくり』の中の施策「歴史の継承と文化の振興」では、歴史を体現する史跡は本市にとって貴重な財産であり、その保存と活用は重要な取り組みとなっております。

史跡阿志岐山城跡は国内でも数少ない「古代の山城」の一つとして著名であり、城壁である土塁や石塁（水門）などは高度な土木技術によりつくられ、築城には古代大宰府が深く関連していると考えられております。平成23年9月21日には、我が国の東アジアを中心とする古代史を考える上で欠くことのできない重要な遺跡として評価され、国の史跡に指定されました。この史跡阿志岐山城跡の価値を将来に伝えていくとともに、多くの人々に親しんでいただくため、その第一歩となる史跡阿志岐山城跡保存活用計画を策定いたしました。

本計画では、史跡の保存活用の方法を人々と共に一緒に形作るため、大綱の基本理念を「未来へ守り育む古代の文化遺産 阿志岐山城跡」とし、史跡阿志岐山城跡の将来をより良いものにしたいという思いを込めております。この計画に基づいて、史跡阿志岐山城跡の魅力が広く伝わるよう取り組みを進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました阿志岐山城跡保存活用計画策定委員並びに関係機関、またパブリック・コメントにご協力いただいた皆様、日頃より史跡阿志岐山城跡の保存と活用にご協力いただいております土地所有者の皆様をはじめとする地元地域・関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和8年（2026）3月

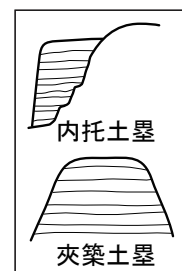
筑紫野市長
平井一三

例 言

1. 本書は、福岡県筑紫野市に所在する国指定史跡阿志岐山城跡の保存活用計画書である。なお、本計画書で使用する遺跡名称は、阿志岐城跡(筑紫野市教育委員会2008「阿志岐城跡」筑紫野市文化財調査報告書第92集)ではなく、指定名称である「阿志岐山城跡」を使用する。
2. 本計画の策定事業は阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁文化財第二課、福岡県教育庁教育総務部文化財保護課の指導・助言のもと、筑紫野市教育委員会が実施した。
3. 事業にあたっては、「文化庁国宝重要文化財等・活用事業補助金」の交付を受けて令和6年度・令和7年度の2ヶ年で実施した。
4. 計画策定に関連する業務の一部を、株式会社 修復技術システムに委託した。

凡 例

1. 国史跡…「文化財保護法」第二条第一項第四号において、我が国にとって学術上価値が高いものが「記念物」と規定される。国史跡は、文化財保護法第百九条にもとづいて、この「記念物」のうち重要なものを国の史跡として指定したもの。
2. 大宰府…古代律令時代の役所およびその遺跡に関するダザイフは「大宰府」とし、中世以降の地名については「太宰府」としている。
3. 神籠石…本書における神籠石は、古代山城に関する論争のなかで霊域を囲んだ石列を示す表現である。詳細は、本計画書第3章28pを参照。
4. 烽・烽火…古代においての烽火である。のろしをあげた場所で各山の展望がきく峰上などに設けられた。出典：斎藤忠1992『日本考古学用語辞典』学生社
5. マサ…花崗岩質の岩石が風化分解した砂で真砂と書くこともある。石英・長石を主とし、雲母・カオリン・褐鉄鉱などを含む。砂婆(さば)ともいう。出典：応用地質用語集委員会2004『応用地質用語集』応用地質学会
6. 水源のかん養…森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに川の流量を安定させる機能のこと。雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。出典：林野庁ホームページ「水源涵養機能」https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tamenteki/con_2_4.html#
7. 内托土塁…尾根の主線から下がった斜面片側にもたせ掛けてつくる土塁を指す。詳細は第3章35p参照。土塁などの遺構を示す用語は発掘調査報告書に準ずる。
8. 夾築土塁…基礎から積み上げて断面台形状につくる土塁を指す。
9. トレンチ…遺跡の詳細を確認するための試し掘りの溝。幅1～2mぐらいの狭くかつ長い溝状のものを掘り、遺構・遺物の有無、その他を知る。出典：斎藤忠1992『日本考古学用語辞典』学生社
10. 分収造林(制度)…国有林の分収造林は、造林者(国以外の者)が、契約により国有林に木を植えて一定期間育て、成林後に分収木を販売し、その収益(販売代金)を国と造林者とで予め契約した一定の割合で分収する制度である。出典：林野庁ホームページ「分収造林制度とは」https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/bunshu_zorin/
11. 踏査…実際にその地へ出かけて行って調査すること。出典：新村 出 編1998『広辞苑』岩波書店
12. ボーリング調査…実際に地盤を掘削する調査で、地下の情報を直接入手すること。地質調査では最も一般的で有力な調査方法。出典：一般社団法人 全国地質調査業協会連合会2024「地質調査業務発注ガイド」
13. ハラミ…本計画では「面が押し出されてふくれること」の意味合いで使用している。
14. 視点場…視点は視線の注がれるところ。本計画ではその視線を送るための場所を指す。出典：新村 出 編1998『広辞苑』岩波書店



土塁断面模式図

史跡阿志岐山城跡保存活用計画 - 目次 -

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 保存活用計画策定の目的と経過 | 1 |
| 第1節 策定の経緯 | 2 |
| 第2節 策定の目的 | 2 |
| 第3節 計画の対象範囲 | 2 |
| 第4節 計画期間 | 2 |
| 第5節 阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会の設置と関連会議 | 3 |
| 1. 阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会の設置 | 3 |
| 2. 審議経過 | 3 |
| 3. 土地所有者説明会 | 4 |
| 4. パブリックコメント | 4 |
| 第2章 位置と環境 | 5 |
| 第1節 位置 | 6 |
| 1. 筑紫野市の概要 | 6 |
| 2. 遺跡の位置 | 7 |
| 3. 関連遺跡 | 8 |
| 4. 市内の指定文化財 | 10 |
| 第2節 環境 | 11 |
| 1. 自然環境 | 11 |
| 2. 社会環境 | 16 |
| 3. 史跡を取り巻く市の施策・情勢 | 20 |
| 第3章 史跡の概要 | 27 |
| 第1節 阿志岐山城跡の調査 | 28 |
| 1. 古代山城研究史 | 28 |
| 2. 発見の経緯 | 32 |
| 3. 発掘調査 | 32 |
| 第2節 各遺構の概要 | 34 |
| 1. 第1水門 | 34 |
| 2. 第2水門 | 34 |
| 3. 第3水門 | 34 |
| 4. 土塁及び列石 | 35 |
| 第3節 史跡指定 | 37 |
| 1. 指定の概要 | 37 |
| 2. 指定理由とその範囲 | 38 |
| 第4章 史跡の本質的価値 | 47 |
| 第1節 史跡阿志岐山城跡の本質的価値 | 48 |
| 第2節 構成要素 | 49 |
| 第5章 保存活用の現状と課題 | 55 |
| 第1節 計画地全体の現状と課題 | 56 |
| 1. 保存管理 | 56 |
| 2. 調査・研究 | 61 |
| 3. 活用 | 62 |
| 4. 整備 | 63 |
| 5. 運営・体制 | 64 |
| 第2節 各区域の現状と課題 | 64 |
| 第6章 大綱と基本方針 | 67 |
| 第1節 大綱 | 68 |
| 第2節 基本方針 | 68 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| 第7章 保存管理 | 69 |
| 第1節 保存管理の方向性..... | 70 |
| 第2節 保存管理の方法..... | 71 |
| 1. 区域ごとの特性に合わせた保存管理..... | 71 |
| 2. 現状変更等の取り扱い..... | 72 |
| 3. 追加指定及び公有化の方針..... | 76 |
| 4. 文化財の危険箇所の対応..... | 76 |
| 5. 保存管理に関わる環境調査..... | 76 |
| 6. 分収造林団地の対応..... | 76 |
| 第8章 調査・研究 | 77 |
| 第1節 調査・研究の方向性..... | 78 |
| 第2節 調査・研究の方法..... | 78 |
| 1. 調査・研究のための体制整備..... | 78 |
| 2. 総合的な調査・研究の推進..... | 78 |
| 3. 調査・研究成果の公開..... | 79 |
| 第3節 各区域で推進する調査・研究の内容..... | 79 |
| 第9章 活用 | 81 |
| 第1節 活用の方向性..... | 82 |
| 第2節 活用の方法..... | 82 |
| 1. 継続的な情報の周知..... | 82 |
| 2. 史跡の段階的な公開..... | 82 |
| 3. 常設で学べる場所の設置..... | 83 |
| 4. 多様な方法での情報発信..... | 84 |
| 5. 生涯学習や地域と連携した活用の実施..... | 84 |
| 6. 教育分野と連携した活用の実施..... | 85 |
| 7. 関連する古代の遺跡や山城と連携した活用の実施..... | 85 |
| 8. 市内の観光と連携した活用の実施..... | 85 |
| 第3節 各区域の活用の方法..... | 86 |
| 第10章 整備 | 87 |
| 第1節 整備の方向性..... | 88 |
| 第2節 整備の方法..... | 88 |
| 1. 保存管理のための整備..... | 88 |
| 2. 活用のための整備..... | 89 |
| 第3節 各区域の整備の方法..... | 91 |
| 第11章 運営・体制 | 101 |
| 第1節 運営・体制の方向性..... | 102 |
| 第2節 運営・体制の方法..... | 102 |
| 1. 保存活用の体制の強化..... | 102 |
| 2. 内部体制の拡充..... | 103 |
| 3. 関係者等との連携体制の整備..... | 103 |
| 4. 関連自治体と横断的な情報共有の継続..... | 103 |
| 第12章 今後の取組み | 105 |
| 第1節 施策の実施計画..... | 106 |
| 第2節 進捗確認..... | 107 |
| 第3節 計画の見直し..... | 108 |

第 1 章

保存活用計画策定の目的と経過

| | | |
|-----|---------------------------|---|
| 第1節 | 策定の経緯 | 2 |
| 第2節 | 策定の目的 | 2 |
| 第3節 | 計画の対象範囲 | 2 |
| 第4節 | 計画期間 | 2 |
| 第5節 | 阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会の設置と関連会議 | 3 |



宮地岳（阿志岐山城）遠景 御笠平野（西）から

第1章 保存活用計画策定の目的と経過

第1節 策定の経緯

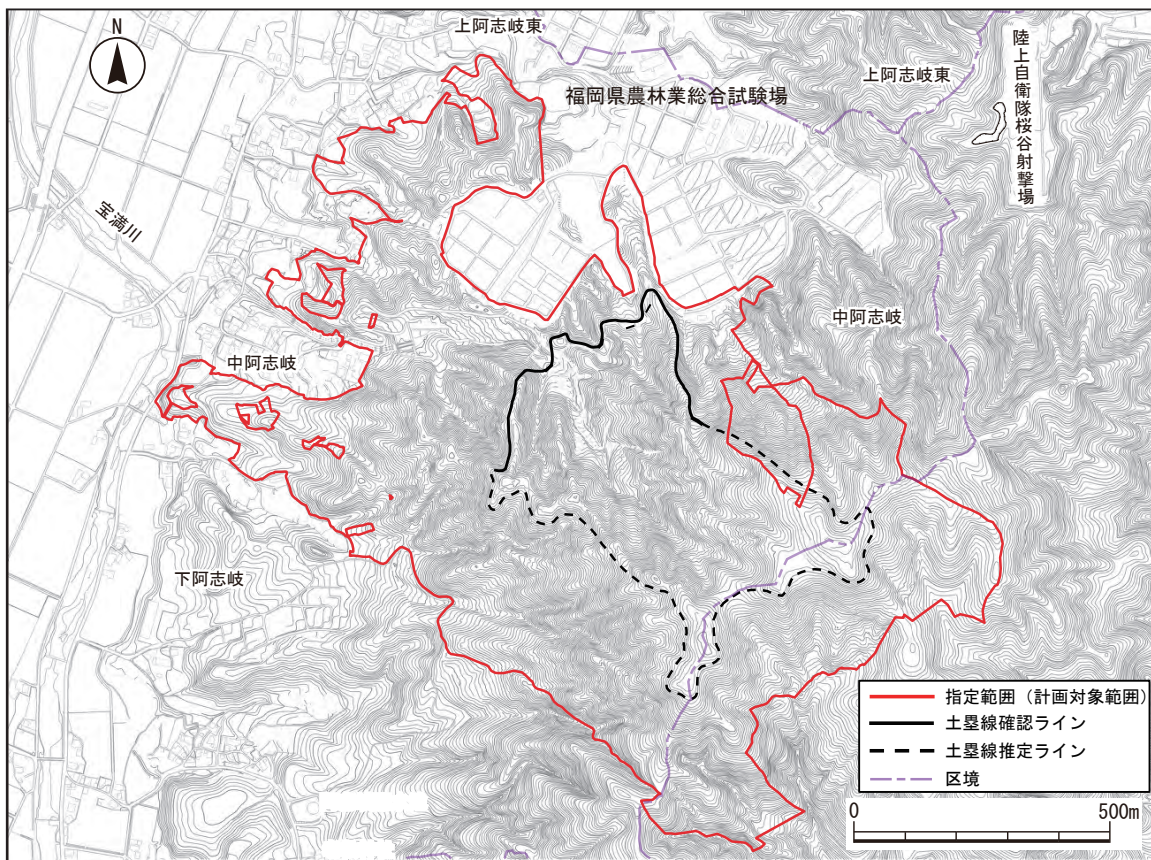
史跡阿志岐山城跡は筑紫野市東部、大字阿志岐に所在する古代山城である。精緻につくられた石塁及び土塁が確認され、平成23(2011)年9月に古代山城として国史跡に指定された。その後、一般市民対象に現地見学会を開催し、全国各地から多数の参加があり、その関心の高さがうかがえた。一方で、近年の集中豪雨による被災が相次いだため、将来にわたって史跡を適切に保存活用するために包括的な検討と方針を明示することとし、保存活用計画を策定することとなった。

第2節 策定の目的

史跡の価値や範囲を明らかにする基礎的な発掘調査は終えている。遺跡を構成する土塁等の遺構が急峻な谷側へ崩落しそうな危険箇所の把握も行っている。これらの現状を踏まえ、阿志岐山城跡を次世代につないでいくため、適切に保存活用するための方針・方法の策定を目的とする。

第3節 計画の対象範囲

保存活用計画策定における計画対象範囲(図1)は、史跡として指定を受けている範囲(以下「指定地」という)の約100haを基本とする。また、計画対象地は幹線道路から離れていることから便益施設などの活用面も考慮し、必要に応じて周辺を含めて検討を行う。



第4節 計画期間

本計画は令和8年(2026)3月に策定し、計画期間を令和8年4月1日から令和18年(2036)3月31日までの10年間とする。

第5節 阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会の設置と関連会議

1. 阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会の設置

本委員会は、保存管理・活用・整備に係る基本方針を定めるため、各分野の専門家からなる「阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会」を設置した。

| | | |
|---------|-------|--------------------------------|
| 委員（会長） | 亀田 修一 | 岡山理科大学 名誉教授（考古学） |
| 委員（副会長） | 末次 大輔 | 宮崎大学 工学教育研究部 教授（土木工学） |
| 委員 | 大方 優子 | 九州産業大学 地域共創学部 教授（観光学） |
| 委員 | 朝廣 和夫 | 九州大学 芸術工学研究院環境設計部門 教授（ランドスケープ） |
| 委員 | 八尋 雄二 | 御笠まちづくり協議会長（地域代表） |

| | | |
|------|-------|-----------------------------|
| 指導助言 | 渋谷 啓一 | 文化庁文化財第二課史跡部門主任文化財調査官 |
| | 野木 雄大 | 福岡県教育庁教育総務部文化財保護課文化財保護係技術主査 |

事務局

令和6年度・7年度

| | | |
|------|--------|-----------------------------|
| 筑紫野市 | 上野 二三夫 | 筑紫野市教育委員会教育長（令和6年度～令和7年12月） |
| | 主税 保徳 | 筑紫野市教育委員会教育長（令和7年1月～） |
| | 長澤 龍彦 | 筑紫野市教育委員会教育部長（令和6年度） |
| | 濱崎 博文 | 筑紫野市教育委員会教育部長（令和7年度） |
| | 小鹿野 亮 | 筑紫野市教育委員会文化財課長 |
| | 川口 陽子 | 筑紫野市教育委員会文化財課保存活用担当係長 |
| | 海出 淳平 | 筑紫野市教育委員会文化財課保存活用担当主任 |

2. 審議経過

第1回阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会

日時：令和6年8月21日

場所：筑紫野市歴史博物館（ふるさと館ちくしの）2階研修室

内容：委員委嘱状交付

保存活用計画策定の趣旨と今後の進め方

計画案 第1章～第5章の協議

第2回阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会

日時：令和6年11月1日

場所：筑紫野市歴史博物館（ふるさと館ちくしの）2階研修室および現地

内容：史跡の現地視察による現状の確認と課題の把握

計画案 第1章～第5章の修正箇所の説明、第4章および第6章の協議

第3回阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会

日時：令和7年1月24日

場所：筑紫野市歴史博物館（ふるさと館ちくしの）2階研修室および現地

内容：史跡の現地視察による現状の確認と課題の把握

第1章～6章の確定、第7章および第8章の提示

第4回阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会

日時：令和7年5月23日

場所：筑紫野市生涯学習センター 学習室4

内容：第7章および第8章の協議、第9章および第10章の提示

第5回阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会

日時：令和7年8月21日

場所：筑紫野市歴史博物館（ふるさと館ちくしの）2階研修室

内容：第9章および第10章の協議、第11章および第12章の提示・協議

第6回阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会

日時：令和7年11月10日

場所：筑紫野市歴史博物館（ふるさと館ちくしの）2階研修室

内容：計画案全体の確認

第7回阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会

日時：令和8年1月29日

場所：筑紫野市役所 会議室506

内容：パブリックコメントを受けた後の最終確認と承認

3. 土地所有者説明会

本史跡は、公有地化されていない範囲を含むため、保存管理や活用については、土地所有者に対し保存活用計画の説明を行い、策定を進めることとした。

地権者説明会：土地所有者対象

阿志岐山城跡保存活用計画地権者説明会

日時：令和6年8月7日

場所：筑紫野市生涯学習センター3階 視聴覚室

内容：史跡阿志岐山城跡についての説明

保存活用計画策定の趣旨と今後の進め方、史跡指定の経緯と阿志岐山城跡の価値、保存活用計画書の構成の説明

4. パブリックコメント

本史跡の保存活用計画について市民に幅広い意見を聴取し、より良い計画内容とするため、パブリックコメントを行った。

閲覧・意見提出期間：令和7年11月14日～令和7年12月16日

第2章 位置と環境

| | |
|--------|----|
| 第1節 位置 | 6 |
| 第2節 環境 | 11 |



宮地岳（阿志岐山城）西側遠景 御笠平野上空から

第2章 位置と環境

第1節 位置

1. 筑紫野市の概要

筑紫野市は福岡県の中央部からやや西部に位置している。東西の距離 15.6km、南北の距離が 14.1km で、87.73 km²の面積を有している。西の脊振山系、東の三郡山系に挟まれ、丘陵部から平野部にかけて市街地が形成されている。本市の周囲は、太宰府市、大野城市、小郡市、飯塚市、那珂川市、筑前町や県境を介して佐賀県基山町とも接している。

本市の歴史は古く、地勢的に福岡平野と筑後平野を結ぶ位置にあり、太古から交通の要衝として栄えてきた。古代には律令制のもと西海道諸国を統括した大宰府が置かれ、そのまち並みである条坊や寺院などが市内に所在し、周辺に古代山城がつくられた。また、宝満山では国家的な祭祀が行われ、古代大宰府に関連する遺跡が多数所在する重要な場所であった。江戸時代には、長崎街道沿いに山家宿、原田宿が置かれることになり、交通の要衝として発展し、その性格が本市の発展を支えてきた。また、温泉の歴史も古く、交通の要衝としての性格と温泉・商業が結びついて栄え、豊かな自然とともに先人が築いてきた歴史的、文化的遺産を受け継いできた。

このような背景のもと、昭和 30 年 3 月 1 日、二日市町・御笠村・山家村・筑紫村・山口村の 1 町 4 村が合併して筑紫野町となり、昭和 47 年 4 月 1 日に市制が施行された。現在では、都市化の進展に伴い、福岡都市圏のベッドタウンとなっている地域も見られる。



図2 筑紫野市位置図

2. 遺跡の位置

宮地岳は、ほぼ円錐形の山で福岡平野と筑後平野をつなぐ二日市低地帯に突き出した位置にある。西は二日市低地帯、南は筑前町方面に面しており、北は宝満川によって形成された御笠の平野部に面している。山頂に立てば有明海から博多湾まで見通すことができ、大野城跡、大宰府政庁跡、水城跡、基肆城跡、高良山神籠石など古代の重要な遺跡を一望できる。

城域は宮地岳北側山腹に位置し、その正面は御笠の平野部の奥を向いている。阿志岐山城跡の真北には、蘆城駅家跡の可能性のある御笠地区遺跡A地点があり、そこを分岐点として、西の高尾山方向を向けば大宰府政庁跡、北東に向かえば米ノ山峠を経て豊前に入る古代の「(推定) 豊前道」に面している。城域正面からは、二日市低地帯を見通すことができない。言い換えれば、米ノ山峠から降りてきて御笠の平野部が広がったとき初めて阿志岐山城跡が眼前に現れることになる。また、同じく太宰府から高尾山の尾根線を横断して御笠の平野部を見たとき、正面に阿志岐山城跡が現れることになり、本城が只越方面・米ノ山峠を睨む位置に選地していることは明らかで、築城意図の重要な要件の一つであったと考えられる。

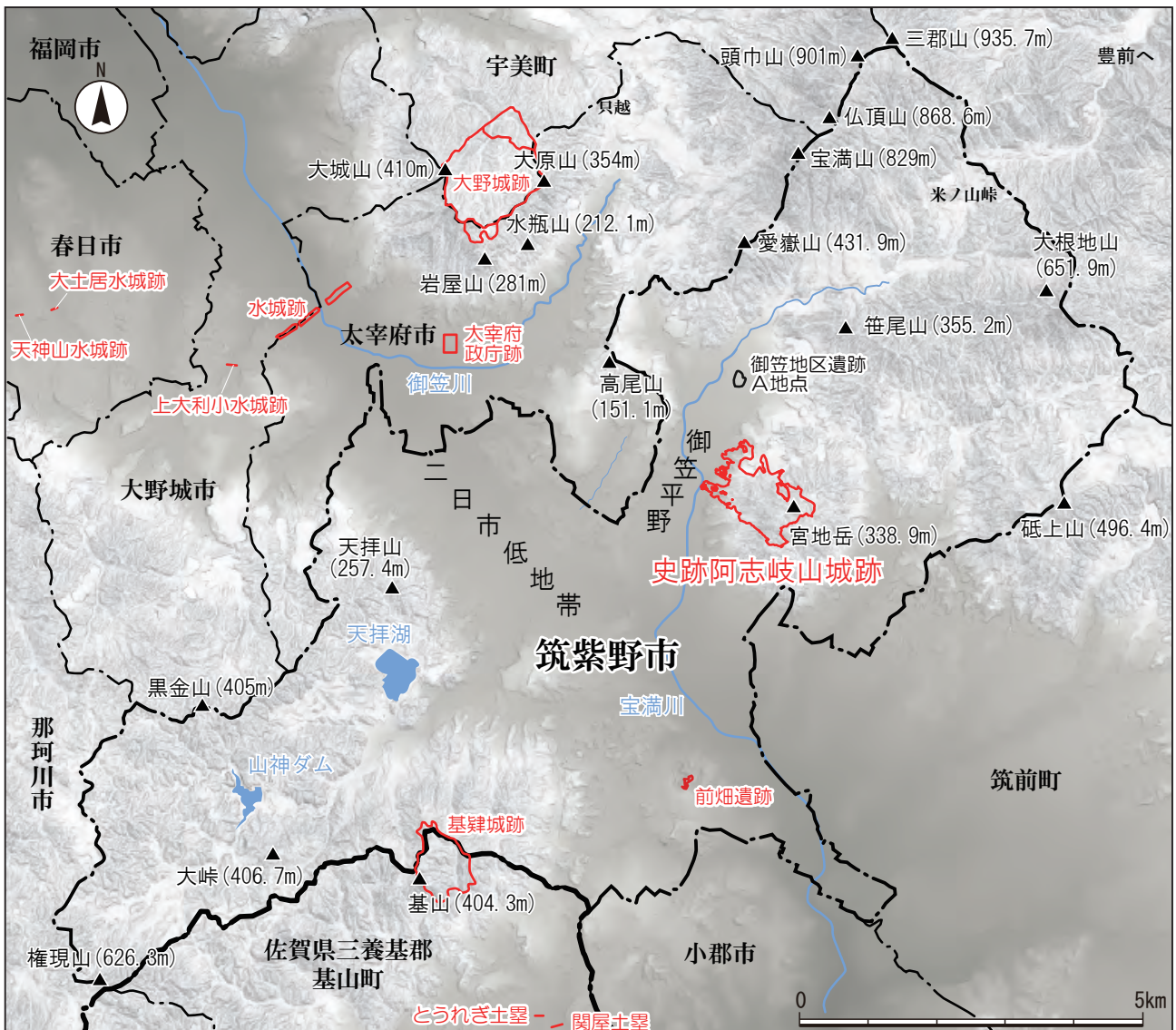


図3 阿志岐山城跡位置図

3. 関連遺跡

筑紫野市の地勢は、福岡平野と筑後平野を結ぶ中間に位置し、古代から交通の要衝となり、また重要な軍事拠点となっていた。そのことは、周辺の大宰府政庁・大野城・基肄城・水城の存在や、太平洋戦争末期に宮地岳南麓に造られた第16方面軍事司令部の存在からもうかがえる。

宮地岳で人類の生活の痕跡が認められる時期は、後期旧石器時代に遡る。宮地岳南麓の山家遺跡などからナイフ形石器などが採取されている。縄文時代に入ると、南麓の天山に所在する峰古野遺跡から押型文土器が発見されている。縄文時代後期には宮地岳西側平野の御笠地区遺跡A・B地点で広田式の精製土器の浅鉢や粗製深鉢などが出土している。また、宮地岳西麓の阿志岐シメノグチ遺跡では、晩期の方形竪穴式住居跡が検出されている。

弥生時代中期後半以降、宮地岳南麓の鞭掛遺跡、終末期の小型仿製鏡が出土した日焼遺跡、西麓では中期後半の丹塗大型特殊器台などの祭祀土器群が出土した阿志岐シメノグチ遺跡などが立地している。古墳時代に入ると、宮地岳山麓は古墳築造拠点として急速に拡大する。阿志岐山城跡西側・南西側に位置する杉の谷古墳群（後期～終末期円墳3基）、阿志岐古墳群D群（時期不明6基）・B群（前期方墳5基・後期円墳21基）・C群（時期不明円墳7基）・A群（後期円墳10基）、脇道古墳群（時期不明円墳4基）、老松神社古墳群（後期～終末期円墳2基）、天山古墳群（時期不明円墳7基）などが、阿志岐から天山の山麓に築造されていく。また、宮地岳南東側では殿様塚古墳群（後期円墳7基）、山家古墳群A群、山家古墳群B群、山家古墳群C群なども築造されている。

古代に入ると、阿志岐山城の北西約5kmの四王寺山の南裾に、古代の行政機関である大宰府政庁が設けられる。大宰府は、西海道九国三島の支配と内外使節の送迎や海边防備を担当し、那津官家が前身と考えられている。『日本書紀』推古天皇十七年（609）四月四日

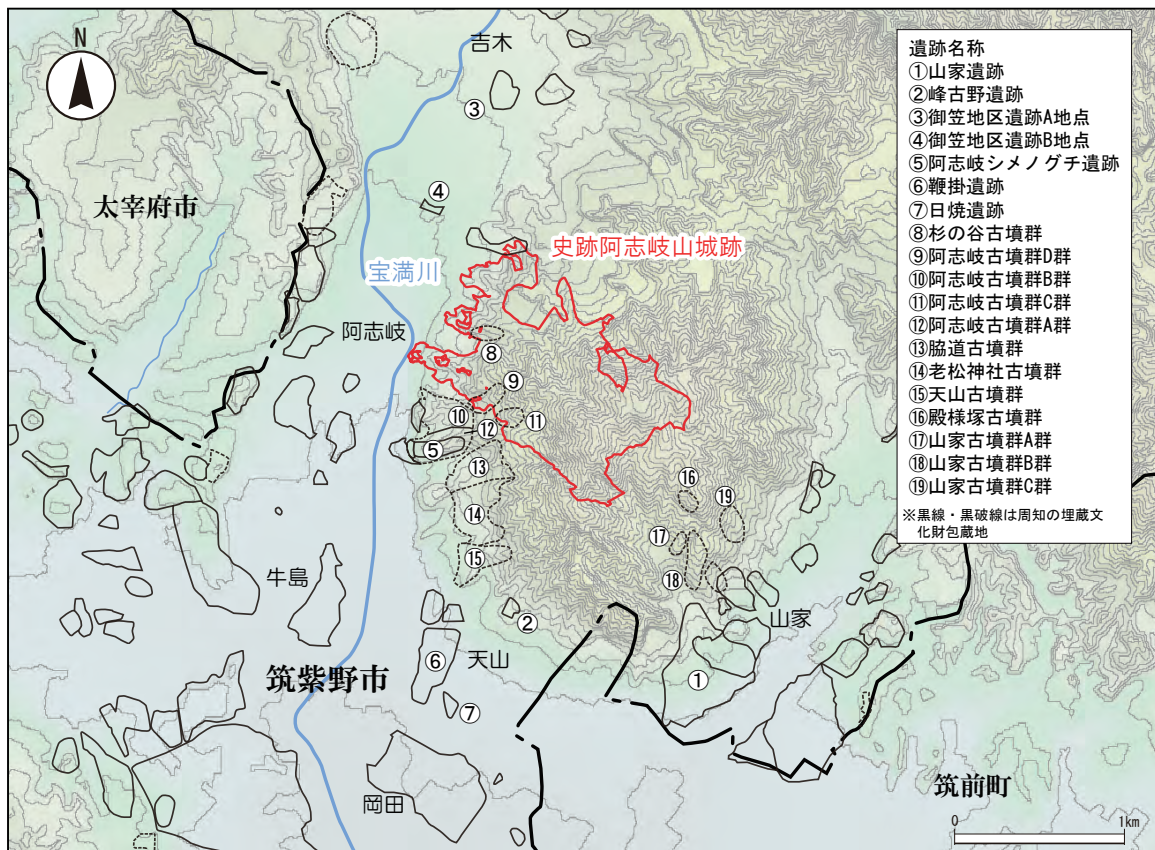


図4 指定地周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地及び関連遺跡位置図

条において初出する筑紫大^{つくし おおみこもち}宰は、那津官家に派遣されたと考えられている。そして、白^{はく}村江^{すきのえ}の敗戦後、筑紫大宰は那津官家から大宰府政庁に移ったと考えられている。

大宰府の成立時期は特定できないが、政庁はこれまでの発掘調査により3期の造営が確認されており、第Ⅰ期は掘立柱建物で、おおむね7世紀後半と考えられている。第Ⅱ期（8世紀）及び第Ⅲ期（9世紀以降）は、南北211m、東西112mの範囲を築地・回廊で囲い、礎石建物をコの字形に配している。政庁の前面は平城京と同じく条坊制がしかれ、中央を南北に大路が通り、その東側が左郭、西側が右郭の条坊が形成された。

天智天皇二年（663）、倭・百濟連合軍は白村江の戦いで唐・新羅連合軍に大敗し、百濟復興は無くなった。引き続き唐・新羅連合軍が日本へ侵攻してくることが予想されたため、敗戦の翌年（664）、対馬、壱岐、筑紫に防人と烽を設置し筑紫に水城を築造した。

また、その翌年（665）には筑紫に大野城と基肆城を築城し、長門国に城を築造した。白村江での敗戦後わずか2年のうちに、急遽、築造されたこれらの防衛拠点は、大宰府政庁を守備することを目的としており、それぞれの配置には戦略的な意図をもって計画されたものと考えられる。その中において、阿志岐山城跡はそれらの東に位置し、戦略的配置の一角を担っていたものと考えられている。



写真1 大宰府政庁跡（太宰府市）南から



写真2 水城跡（太宰府市・大野城市・春日市）北から



写真3 大野城跡（太宰府市・大野城市・宇美町）東から



写真4 基肆城跡（筑紫野市・基山町）南東から



写真5 宝満山（筑紫野市・太宰府市）南西から

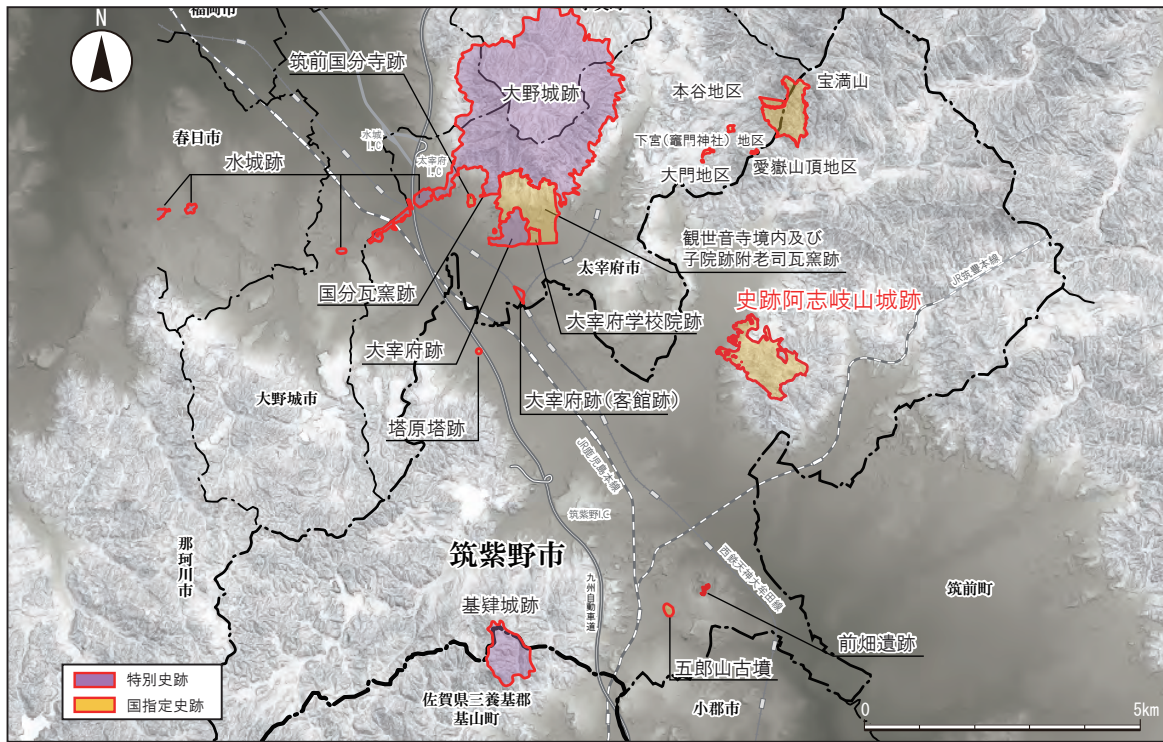


図5 関連史跡位置図

4. 市内の指定文化財

筑紫野市には、国指定文化財が7件、国登録文化財が1件、県指定文化財が6件、市指定文化財が28件、合計42件の指定文化財がある。

表1 市内指定文化財一覧

令和8年1月29日現在

| 区分 | 種別 | 指定年月日 | 名称 | 員数 |
|-----|----------|-------------|---|----------------------------|
| 国 | 特別史跡 | 昭和29年3月20日 | 基肆(椽)城跡 | 27,429.6㎡(筑紫野市26485.9㎡) |
| | 史跡 | 昭和14年9月7日 | 塔原塔跡 | 82,645㎡ |
| | 史跡 | 昭和24年7月13日 | 五郎山古墳 | 3,846㎡ |
| | 史跡 | 平成23年9月21日 | 阿志岐山城跡 | 1,002,317.36㎡ |
| | 史跡 | 平成25年10月17日 | 宝満山 | 644,341.56㎡(筑紫野市391041.3㎡) |
| | 史跡 | 令和7年3月10日 | 前畑遺跡 | 9,535.92㎡ |
| 国登録 | 有形文化財(考) | 平成16年6月8日 | 福岡県隈・西小田遺跡群出土品 | |
| | 有形文化財(建) | 平成9年5月29日 | 旧九州鉄道城山三連橋梁 | 1基 |
| 県 | 史跡 | 昭和35年8月16日 | 武蔵寺跡 | 13,680㎡ |
| | 史跡 | 平成14年4月5日 | 山家宿西構口並びに土塀 | 一対 |
| | 有形文化財(絵) | 平成15年2月5日 | 紙本著色武蔵寺縁起 | 5幅 |
| | 有形文化財(考) | 平成17年2月23日 | 隈・西小田遺跡群甕棺墓出土品 第2・3・5・8・10・13地点甕棺墓群出土品 | 一括 |
| | 天然記念物 | 平成13年2月21日 | 立明寺のタブノキ | 1本 |
| | 天然記念物 | 平成13年2月21日 | 武蔵のイヌマキ群 | 11本の群落 |
| 市 | 有形文化財(建) | 昭和50年6月16日 | 古石塔 | 1基 |
| | 有形文化財(建) | 昭和50年6月16日 | 自然石梵字板碑 | 1基 |
| | 有形文化財(建) | 昭和50年6月16日 | 山家宿場郡屋土蔵 | 1基 |
| | 有形文化財(考) | 昭和59年11月1日 | 武蔵寺経塚群出土品 | |
| | 有形文化財(建) | 平成11年7月23日 | 牛島地蔵石仏 | 1基 |
| | 有形文化財(彫) | 平成16年10月18日 | 木造十二神将像 | 全十二鉢 |
| | 有形文化財(建) | 平成17年8月4日 | 阿弥陀三尊板碑 | 1基 |
| | 有形文化財(歴) | 平成18年8月8日 | 紙本著色山家御茶屋指図 | 1幅 |
| | 有形文化財(絵) | 平成26年4月24日 | 紙本著色宝満山入峯絵巻 | 1巻 |
| | 有形文化財(彫) | 平成26年4月24日 | 袖須原の木造聖観音坐像 | 1躯 |
| | 有形文化財(建) | 平成26年11月27日 | 山家宿の恵比須石像 | 1基 |
| | 有形文化財(古) | 平成26年11月27日 | 正徳四年カ「二日市宿庄屋覚書」(河口屋水城正五郎写) | 1冊 |
| | 有形文化財(考) | 平成28年2月3日 | 「和銅八年」刻書須恵器 | 1片 |
| | 有形文化財(歴) | 平成29年10月26日 | 寛文九年十二月平石坊権大僧口和尚銘 瓦質祠 | 1棟(7点) |
| | 有形文化財(古) | 令和7年3月27日 | 大賀家文書 | 一括 |
| | 無形民俗文化財 | 昭和51年4月16日 | 山家岩戸神楽 | |
| | 無形民俗文化財 | 昭和59年11月1日 | 筑紫神社粥占行事付粥鉢一口 | |
| | 史跡 | 昭和59年11月1日 | 高橋紹運首塚伝承地 | 89.10㎡ |
| | 史跡 | 平成4年4月30日 | 杉塚廃寺跡 | 949.82㎡ |
| | 史跡 | 平成4年4月30日 | 大宰府条坊跡朱雀大路(立明寺地区) | 46㎡ |
| | 史跡 | 平成4年12月28日 | 山家宿郡屋跡 | 2,045.27㎡ |
| | 史跡 | 平成4年12月28日 | 山家宿大庄屋役宅跡 | 1,852.47㎡ |
| | 史跡 | 平成7年6月23日 | 山家宿下代跡地 | 80.8㎡ |
| | 史跡 | 平成22年11月17日 | 原口古墳 | 5607.7㎡ |
| | 史跡 | 令和5年12月7日 | 岡田地区遺跡の古代官道 | 277.54㎡ |
| | 天然記念物 | 昭和50年6月16日 | 長者の藤 | 1本 |
| | 天然記念物 | 昭和59年11月1日 | 二日市八幡宮神木の公孫樹 | 1樹 |
| | 天然記念物 | 平成11年7月23日 | 平等寺エヒメアヤメ | 6,093㎡ |

第2節 環境

1. 自然環境

(1) 地形

阿志岐山城跡は、宮地岳（338.9 m）を主峰とした独立山体の山頂部およびその北西側斜面に位置している。宮地岳は、市域東部の三郡山地の大根地山（651.9 m）から派生した円錐形の丘陵性山地で、二日市低地帯に向いて突き出た形である。山頂部や尾根頂部が緩斜面であるのに対して、斜面部が急勾配（勾配40°）であり、お椀を伏せた様な地形となっている。この山は北西～南東方向から派生した尾根と谷の分布が顕著で、特に宮地岳の西側には北西方向および西方向に開いた大きな谷が存在している。この北西方向に開いた谷を取り囲む尾根の斜面は急斜面であり、それに沿って阿志岐山城跡の土塁線がつくられている。

土塁線西端付近から西側の中阿志岐方面へ連続して伸びる尾根線は、宝満川屈曲部に接する尾根線端部（荒船神社）まで続き、宝満川の氾濫原と併せて自然の壁状になっている。

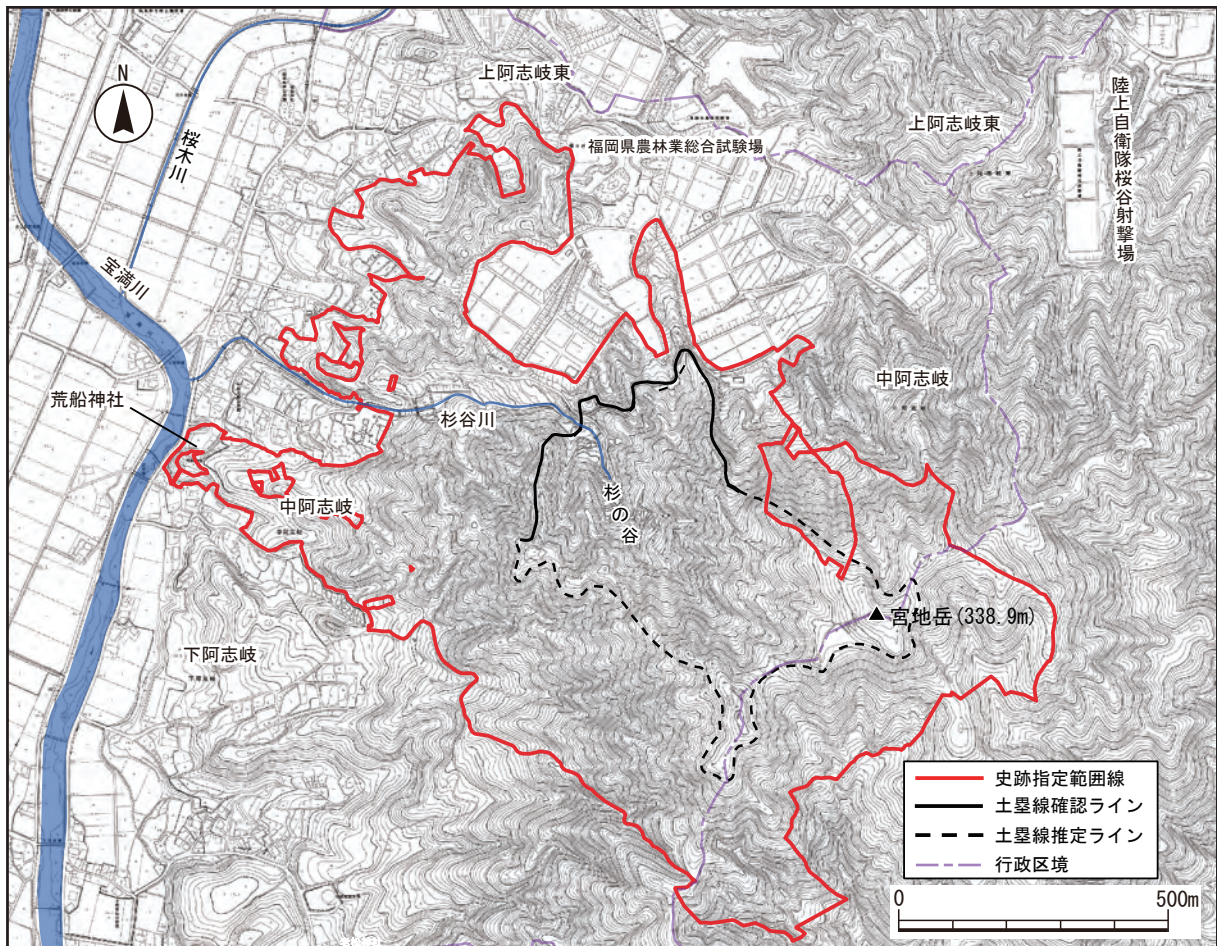


図6 阿志岐山城跡周辺地形図

(2) 地質

宮地岳周辺の地質は中生代白亜紀後期に貫入した大陸性の花崗岩（朝倉花崗閃緑岩および早良花崗岩）で構成される。尾根部では風化作用によりマサ土状を呈する風化層が厚く分布しているが、谷部では比較的新鮮硬質な岩盤が分布するようである。このため、尾根周辺では表層崩壊地形が頻繁に観察される傾向が強い。

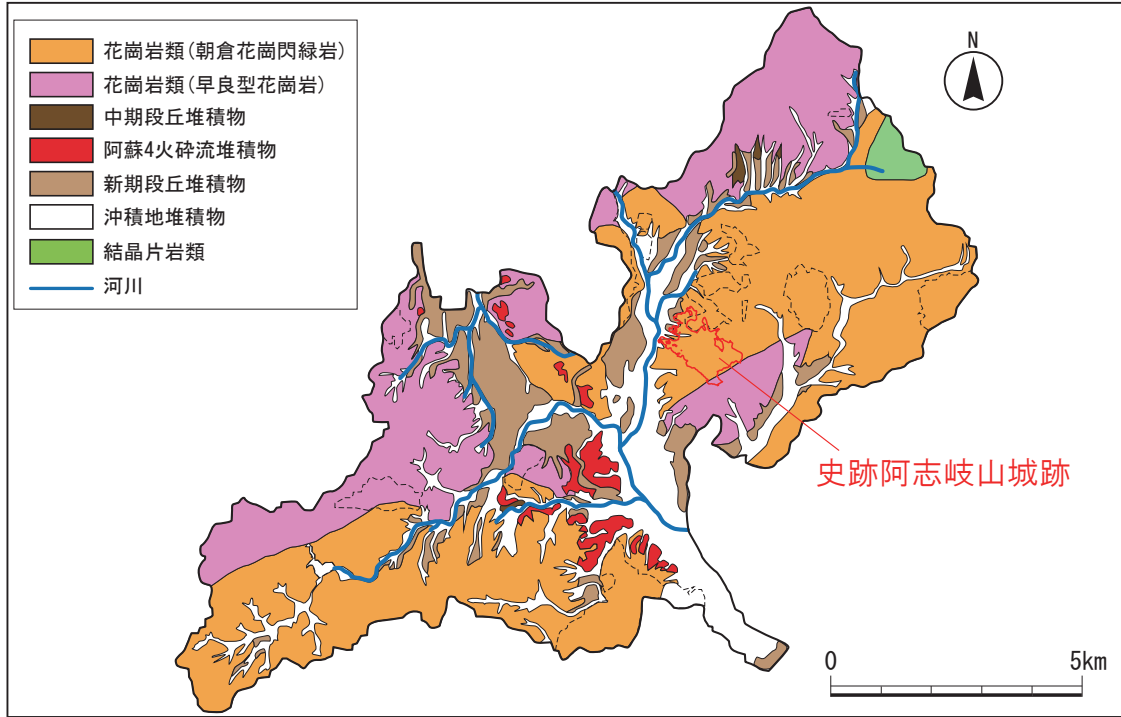


図7 阿志岐山城跡地質概要図

(3) 気候

筑紫野市の気象は、概ね穏やかで温暖な気候に恵まれ、年平均気温の平年値が約18.1℃である。また、三郡山系及び脊振山系が迫っていることから降雨が多く、年間降水量の平年値は約2,000mmである。

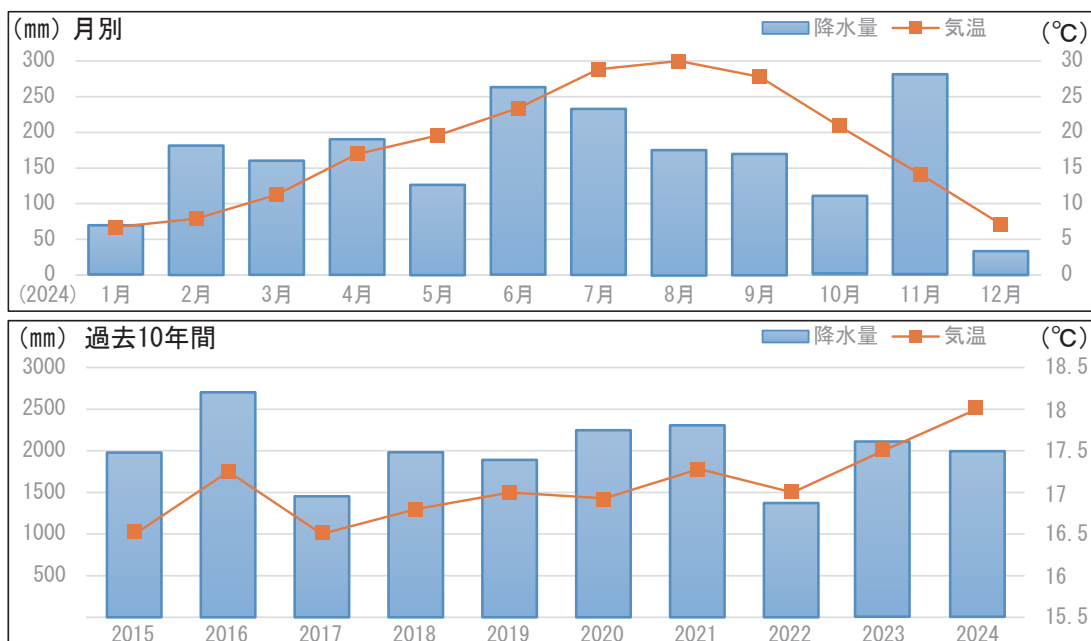


図8 月別、過去10年間の平均気温と降水量（資料：気象庁HP太宰府観測所）

(4) 動植物

1) 植生の概要

現存植生図（平成 21 年環境省）によれば、阿志岐山城跡周辺の植生はスギ・ヒノキ・サワラ植林が大部分を占め、城域の外側にあたる南東斜面や北東斜面にアカマツ群落、シイ・カシ二次林、コナラ群落が分布している。また、西側の集落に続く斜面にもシイ・カシ二次林が分布しており、第 1 水門及び第 2 水門の上流部と土塁線に囲まれた西側の谷にはアカメガシワ - カラスザンショウ群落が分布している。

遺構周辺の植生については、大部分はスギ・ヒノキの植林に覆われているが、谷の底部や北西部の土塁線周辺はシイの大木や竹林も見られる。植林は植樹から概ね 50 年が経過して高木になっている。山頂付近の植林と二次林の境界付近や尾根上の管理用道路などにもシイ・カシの大木が見られる。東側斜面や北側斜面の土塁推定線周辺はほぼ二次林であり、下草も少ない。尾根上からは、アカマツの確認はできなかった。また、南側土塁線上の尾根から第 1 水門付近にかけて数本のアカマツやヤマザクラも確認できるが、アカマツの約半数は枯死している。

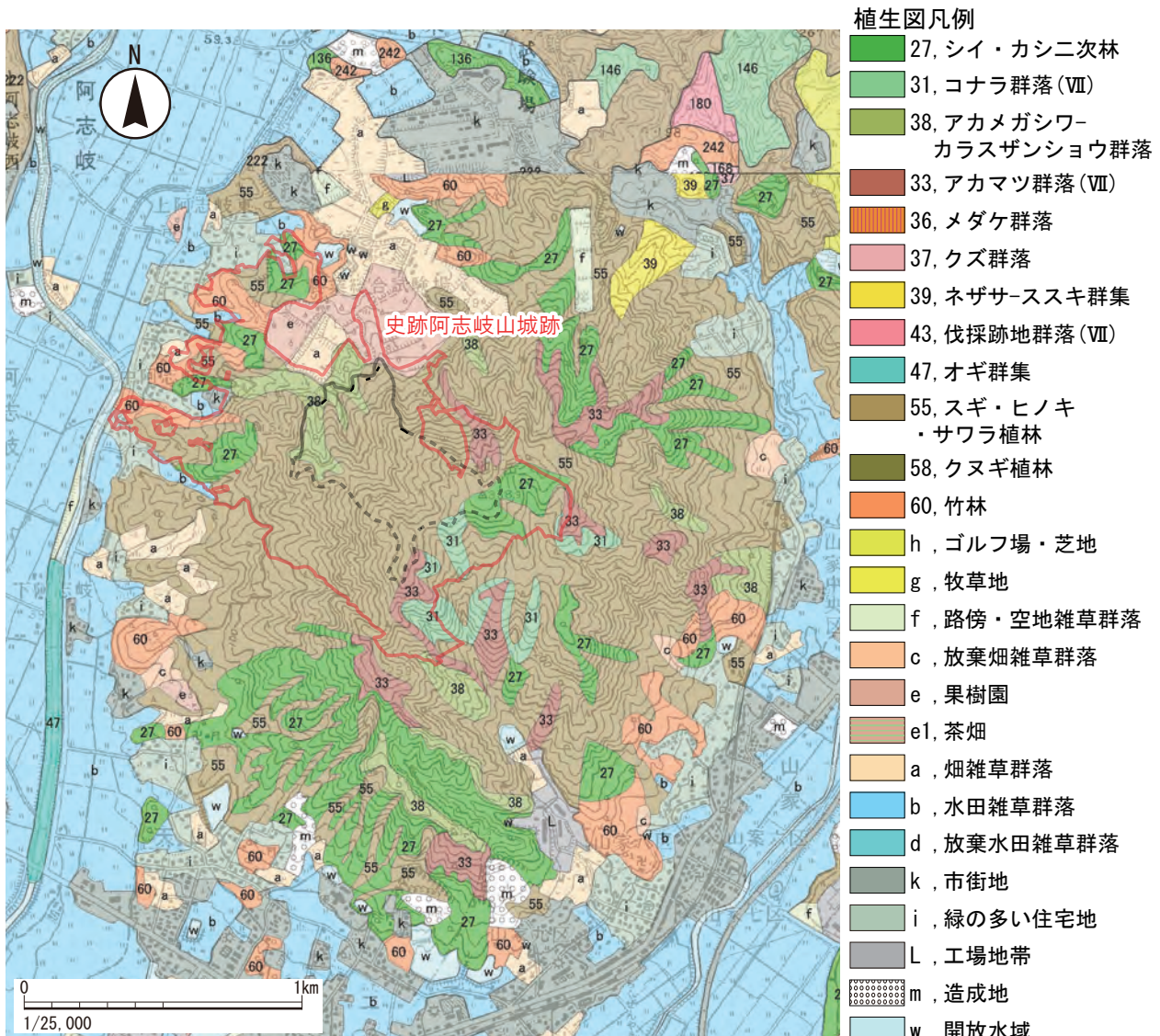


図 9 現存植生図 (1/25,000 植生図「二日市」「太宰府」(「第 3 回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」環境省生物多様性センター)(URL:biodic.go.jp) に筑紫野市教育委員会が作成・加工したものである。)

2) 遺跡周辺の動物の概要

阿志岐山城跡に生息すると思われる小動物は、イノシシ、シカ等が挙げられる。沢沿いや谷部を中心にイノシシのものと思われる足跡やヌタ場が多く見られる。西側土塁では列石周辺をイノシシや小動物が掘ったと思われる跡が確認できる。また、山中の杉・ヒノキ下部にシカの角研ぎにより樹皮が剥がれた痕が散見される。

山中では頻繁に鳥の鳴き声が聞こえる。2011年の宮地岳の森での調査結果では、カイツブリやヒヨドリ、ジョウビタキ等の確認がされている。

哺乳類^{ほにゅうるい}について、平成23年の調査では、希少種であるムササビの食痕が確認されている。姿の確認は難しいが山中に生息しているものと考えられる。その他にテンやイタチ、タヌキが生息している。数は少ないと考えられるが、サルも山中で行動している。

爬虫類^{はちゅうるい}及び両生類については、山中に湿性の谷部や沢があり、複数目撃等されている。平成23年の調査では、爬虫類のヤモリやアオダイショウなど、両生類では各種のカエルが目撃及び確認されている。

表2 鳥類（環境指標の森：宮地岳の森 2011年11月20日調査結果及び現地確認）

| 科 | 種 | 調査結果 |
|---------|---------|-------|
| カイツブリ科 | カイツブリ | 8 |
| サギ科 | アオサギ | 1 |
| ハト科 | キジバト | 1 |
| セキレイ科 | キセキレイ | 1 |
| | ハクセキレイ | 1 |
| | セグロセキレイ | 1 |
| ヒヨドリ科 | ヒヨドリ | 5+声 |
| ミソサザイ科 | ミソサザイ | 1声 |
| ツグミ科 | ジョウビタキ | 1(オス) |
| シジュウカラ科 | ヤマガラ | 1声 |
| メジロ科 | メジロ | 3 |
| カラス科 | ハシブトガラス | 4 |
| キジ科 | ヤマドリ | 現地確認 |

財団法人九州環境管理協会「筑紫野市自然環境啓発推進事業 環境指標の森モニタリング報告書」平成24年3月及び現地確認

表3 哺乳類

| 科 | 種 | 調査結果 |
|--------|---------|------|
| リス科 | ムササビ | 食痕確認 |
| イタチ科 | テン | 糞確認 |
| イタチ科 | イタチ | 糞確認 |
| イヌ科 | タヌキ | 糞確認 |
| オナガザル科 | ニホンザル | 確認 |
| イノシシ科 | イノシシ | 現地確認 |
| シカ科 | ニホンジカ | 現地確認 |
| ウサギ科 | ニホンノウサギ | 現地確認 |

筑紫野市自然環境調査委員会「筑紫野市自然環境調査報告書」平成23年3月及び現地確認

表4 爬虫類・両生類・十脚類

| 科 | 種 | 調査結果 |
|--------|---------|------|
| ヤモリ科 | ヤモリ | 捕獲 |
| カナヘビ科 | カナヘビ | 目撃 |
| トカゲ科 | トカゲ | 目撃 |
| ナミヘビ科 | アオダイショウ | 目撃 |
| ナミヘビ科 | シマヘビ | 目撃 |
| アマガエル科 | アマガエル | 目撃 |
| アカガエル科 | タゴガエル | 目撃 |
| ヌマガエル科 | ヌマガエル | 目撃 |
| サワガニ科 | サワガニ | 現地確認 |

筑紫野市自然環境調査委員会「筑紫野市自然環境調査報告書」平成23年3月

平成 11 年の昆虫の調査報告においては、クワガタムシやカブトムシ、カミキリムシが確認されている。その他、阿志岐山城跡の管理作業中においてオオセンチコガネ（赤紫）と考えられるコガネムシも確認している。夏場では、アブが多く発生する状況でもある。周辺の宝満川流域では、ムスジイトトンボやアオサナエ、ホンサナエなどのトンボ科の昆虫が見られる。

表 5 昆虫類

| 科 | 種 | 調査結果 |
|---------|------------|------|
| クワガタムシ科 | ノコギリクワガタ | 目撃 |
| コガネムシ科 | カブトムシ | 目撃 |
| カミキリムシ科 | ニセノコギリカミキリ | 目撃 |
| カミキリムシ科 | キマダラカミキリ | 目撃 |
| カミキリムシ科 | センノカミキリ | 目撃 |

筑紫野市自然環境調査委員会「筑紫野市環境調査基本計画基礎調査 筑紫野市の自然」平成 11 年 6 月

(5) 景観

古代の都から、米ノ山峠を越えて大宰府へ通ずる「(推定) 豊前道」からの阿志岐山城跡の眺望は、香園や本道寺辺りでは大根地山から笹尾山へつながる尾根によって見ることはできない。大石集落を過ぎ、御笠の平野に入る辺りからははっきりと確認することができる。

阿志岐山城跡から北西側に所在する原地区・吉木地区からは、阿志岐山城跡の城域中心を形成する谷と、土塁が確認された東西の尾根をはっきりと確認できる。蘆城駅家跡の可能性のある御笠地区 A 地点をはじめとした御笠地区遺跡からは、土塁が確認された尾根が見え、南側の天山地区周辺になると西側の尾根や中心となる谷も見えなくなる。山家地区からは、宮地岳の南東面になるため山頂部から宮地岳神社の尾根しか見えない。

基肄城跡と大野城跡からは、宮地岳をはっきりと確認することができる。基肄城跡からは阿志岐山城跡の南西方向からの眺望となるため、土塁線の尾根と中心となる谷は見えない。大野城跡からは阿志岐山城跡の正面方向となるため、東西尾根と杉谷川の流れる谷が見える。大宰府政庁前の御笠川に架かる都府楼橋からも宮地岳を認識することができるが、土塁などの城域は手前の高尾山に遮られ確認できない。



写真 6 原地区から見た阿志岐山城跡（北西から）



写真 7 筑前町から見た阿志岐山城跡
(左奥山塊は四王寺山：南東から)

2. 社会環境

(1) 地目別土地利用及び建築現況

阿志岐山城跡の史跡指定地の土地利用について、地目別土地利用は図10に示すとおりである。山林、保安林が多くを占めており山腹には原野もある。北西側の集落に接する部分は、畑及び墓地などが見られる。史跡指定地の多くは私有地であり、砂防施設周辺は国土交通省（建設省）用地となっている。北側に隣接する福岡県農林業総合試験場の境界部は福岡県有地であり、小規模な付帯施設がある。指定地内には、民間企業の高圧鉄塔及び小規模な付帯施設等があり、宅地には既存建物は無い。

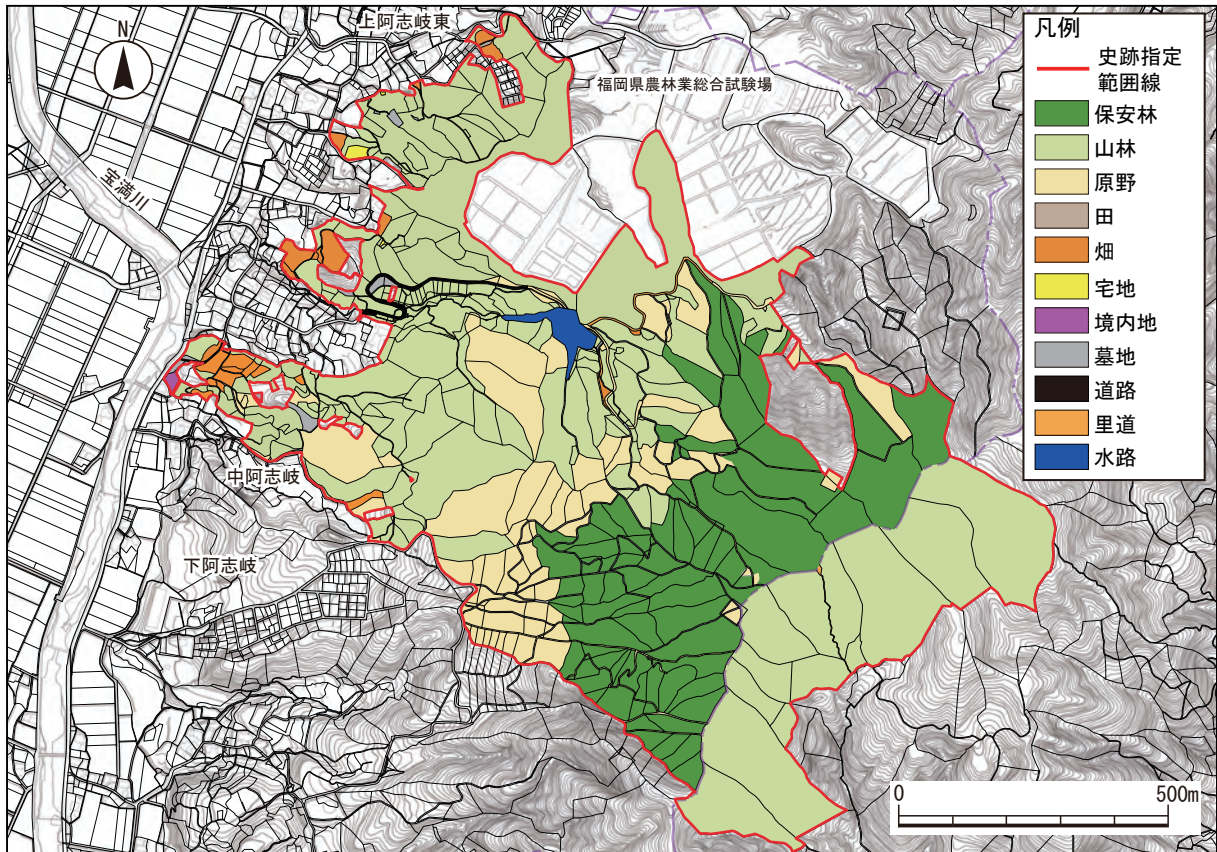


図10 指定地の地目別土地利用現状図

(2) 地域コミュニティ・行政区

指定地は、コミュニティ区域としては御笠コミュニティに含まれ、活動の拠点施設は御笠コミュニティセンターである。小学校区は吉木小学校区、阿志岐小学校区、中学校区は筑紫野中学校区である。また、御笠コミュニティは16行政区で構成される。

表6 行政区の構成（面積は令和元年度、人口は令和7年12月31日付けを使用している）

| 市・行政区 | 世帯数（世帯） | 人口（人） | 構成比 | 面積（km ² ） | 構成比 |
|----------|---------|---------|---------|----------------------|---------|
| 筑紫野市 | 49,133 | 106,401 | 100.00% | 87.73 | 100.00% |
| 御笠コミュニティ | 4,328 | 9,556 | 8.98% | 24.89 | 28.37% |
| 袖須原 | 22 | 38 | 0.03% | 4.26 | 4.86% |
| 香園 | 10 | 23 | 0.02% | 3.71 | 4.23% |
| 本道寺 | 49 | 111 | 0.10% | 3.05 | 3.48% |
| 大石 | 80 | 172 | 0.16% | 1.74 | 1.98% |
| 西吉木 | 321 | 762 | 0.71% | 1.16 | 1.32% |
| 東吉木 | 665 | 1,493 | 1.40% | 2.94 | 3.35% |
| 原 | 373 | 864 | 0.81% | 1.27 | 1.45% |
| 宮の森 | 545 | 1,162 | 1.09% | 0.19 | 0.22% |
| ゴルフ場団地 | 133 | 276 | 0.25% | 0.06 | 0.07% |
| みかさ台 | 421 | 891 | 0.83% | 0.13 | 0.15% |
| 上阿志岐東 | 53 | 112 | 0.10% | 1.01 | 1.15% |
| 上阿志岐西 | 567 | 1,294 | 1.21% | 0.4 | 0.46% |
| 中阿志岐 | 72 | 173 | 0.16% | 1.35 | 1.54% |
| 下阿志岐 | 203 | 450 | 0.42% | 1.74 | 1.98% |
| 天山 | 321 | 604 | 0.56% | 1.32 | 1.50% |
| 牛島 | 493 | 1,131 | 1.06% | 0.54 | 0.62% |

(3) 交通

1) 鉄道

筑紫野市には九州旅客鉄道（以下 JR）鹿児島本線、JR 筑豊本線、西日本鉄道（以下西鉄）天神大牟田線の3路線がある。JR 鹿児島本線は二日市駅、天神山駅、原田駅、JR 筑豊本線は筑前山家駅、西鉄天神大牟田線は二日市駅、紫駅、朝倉街道駅、桜台駅、筑紫駅の全9駅がある。各駅の一日平均乗降客数（乗車人員）をみると、JR 二日市駅は6,971人（2024年度調べ）、西鉄二日市駅は16,904人（2024年度調べ）となっている。

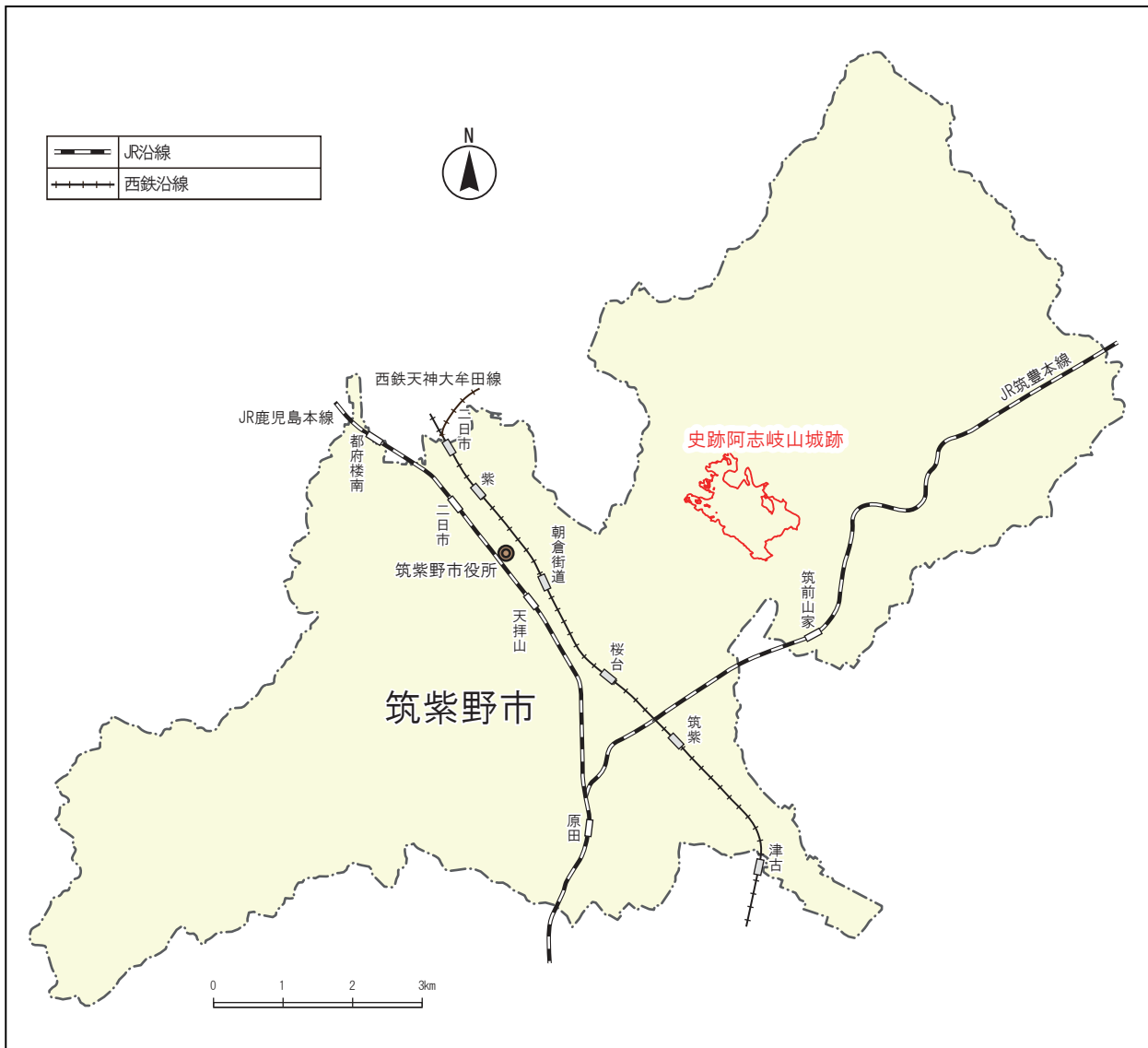


図 11 鉄道路線図

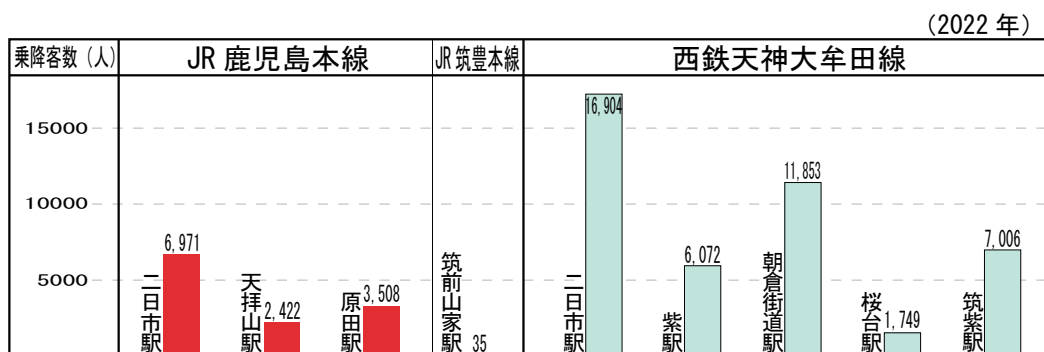


図 12 各駅別乗降客数（※筑前山家駅のみ 2018 年度）

2) 公共バス

筑紫野市では、西鉄路線バスの他に市費による赤字補填、委託事業を行っている路線バスがあり、二日市地区の一部や山家地区を走る「上西山線」、筑紫地区を走る「筑紫野線」が運行している。また、福祉の一環として、筑紫野市総合保健福祉センター「カミーリヤ」と市の公共施設を利用する方の交通手段を確保することを目的に「カミーリヤ巡回福祉バス」が市内5路線で運行している。なお、令和7年1月以降、地域公共交通を持続可能な取り組みとするために、山口・山家・筑紫・筑紫南で交通AI デマンドバス「筑紫野のるーと」の運行が開始された。

その他に、カミーリヤを起点とし、西鉄筑紫駅西口、筑紫野市役所、JR 二日市駅、二日市温泉を走る「筑紫野市コミュニティバスつくし号」、同じくカミーリヤを起点とし、原地区、柚須原地区へ向けて2路線を運行する「御笠自治会バス」がある。阿志岐山城跡に最寄りのバス停としては、御笠自治会バスの中阿志岐集落の前の「中阿志岐」と阿志岐集落前の「圓徳寺入口」が所在する。また、阿志岐から西の福岡県道 65 号沿いには、西鉄路線の「柚ノ木」が所在している。

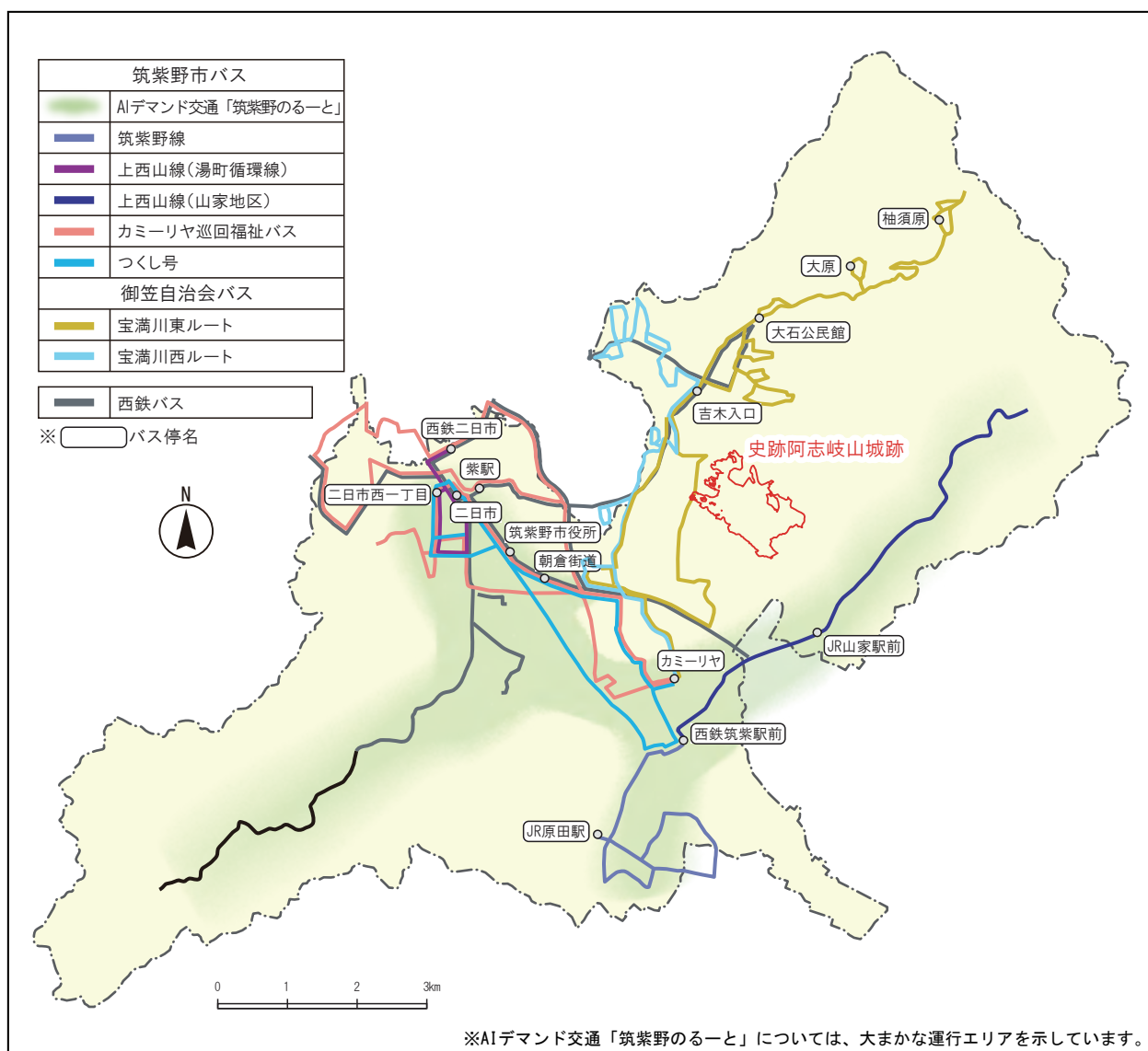


図 13 公共バス路線図

3) 道路

筑紫野市では、主に平野の中央部を九州自動車道、一般国道3号、福岡県道・佐賀県道17号久留米基山筑紫野線及び福岡県道31号福岡筑紫野線、福岡県・大分県道112号福岡日田線が縦貫している。また、市南部を横走するように、筑豊方面とを結ぶ一般国道200号、国道3号と九州自動車道とをつなげる主要地方道筑紫野インター線などの幹線道路が整備されている。九州自動車道には、筑紫野インターチェンジが設置されている。

阿志岐山城跡から北側眼下の御笠の平野には、二日市と古賀市を結ぶ県道35号筑紫野古賀線が整備されている。

市の西側にあたる平等寺からは、一般県道である福岡県道137号基山平等寺筑紫野線が横走している。東側にあたる柚須原・本道寺・大石からは、福岡県道65号筑紫野筑穂線が二日市までつながっている。両道は、古くからある道で市と東西地域を結んでいる。

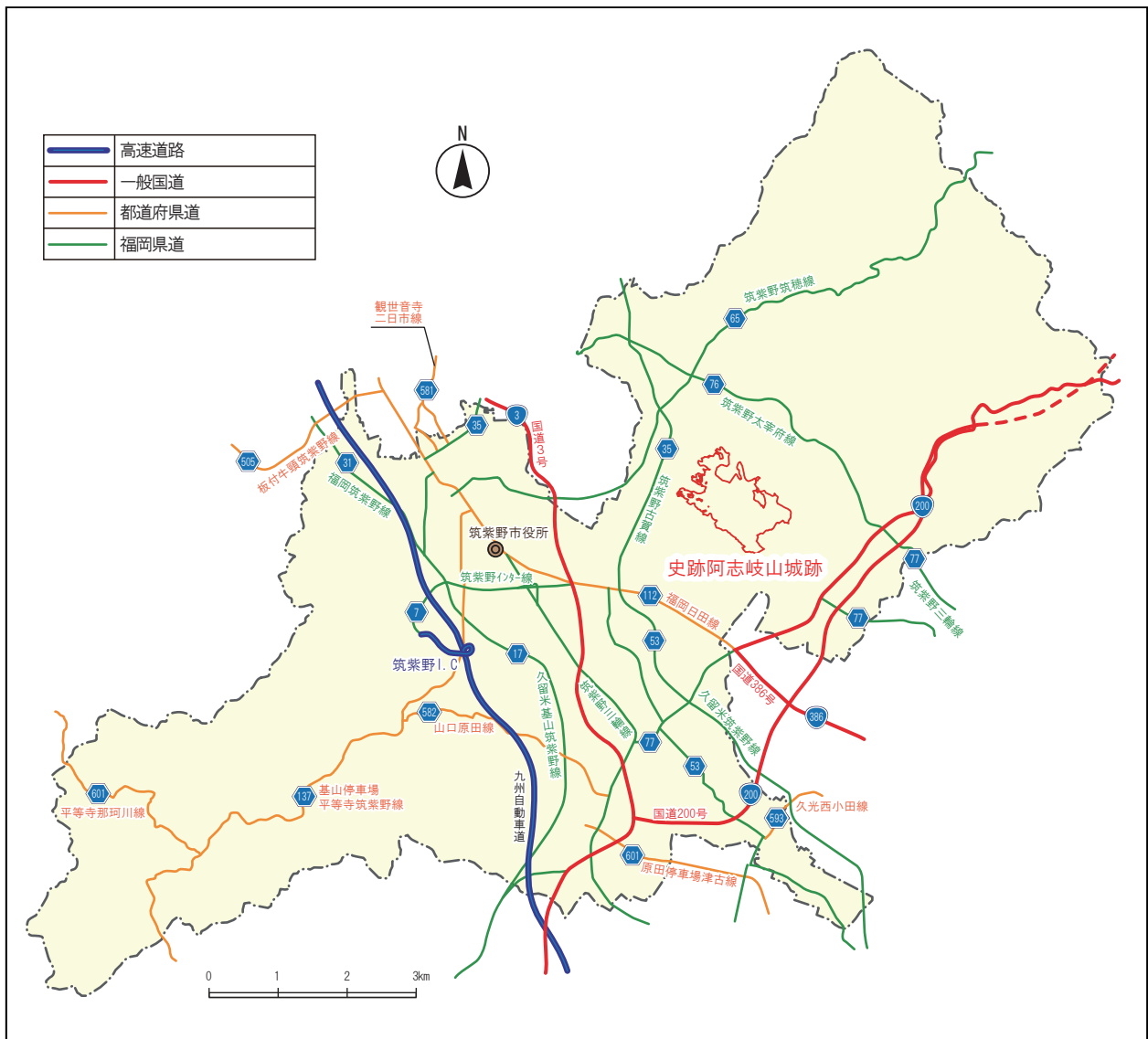


図14 道路路線図

3. 史跡を取り巻く市の施策・情勢

(1) 上位計画・関連計画

本計画は、市の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる『筑紫野市教育振興基本計画 / 令和6年（2024）策定』の下に位置付けられ、連携を図ることとする。また、筑紫野市教育振興基本計画についても、市の主要な各種計画と連携をしている。

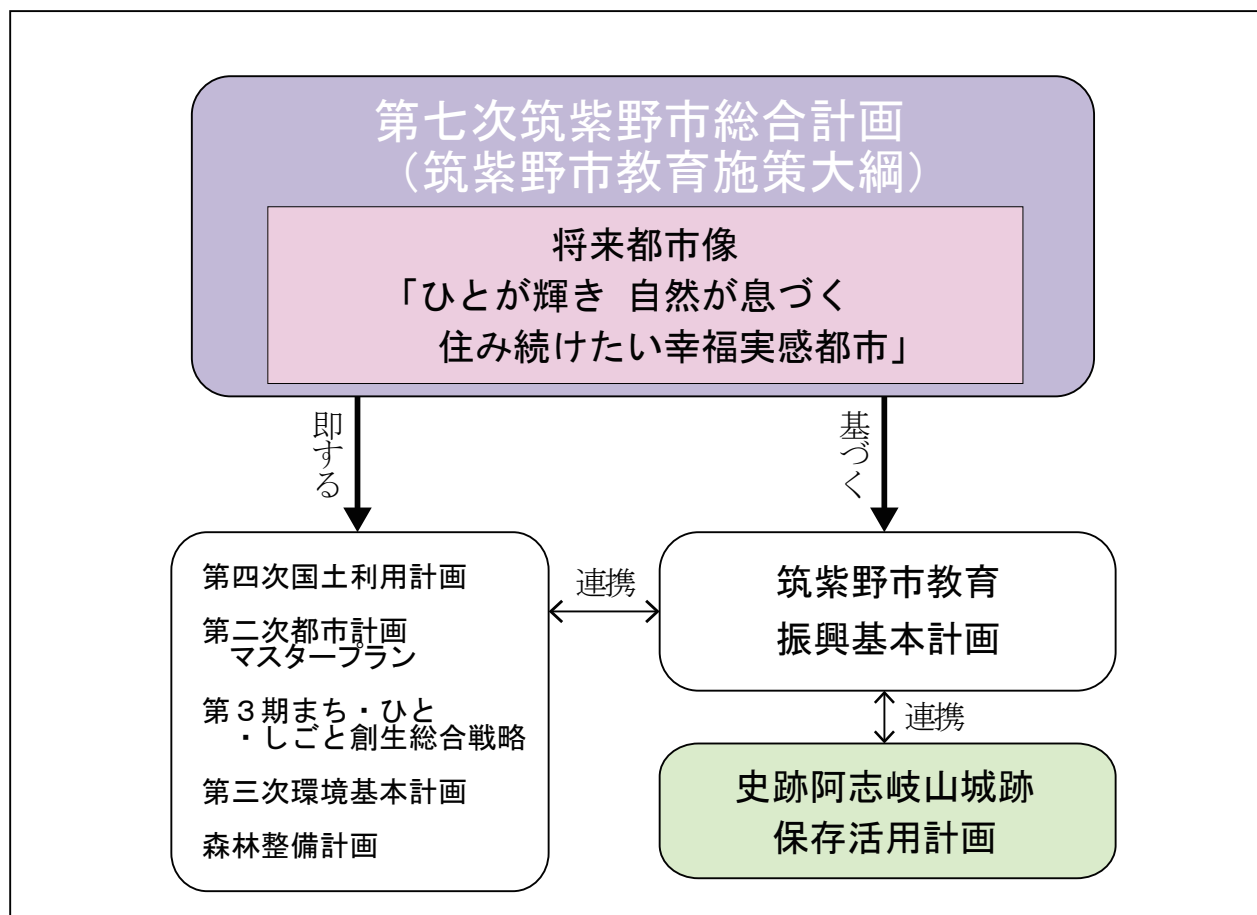


図 15 筑紫野市での史跡阿志岐山城跡保存活用計画の位置づけ

【第七次筑紫野市総合計画】（令和6年4月策定）令和6年度－令和9年度

・まちづくりの基本理念を「ひとが輝き 自然が息づく 住み続けたい幸福実感都市」とし、それを実現するため7つの政策、28の施策を掲げている。その内、教育部門に関する計画を「筑紫野市教育施策大綱」として位置づけ、総合計画と同様に令和6年度から令和9年度までの4年間の本市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策としている。これらの上位計画と整合を図り、毎年具体的な取り組みを示した「筑紫野市教育振興計画」を策定している。文化財や史跡に関する政策、施策は以下のとおりである。

「政策2 市民が織りなすスポーツと文化のまちづくり」

「施策6 歴史の継承と文化の振興」

・まちづくりを支える郷土への愛着や関心を高めることができるよう、適切な文化財の保護・整備、歴史・文化・芸術に関する機会の充実に取り組むことで、成果の向上を目指します。

【第四次筑紫野市国土利用計画】（令和3年3月策定）

- ・福岡県国土利用計画を基本とし、第六次筑紫野市総合計画の基本構想に即して『自然』と『街』とが共生するまちづくりを基本理念とし、大きな3つの基本方針、利用区分別の土地利用の基本方向、地域別の土地利用方針、目標を達成するために必要な措置などを示している。

「利用区分別の土地利用の基本方向（2）森林」

- 市域面積の約半分を占める森林は、森林のもつ多面的機能が十分に発揮できるよう、適切な維持・保全を図ります。
- 市街地や集落周辺の動植物が生息・生育する場である森林は、生態系の維持等の観点から、適正な維持・保全を図ります。
- 都市機能の充実のために必要な場合は、森林の持つ基本的な機能の低下を起こさないよう、周辺の土地利用に十分に配慮しながら有効活用を検討します。
- 貴重な文化財を有する森林は、適正に保全・管理するとともに観光資源としての活用を図ります。

「地域別の概要（4）御笠地域」

豊富で貴重な地域資源を保全活用しつつ、宅地や集落の維持、良好な営農環境や貴重な自然環境の維持保全に資する土地利用を推進します。

- 農業集落については、集落の維持を図ります。
- 生産性の高い優良農用地については、農業振興地域の整備に関する法律、農地法等の適正な運用により保全を図ります。
- 森林については、生物多様性や水源かん養の観点から保全を図ります。
- 集落に必要な生活利便施設や主要な道路の沿道利用については、都市計画制度の適切な運用により、周辺環境との調和に配慮しながら、計画的な土地利用を検討します。

【第二次筑紫野市都市計画マスタープラン】（令和8年3月改訂）

- ・市全体の目指すべき都市の将来像を示す「全体構想」と、市内を地域コミュニティ単位7地域に区分した上で、その地域ごとの将来像を示す「地域別構想」などで構成される。本史跡、史跡周辺の緑地、御笠地区に関する目標及び施策は以下のとおりである。

○都市づくりの目標と基本的方向

「目標4 産業の積極的な誘致と歴史・観光資源の利活用（産業の視点）」

- ・市域に所在する史跡を地域資源として活用する。

○都市整備の方針（全体構想）

分野横断型重点的まちづくり方針

3. 地域資源を活用したまちづくり

大規模史跡の適切な保全を図るとともに、交通インフラの利便性を活かしながら、市内に个性的で地域を特徴づける魅力あるストーリー性をもったルートを設定し、様々な地域資源を結びつけた、街の回遊性を高めるゾーン形成に取り組む。

○地域別のまちづくり方針（地域別構想）

2-4. 御笠地域 まちづくりのテーマ「御笠の豊かな自然の恵みを享受し、次世代に継承される住みよいまちづくり」

- ・地域に点在する史跡などを散策するルートとなる遊歩道等の整備を検討する。
- ・国の指定を受けた史跡と連携した施設等の設備を検討する。

【第3期筑紫野市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

（令和6年3月策定）令和6年度－令和9年度

- ・国が令和5年度から5か年で策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を受け、第7次筑紫野市総合計画と連携した取り組みを定めている。

政策4 安全安心な暮らしを守る、時代にあった地域づくり

- ② 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成
文化財の保護・利活用の推進

【第三次筑紫野市環境基本計画】（令和3年3月策定）令和3年度－令和14年度

- ・望ましい環境像を「みんなでつくる みどり輝くふるさと筑紫野」とし、4つの施策を立てている。それぞれの施策には推進分野が設けられている。

本史跡、周辺の森林に関する目標及び施策は以下のとおりである。

施策1 豊かな自然と生物多様性を保全する

推進分野1 自然とのふれあいの推進

推進分野3 里地里山の維持保全と環境配慮

施策4 良好な生活環境を形成する

推進分野3 都市空間の整備

- ・主な取り組み 文化財の保存、活用

文化財を保存・活用することで、地域の歴史、文化財を活かした魅力あるまちづくりを行います。

【第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想】（平成30年3月策定）

- ・第二次筑紫野市都市計画マスタープランの分野別の計画として、市街化調整区域の土地利用について詳細にそのあり方を定めている。

○御笠地域の整備保全構想

宝満川沿いに広がる田園風景やその背景に連なる森林の緑など恵まれた自然環境を生かし、営農環境の維持に努めながら、優れた自然環境及び景観の保全を図る。

また、主要幹線道路の交通利便性を生かした秩序ある土地利用を促すとともに、既存集落における生活利便性の向上に努めていくこととする。

【筑紫野市地域公共交通計画】（令和6年3月策定）

- ・持続可能な地域公共交通の提供・確保のために、市民・事業者・行政等の適切な役割分担のもと、地域の課題に応じた地域公共交通の形成を目指し、「みんなで創る持続可能で安全安心な公共交通の実現」を基本方針として示す。

阿志岐山城跡が所在する御笠地区は、御笠自治会バスが運行している。

(2) 関係法令と法規則

指定地とその周辺では、^{ぶんかざいほごほう}文化財保護法をはじめ、その他関連法も活用している。

1) 文化財保護法

阿志岐山城跡の指定地の範囲には、周知の埋蔵文化財包蔵地^{まいざうぶんかざいほうざうち}に指定されている遺跡も存在している。埋蔵文化財を保存するために、掘削を伴う工事等を行う際には事前に協議、届出が必要である。工事の内容によっては、事前の確認調査や発掘調査を行い、遺跡の状況の詳細な確認と保存を行っている。

○指定文化財

本史跡は文化財保護法により史跡として保護されているため、現状を変更する行為を行う場合は現状変更許可申請を行い、許可を得なければならない。

○周知の埋蔵文化財包蔵地

指定地以外での周知の埋蔵文化財包蔵地で工事等を予定する場合は、事前協議が必要であり、その内容により確認調査や発掘調査が必要となることもある。既に埋蔵文化財が確認されている土地や確認調査により埋蔵文化財が確認された土地では、市との協議や県への届出・通知が求められ、埋蔵文化財への影響の有無により発掘調査や立会調査の対応、慎重な工事の実施が必要となる。

○筑紫野市文化財保護条例

文化財保護条例では、市有形文化財について、所有者の管理義務、所有者の変更、文化財の滅失、毀損等、所在の変更等の場合の届け出、管理、修理の補助及びそれに対する勧告、現状変更等の制限などを定めている。所有者及び管理責任者は文化財の保存・活用のため、条例に基づき必要な措置を講じることが求められる。

2) 森林法

指定地及びその周辺は、森林法に基づく保安林と地域森林計画の民有林が存在する。保安林は、水源のかん養、土砂の流出、その他の災害の防備、景観の保全などの公益目的を達するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林であり、これらの機能を確保するため立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されているもので宮地岳山頂付近一帯が指定されている。地域森林計画に定められる民有林は、伐採届や伐採面積に応じて林地開発の許可申請・事前相談・届出書等の提出が必要であり、指定地のほぼ全域が対象になっている。土塁線の一部と土塁線推定ラインは、保安林にかかり、また、保安林内には分収造林団地が存在する状況である。

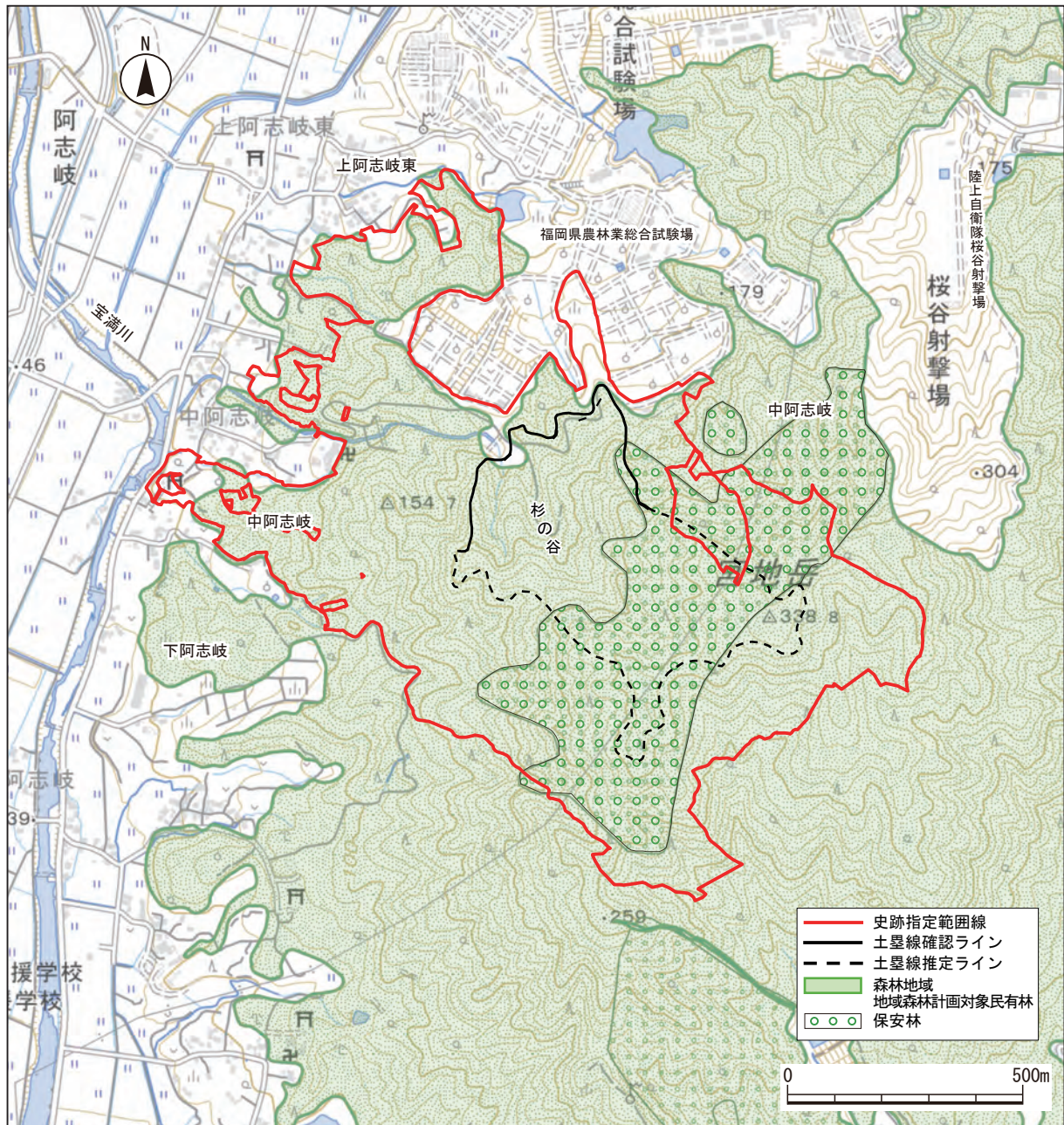


図 16 保安林と地域森林計画の民有林

「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土地理院) (<http://lucky.tochi.mlit.go.jp>) を加工して作成

3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)

土砂災害から国民の生命を守るための法律で、これに基づいて県は土砂災害警戒区域と特別警戒区域を指定できる。指定地およびその周辺の土砂災害警戒区域等指定箇所は次のとおりである。

土石流(特別警戒区域・警戒区域)は、中阿志岐と下阿志岐に挟まれる谷筋および中阿志岐集落周辺が指定されている。急傾斜地の崩壊(特別警戒区域・警戒区域)は、上阿志岐周辺の集落と指定地の境付近、中阿志岐の集落と指定地の境付近が主に指定されている。これらの区域内には現在のところ、阿志岐山城跡の土塁・石塁(水門)はかかっていない。

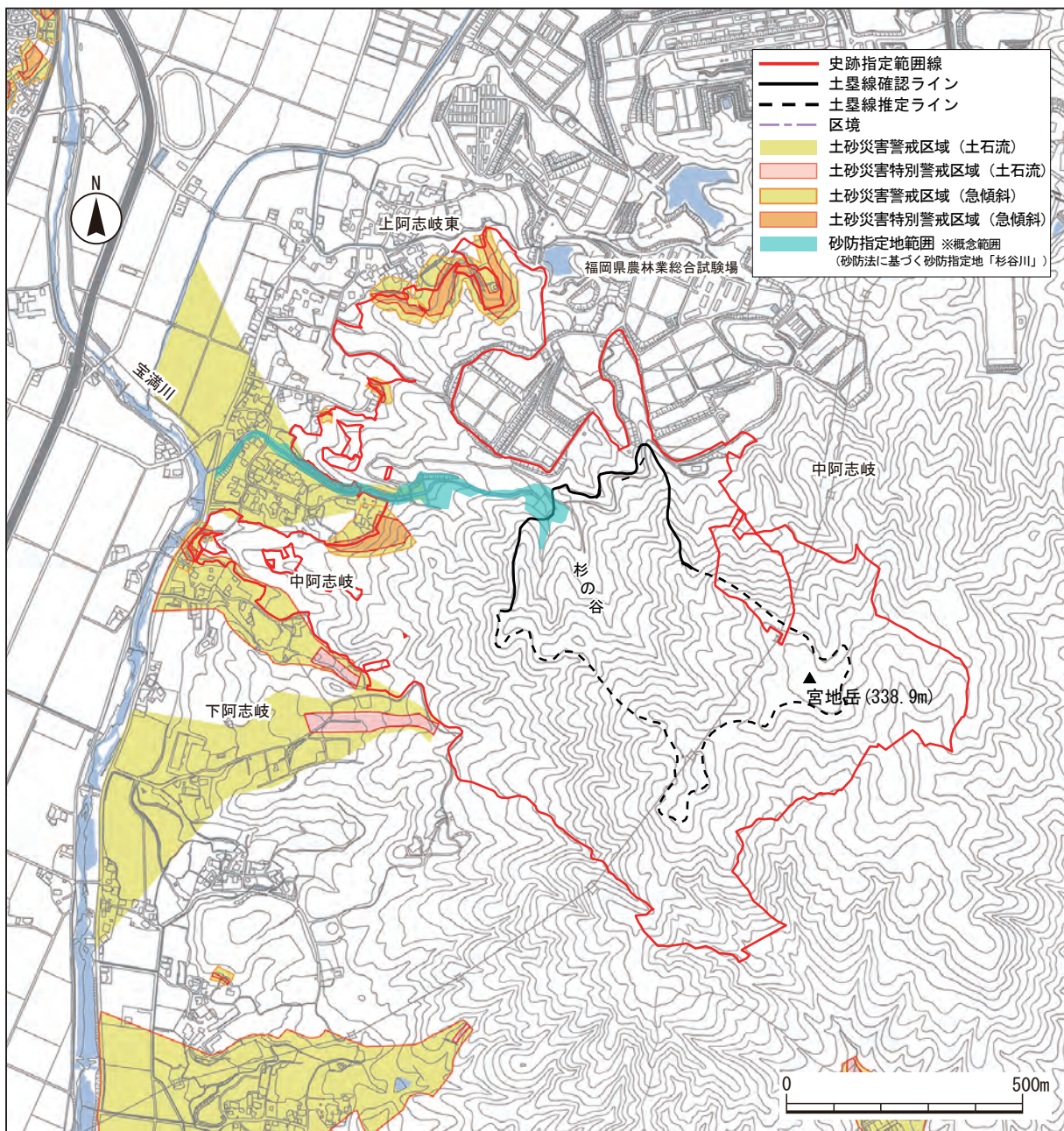


図 17 指定地周辺の土砂災害警戒区域図(筑紫野市ハザードマップ土砂災害警戒区域図を加工して作成)
詳細は福岡県砂防課「土砂災害警戒区域等マップ」(<https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo>)による。

4) 都市計画法

史跡指定地と都市計画区域の関係は、宮地岳山頂の尾根から北西側一帯は「都市計画区域内」の「市街化調整区域」となっている。また山頂の尾根から南東側一帯の指定地内は「都市計画区域外」となっており、指定地の外側にあたる宮地岳南東の山裾は「準都市計画区域」に指定されている。

指定地は主に市街化調整区域であるため、都市計画法に基づく都市計画区域の中でも市街地化を抑制すべき区域である。

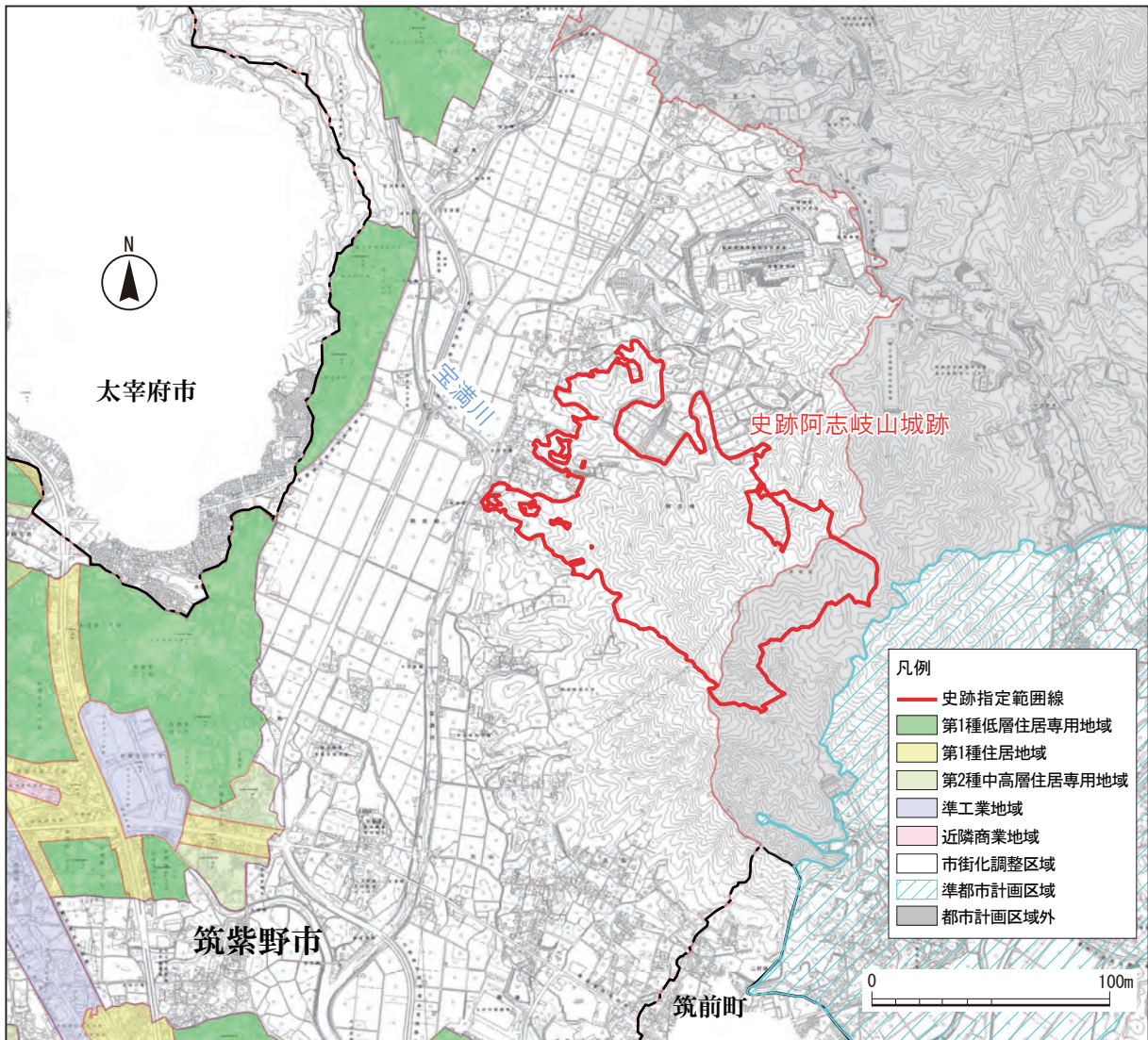


図 18 指定地と都市計画区域等との関係図
福岡広域都市計画総括図（筑紫野市 令和 6 年 3 月 29 日時点）を加工して作成

5) 筑紫野市森林整備計画

市町村森林整備計画は、森林法に基づき、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画である。令和7年4月1日から令和17年3月31日までを計画期間とし、森林法に基づくためここに掲載をする。

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の考え方やゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護などの規範、路網整備の考え方などを定める長期的な視点に立った森林づくりの構想である。

宮地岳一帯は、水源涵養機能維持増進森林、木材等生産機能維持増進森林、指定地のほぼ中央を横断するように効率的な施業区域としてゾーニングがなされている。史跡阿志岐山城跡保存活用計画の進捗とともに、文化機能森林などの協議が必要である。

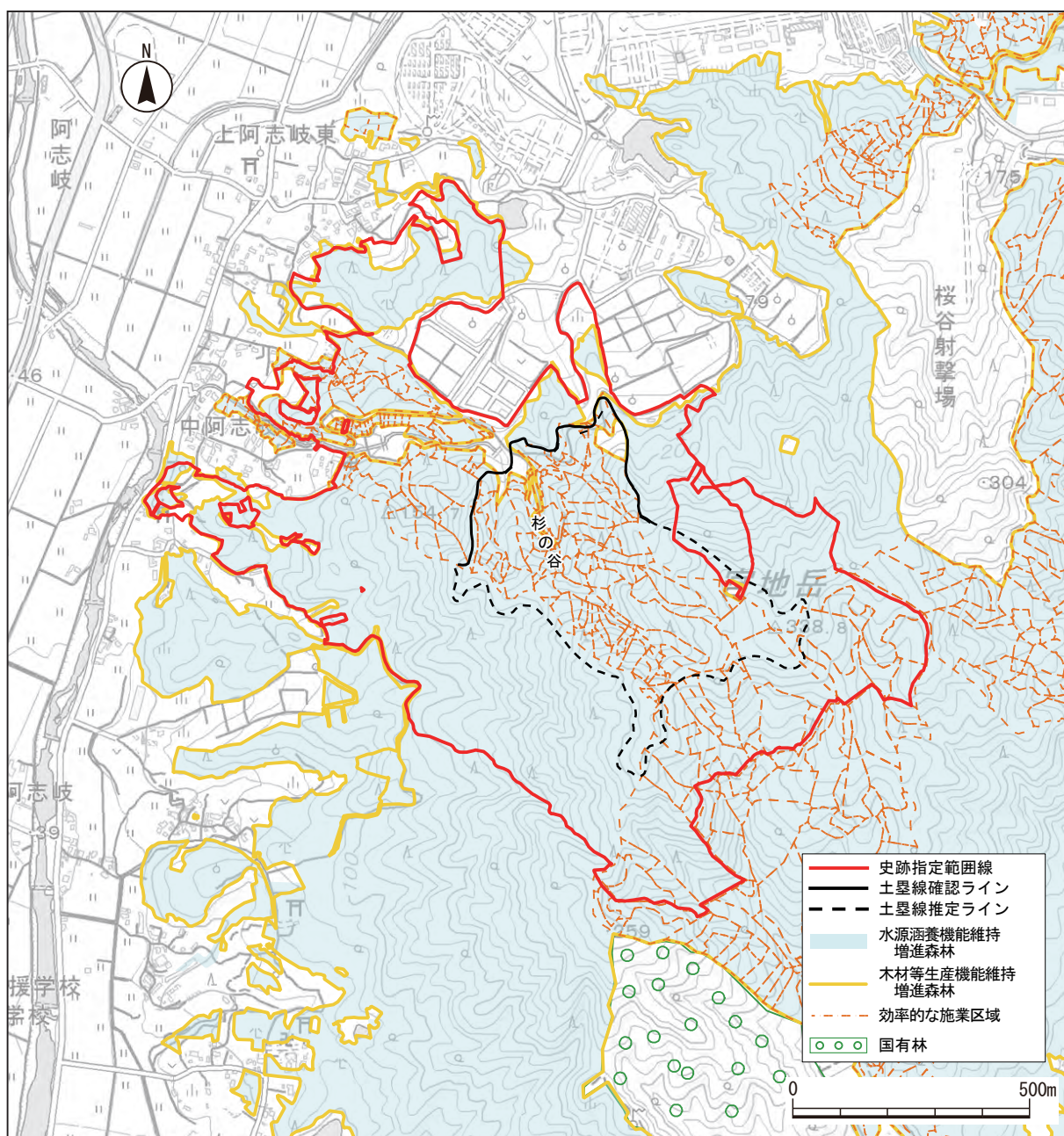


図19 筑紫野市森林整備計画に基づく各ゾーニング
筑紫野市森林整備計画ゾーニング図を加工して作成

第 3 章 史跡の概要

| | | |
|-----|-----------|----|
| 第1節 | 阿志岐山城跡の調査 | 28 |
| 第2節 | 各遺構の概要 | 34 |
| 第3節 | 史跡指定 | 37 |



阿志岐山城跡土塁及び列石

第3章 史跡の概要

第1節 阿志岐山城跡の調査

1. 古代山城研究史

古代山城の研究は、福岡県高良山神籠石をきっかけとして明治・大正期に「神籠石論争」という形で激しい論争が展開されたことは、すでに多くの研究者によって紹介されている¹⁾。この論争では、八木瑩三郎が「予は其証とする所甚だ薄弱を以て姑く城郭を採れるなり」として山城説を提唱した²⁾のに対して、喜田貞吉は福岡県雷山神籠石や同御所ヶ谷神籠石、高良山神籠石などが近代以前より神籠石や香合石などの名称で呼ばれている事を背景に「有力者が祖先の神霊の宿れる霊地として、他と之を境したりしものなりと解釈せんとす。」として霊域説を展開し³⁾、多くの研究者を巻き込んだ論争が1914年頃まで続いたが、大勢は山城説に傾いていった。その後、古代山城の研究は大正から昭和初期にかけて国威発揚の機運も追い風となって、史書記載山城の研究に関心が移っていった⁴⁾。

神籠石の研究は、列石や土塁の有無などの検討が盛んにおこなわれ、1960年代に佐賀県のおつぼ山神籠石と帯隈山神籠石の発掘調査によって、列石に土塁が構築されていること、前面に柱穴を伴うことなど考古学的成果を基に、神籠石が古代の山城跡であるという説に収束した。その間にも、神籠石という名称が霊域説に端を発した名称であり、神籠石の名称を使用すべきではないとの論説も出されていたが、1972年の福岡県杷木神籠石の指定まで使用され続けた。すでに城郭遺跡であるとの認識が定着しつつある状況の中で、神籠石の名称を使用する背景には、当初山城説と霊域説が対立し明確に整理されないまま結果として山城説に傾いていったが、両者が用語としての整理されないまま山城の形式分類に置き換わっていったことが原因と考えられる⁵⁾。

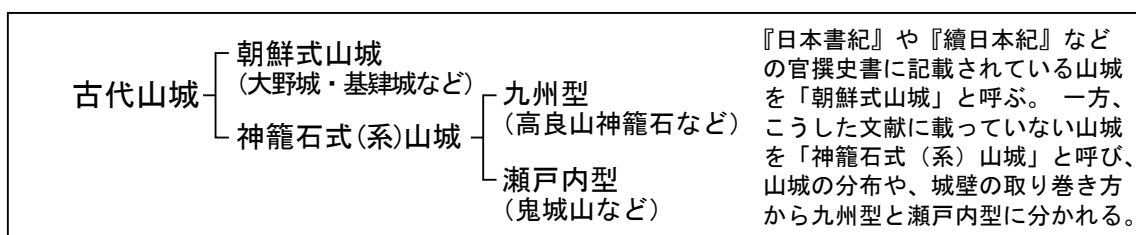


図20 朝鮮式山城と神籠石式(系)山城

古代山城の分類としては、史書に城名が記載されているものを「朝鮮式山城」⁶⁾、これと対置する形で「神籠石式(系)山城」が使用されている。前者は城門・水門を備え、郭内に倉庫群などの建物があり、石塁を巡らすことなどを特徴とし、後者は基底部に列石を据えた内托土塁を巡らす事のほかに、谷部に石塁(水門)を設けているものの、城域規模が比較的小さく城門・建物跡などをもたないと考えられていた。

1971年の岡山県鬼城山の発見により史書に記載のない山城、いわゆる神籠石式(系)山城に城門や城内建物群などが発見され、石塁や城域規模など朝鮮式山城と類似する構造が明らかになり、これまでの分類が見直されるきっかけとなった。

表7 古代山城関連略年表

| 西 暦 | 和 暦 | 記 事 |
|-------|---------|---|
| 663 年 | 天智天皇二年 | 倭・百濟軍、唐・新羅軍と白村江で戦い、大敗。 |
| 664 年 | 天智天皇三年 | 「是歳、對馬嶋・壹岐嶋・筑紫國等に、防と烽とを置く。又筑紫に、大堤を築きて水を貯へしむ。名けて水城と曰ふ」。 |
| 665 年 | 天智天皇四年 | 百濟遺臣に、「城を長門國に」、筑紫國に「大野及び椽、二城を築かしむ」。 |
| 667 年 | 天智天皇六年 | 「倭國の高安城・讃吉國の山田郡の屋嶋城、對馬國に金田城を築く」。 |
| 668 年 | 天智天皇七年 | 中大兄皇子（天智天皇）即位（『紀』）。唐、高句麗を滅ぼす。 |
| 669 年 | 天智天皇八年 | 冬、「高安城を修りて、畿内の田祖を取む」。 |
| 670 年 | 天智天皇九年 | 「高安城を修りて、穀と鹽とを積む」。 |
| 672 年 | 天武天皇元年 | 大海人皇子、吉野を脱出（壬申の乱開始）。翌年2月27日、即位。 |
| 683 年 | 天武天皇十二年 | 「諸國の境界を限分ふ」（～685年）。 |
| 690 年 | 持統天皇四年 | 「戸籍を造る」（庚寅年籍、青壯年の1/4を兵士と指定し、軍団を編成）。 |
| 698 年 | 文武天皇二年 | 「大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を繕治はしむ」。「高安城を修理む。天智天皇の五年に築きし城なり」。「越後國をして石船柵を修理はしむ」。 |
| 699 年 | 文武天皇三年 | 「大宰府をして三野・稻積の二城を修らしむ」。 |

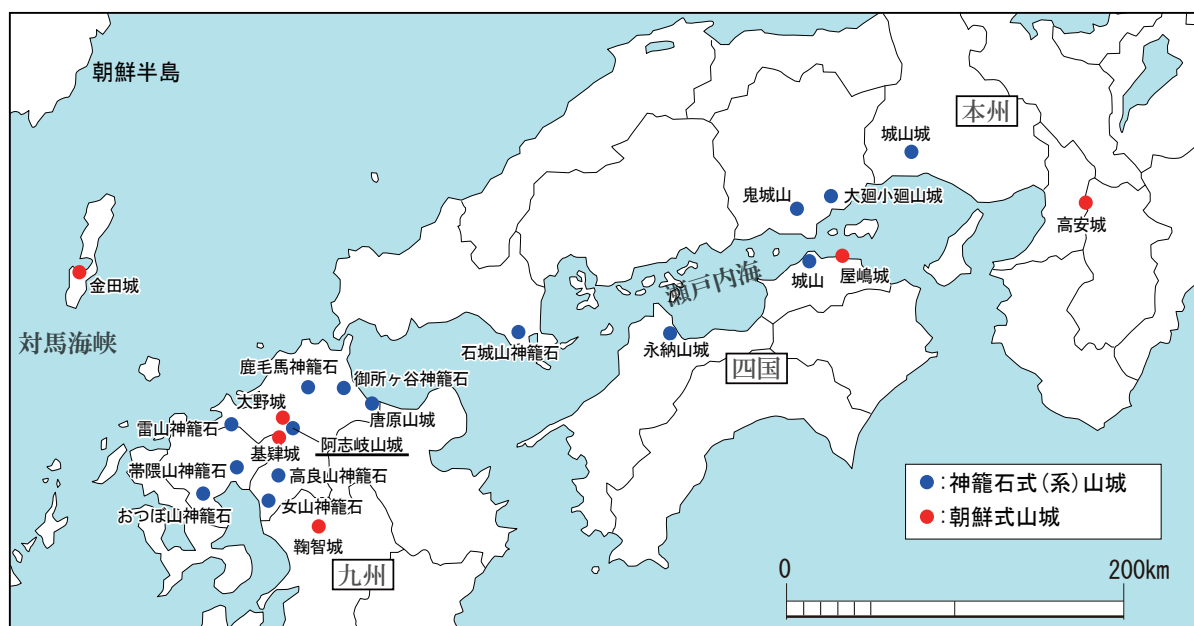


図21 日本の古代山城位置図



写真8 金田城跡ニノ城門（長崎県）



写真9 屋嶋城跡懸門（香川県）



写真 10 鬼城山城門（岡山県）



写真 11 永納山城土塁（愛媛県）

その後、相次いで発見された岡山県大廻小廻^{おおめぐり こめぐり}山城跡や福岡県唐原^{とうぼる}山城跡、愛媛県永納^{えいの}山城跡などで神籠石の名称を使用しなくなり、80年代から90年代にかけては西日本の古代山城を包括的に分類する試みが盛んにおこなわれるようになった⁷⁾。しかし、各地で史跡指定のための確認調査や、史跡整備、災害復旧などに伴う発掘調査の成果が少しずつ増加するなかで、依然として「神籠石系」や「神籠石式」というような表現が使用されている。また、1988年に渡辺正気^{わたなべせいき}によって「斉明天皇西下時築城説」⁸⁾が発表され「九州の神籠石式（系）山城は、築城年代が確定している大野城・基肄城などの朝鮮式山城に先行する」という説には、多くの研究者の賛同を得ることとなった。これに対し、朝鮮半島の古代山城との比較や、築城技術・城壁構造の分析・選地の分析などから後出説を唱える研究者も多く、天智期築城の以前か以後かという築城時期・築城契機^{けいき}・築城主体に関する議論は依然として続いている。

西日本の古代山城は、考古学的調査の事例が増え、内部構造が少しずつ解明されつつあるとはいえ、いまだに未調査の遺跡が多くその範囲すら確定できていないものもある。また、史書記載の城では、長門城^{ながとのき}を初めとして三野城^{みののき}、稲積城^{いなづみのき}、常城^{つねのき}、茨城^{いばらのき}などが未だにその所在すら確認できていないものもある現状である。

現在では、古代山城は全国に22城が確認され、そのうち朝鮮式山城と呼ばれているものが6城、神籠石式（系）山城は16城が確認されている。後者は、列石が曲線的に伸びる九州型と、直線的に屈曲しながら伸びる瀬戸内型に分類されるが、阿志岐山城跡は北部九州にありながら瀬戸内型的な特徴を有しており、両地域の古代山城の関係を探る上でも重要である。

阿志岐山城跡においても、時期を特定するまでには至っていないが、その築城技術の比較検討の中で、他の神籠石式（系）山城と同時代のものであることは間違いないと考えられる。しかし、官撰史書により築城時期がはっきりしている水城跡、大野城跡、基肄城跡より先行するのかが、後出するののかによっては、その築造の歴史的背景が大きく異なっていくことが推測される。今後の調査や研究、他の神籠石式（系）山城の研究などの深化によってその評価がさらになされていくと考えられる。



写真 12 石城山神籠石東水門（山口県）



写真 13 石城山神籠石「折れ構造」（山口県）



写真 14 城山水門（香川県）



写真 15 おつぼ山神籠石第1水門（佐賀県）



写真 16 御所ヶ谷神籠石中門（福岡県）



写真 17 雷山神籠石北水門（福岡県）

注

- 1) 論争については、次の文献を参照されたい。小田富士雄編『北九州瀬戸内の古代山城の研究』日本城郭史研究叢書 10 名著出版 1983、小田富士雄編『西日本古代山城の研究』日本城郭史研究叢書 13 名著出版 1985、宮小路賀宏・亀田修一「神籠石論争」『論説・学説 日本の考古学』第6巻 歴史時代 雄山閣 1987
- 2) 八木柴三郎「九州地方遺蹟調査報告」『東京人類学会雑誌』第173・175号 1900
- 3) 喜田貞吉「神籠石とは何ぞや」『歴史地理』第4巻第5号 1902
- 4) 1914年、中山平次郎氏による三野城発見の記事以降大野城・基肄城・金田城・怡土城など史書記載の山城研究に多くの感心が高まっていった。中山平次郎「朝鮮式山城趾の発見」『歴史地理』第23巻4号 1914 ほか
- 5) 宮小路賀宏・亀田修一「神籠石論争」『論説・学説 日本の考古学』第6巻 歴史時代 雄山閣 1987
- 6) 「日本書紀」巻27天智天皇四年の記事により、百濟官人を遣わし築城した事にに基づき朝鮮式と呼ばれる。
- 7) 葛原克人「古代山城の特色」『日本城郭体系』別巻I 新人物往来社 1981、出宮徳尚「吉備の古代山城論」『考古学研究』25-2 考古学研究会 1978、向井一雄「西日本の古代山城遺跡 - 類型化と編年についての試論 -」『古代学研究』第125号 1991
- 8) 渡辺正気「斉明紀四年是歳或本の記事と神籠石」『九州考古学』第60号 1986

2. 発見の経緯

阿志岐山城跡は、平成 11 年 3 月に古代山城研究会員の中島聡氏によって宮地岳の山中で発見された古代の山城跡である。中島氏は、古代大宰府の防衛にあたり「羅城」が形成されていたのではないかとの想定に基づき大野城、基肆城、水城に連なる第四の城を求めて宮地岳山麓を探索した。3 月 21 日、宮地岳南麓の山家側から入山し、終日探索したのち帰路につく途中で露出していた列石を発見した。翌 4 月、所属する古代山城研究会の会員と現地調査を行い、列石と遺存状況が良好な土塁線と谷部で水門と想定される石塁を発見し、筑紫野市教育委員会に報告した。報告を受けた市教育委員会は同月、福岡県教育委員会文化財保護課ならびに九州歴史資料館調査課職員とともに現地踏査を行い、土塁と石塁（水門）を確認、その状況や形状などから古代の山城跡であると判断した。当面の仮称を「宮地岳古代山城跡」とし、5 月には地権者並びに地元への報告を兼ねた説明会を開催し、6 月に報道機関に発表した。その後、平成 12 年から範囲確認調査を実施し、その最中の平成 13 年に市内在住の秀嶋龍男氏が、現地踏査で城域推定線の東側谷部で石塁（第 3 水門）を発見した。

3. 発掘調査

調査において確認された城域は、第 3 水門西端部から第 22 地点まで、杉谷川を中心にコの字形に巡る土塁線に囲まれた範囲である。土塁線は、その立地から二つの様相に分けられる。一つは、尾根の先端部を水平に蛇行しながら巡る土塁線で、正面の城域を形成する。もう一つは、尾根の主稜線に沿ってつくられる土塁線で、西側と東側の城域を形成する。正面の城域は、標高 140 m～150 m（沖積面との比高差約 100 m）付近をほぼ水平につくられており、両端の直線距離約 450 m の城域を形成する。

東側の城域は、その東端から標高約 250 m の第 1 地点まで尾根を平均斜度約 22° のぼり、直線距離約 250 m の城域を形成する。また、第 3 水門から宮地岳山頂までは直線距離で約 350 m、第 3 水門と山頂部の比高差は約 98 m である。

西側の城域は、第 16 地点から第 22 地点まで平均斜度 3°、直線距離で約 180 m の城域を形成する。第 22 地点から山頂西側のピークまでは直線距離で約 500 m、比高差約 134 m である。宮地岳山頂から西側のピークまでは、直線距離で約 350 m である。

確認された土塁の総延長は、第 1 地点から第 22 地点まで 1,338 m である。この両地点間は直線距離で約 400 m、両地点を結んだ城域内の面積は 74,637 m² である。

土塁が確認されなかった山頂までは、東西の土塁線が尾根の主稜線から数 m 城域の外側に降ったところを主稜線とほぼ並行にのぼっていることから、その地形特性が活かされていると判断され、宮地岳山頂から山頂西のピークを取り巻く地形を城壁と想定した。

阿志岐山城跡が、神籠石系山城で云うところの「包谷式」であることから、杉の谷を中心に山頂までの谷を包括する尾根線の範囲を城域と推定した。推定線は、築城の意図として意識されていると推測されることから、土塁等の遺構の有無にかかわらず「みなしの城域」として位置付けられる。推定線の総延長は 2,338 m で、確認されている土塁線とあわせると総延長 3,676 m、推定城域内の総面積は 163,568 m² である。



図 22 阿志岐山城跡城域図（航空写真 北西から）

城域を形成する縄張りは、杉谷川によってつくられた谷（通称「杉の谷」）を中心にコの字型をなし、正面城域の幅は約 450 m であり、標高約 140 ～ 150 m のライン上に土塁線がほぼ水平につくられている。東西の両城域の土塁線は、正面の城域から急角度で折れ、尾根の稜線に沿って山頂方向に向かってのぼるが、山頂までの距離の約 1/3 ほどのところで土塁線は確認できなくなる。土塁は、尾根の稜線よりやや下った斜面に貼り付けるようにつくられたいわゆる内托式で、地山を段状に整形し、その上に切石状の列石を露出して配置し、列石上部は粘質土と真砂土を互層にした精緻な版築により築かれている。

列石は、長形状に整形した花崗岩を 1 段または 2 段積み、高さが 60cm 前後になるよう調整されている。石材の表面は、細かく叩いて整形されたものもあり、上下の目地合わせには、切り欠き加工を施している。列石下部には、本遺跡での築造技術の特徴である基底石（列石の下部に敷かれた扁平な石で、列石の前面より 18 ～ 20 cm 程飛び出している）が敷かれている。

このほか、土塁線が谷部を横断する所には石塁（水門）が設けられており、現在 3 箇所が確認されている。このうち第 3 水門は、本遺跡の中で最大の構造物で幅約 23 m、現存する高さ約 3.8 m である。石塁は、整形した花崗岩の巨石を用いて随所に切り欠き加工・挟り込み加工などを施しており、他の古代山城に共通する石材加工技術が多数確認される。また、石塁の積み上げにあたっては、4 ～ 5 cm 前後ずつ引きながら積み上げる「控え積み」を行っている。

第2節 各遺構の概要

阿志岐山城跡は、3箇所の水門が確認されているが、細部で作り方が異なっている。阿志岐山城跡における水門は、谷部を遮断する形でつくられた石塁であるが、水口等の排水施設は確認されなかった。

1. 第1水門

第1水門は、阿志岐山城跡の中心をなす谷である「杉谷川」にある。一部を残して流失しており全容は不明だが、石材は大小取り混ぜて使用しており第2、第3水門と異なり、近世の石積みを想起させる。水門下部は、埋没しているため確認できていない。第2、第3水門の前面が若干傾斜を持っているのに対して、第1水門はほぼ垂直に立つ。このような様相から、第1水門が阿志岐山城跡に伴う水門とするかまだ明らかではなく、本格的な調査を行う必要がある。

2. 第2水門

第2水門は、大振りの自然石をほとんど加工せずに積み上げている。平面は直線的で、中央付近で折れている。水門上部の石材は一部崩落し、中央部付近や水門下部は埋没して確認ができていない。

3. 第3水門

第3水門は、土塁の列石と同様に石材を切り欠き加工を施しながら精緻に積み上げている。第3水門は、石塁最下部を検出したが水口等^{みなくち}は確認されなかった。

石塁上部が流失し、背面の調査を行っていないので断定はできないが、谷底の岩盤に直接石積みを行っていると考えられる。現在も最下部の石積みと岩盤の間から水が通水していることから、一定量の排水は可能だったと思われる。



写真18 第1水門 全景



写真20 第3水門 全景



写真19 第2水門 全景

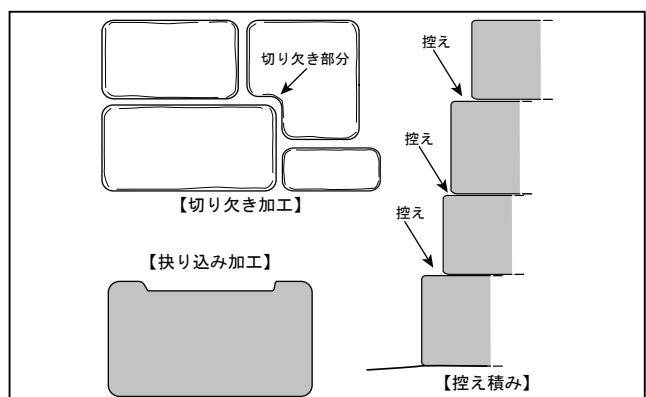


図23 石材の加工法の概要

4. 土塁及び列石

土塁は、基本構造として尾根の斜面側を3段から4段の階段状に地山整形を行い、基礎に列石を並べその上に版築土塁をつくる。版築土塁は、尾根の主稜線を残して天端^{てんぱ}を形成する、いわゆる「内托式」である。土塁は、全て尾根主稜線から城外側につくられている。天端幅は、断面を確認した第12トレンチで約1.6m、第22トレンチは復原すると約2m程度になることから、全体的には1.8m前後になると思われる。西側城域の第22トレンチと東側城域の第11、第12トレンチでは、赤褐色粘質土の使い方では共通するものの、真砂土層の均一性については大きく異なり、第22トレンチは第11、第12トレンチ程の均一性は見られない。

列石は、方形に整形加工を施した花崗岩を、1～2段に積み概ね60cm～70cmの高さに揃えている。また、この列石を据えるにあたって厚さ20cm前後に加工した扁平な方形の花崗岩を基底石として置き、その上に列石の前面を18cm前後引いて据えている。第12地点の列石崩壊箇所の観察から、基底石の幅の約2倍強の控えがあると思われる。基底石は、日本の古代山城跡では鬼城山角楼^{かかくろう}に近似する例があるものの、神籠石式(系)山城の列石にはこのような類例はない。列石は、方形に粗割して切り出した石材を敲打により面取加工を施している。また、高さの不均衡を解消するため、角をL字に切り欠いた「切り欠き加工」を随所^{ずいしょ}に行っている。

花崗岩の面取りなどの加工度は、正面の城域で確認された第12地点が最も細かく、ついで東側城域の第2地点がこれに次ぐ。西側城域の第16地点で確認された列石は、加工が充分ではなく自然面を多く残している、また、左右の石とのすり合わせも充分ではなく、列石上面の高さを揃えるような加工はほとんどされていない。このようにつくり方が粗雑になる点は、版築土塁においても共通しており西側城域のつくり方の特徴といえる。



写真21 第12トレンチ土塁



写真22 第12トレンチ列石

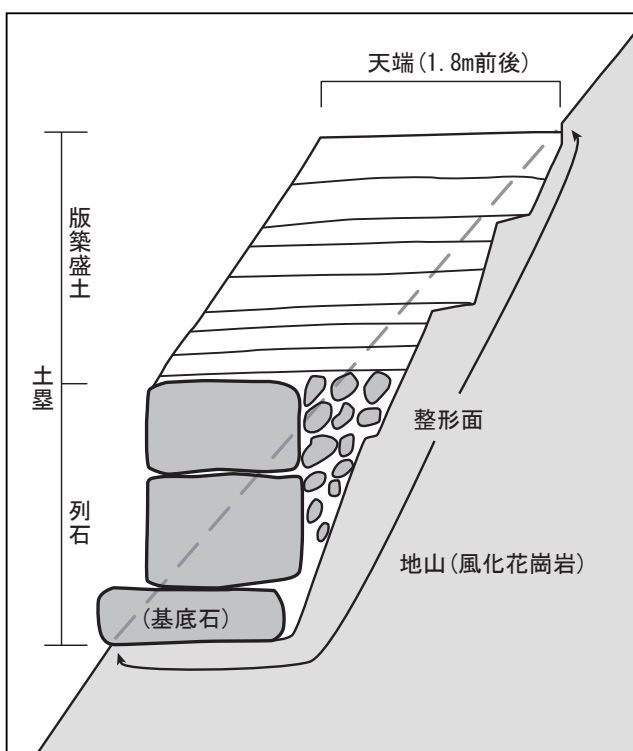


図24 土塁断面構造概略図



写真 23 土塁及び列石



写真 25 基底石延伸状況



写真 24 列石正面



写真 26 夾築土塁東（内）側列石 全景



写真 27 夾築土塁西（内）側列石 全景



写真 28 夾築土塁西側上部



写真 29 夾築土塁西（内）側列石

土塁のラインは、上面から見ると尾根の形状に従って蛇行を繰り返しているが、その屈曲点はいわゆる「折れ構造」であり、佐賀県帯隈山神籠石や、おつぼ山神籠石などに見られるような曲線のラインは確認されていない。また、宮地岳山頂を含む城域推定線の約 2/3 では土塁線が確認できない。これまでの確認調査では、土塁線での城域確定を目的としており城内については未調査である。城内の踏査の成果では、倉庫等の建物が建築可能な平坦面は少ないため、地形形状から見て小規模の建物を除いても倉庫群が確認される可能性は低いと思われる。

本遺跡の縄張りとは表 8 に示す他の古代山城との比較検討を行った上で、最終的な城域の範囲を確定するものとした。他の類似する古代山城を見ると①土塁線の^{いによ}圍繞が不完全なものが大半であり、それぞれの遺跡における推定ラインをもって城域の範囲としていること、②基本的に谷部を圍繞する形で縄張りされていることなどから古代山城の縄張りについては谷部の圍繞に重点が置かれていると見ることができる。

阿志岐山城跡においてもその築城意図として、谷を囲む範囲が城域であるとの結論に達した。

表 8 古代山城類例調査一覧

| 城名 | 所在 |
|---------|-------------|
| 高良山神籠石 | 福岡県久留米市 |
| 女山神籠石 | 福岡県みやま市 |
| 杷木神籠石 | 福岡県朝倉市 |
| 鹿毛馬神籠石 | 福岡県飯塚市 |
| 雷山神籠石 | 福岡県糸島市 |
| 御所ヶ谷神籠石 | 福岡県行橋市・みやこ町 |
| 唐原山城 | 福岡県上毛町 |
| 帯隈山神籠石 | 佐賀県佐賀市久保泉町 |
| おつぼ山神籠石 | 佐賀県武雄市橋町 |
| 石城山神籠石 | 山口県光市・大和町 |
| 永納山城 | 愛媛県西条市河原津 |
| 城山 | 香川県坂出市西庄町 |
| 大廻小廻山城 | 岡山県岡山市草ヶ部 |
| 鬼城山 | 岡山県総社市奥坂 |
| 城山城 | 兵庫県たつの市 |

出典：筑紫野市教育委員会 2011 「阿志岐城跡Ⅱ」
※一部改変

第 3 節 史跡指定

1. 指定の概要

発見直後の平成 12 年度から平成 18 年度にかけ、文化庁及び県の補助金を受け、「範囲確認調査」・「地形測量」を行い、平成 19 年度に確認調査報告書を刊行した。その後、古代山城に関する類例調査及び調査指導委員会の意見から城域を確定した。

平成 22 年に史跡指定に関わる地権者説明会を行い、翌年の平成 23 年 9 月 21 日に「阿志岐山城跡」として国の史跡指定を受けた。また、平成 24 年 3 月に史跡指定記念現地特別公開を行い、一般市民に現地説明を行った。その年の 9 月 19 日には追加指定を行った。指定の概要は以下のとおりである。

表 9 指定の概要

| | |
|-------|---|
| 名称 | 阿志岐山城跡 |
| 種別 | 史跡 |
| 時代 | 古代 |
| 所在地 | 福岡県筑紫野市大字阿志岐 597 筆、同 大字山家 15 筆（当初・追加含む） |
| 面積 | 当初指定： 954,683.45 m ² 追加指定： 47,633.91 m ² 総計：1,002,317.36 m ² （全 612 筆） |
| 指定年月日 | 当初指定：平成 23 年 9 月 21 日（2011 年 9 月 21 日） 追加指定：平成 24 年 9 月 19 日（2012 年 9 月 19 日） |
| 指定基準 | 二 都城、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡 |
| 管理団体 | 筑紫野市（福岡県筑紫野市石崎一丁目 1 番 1 号（平成 25 年 3 月 1 日）） |

2. 指定理由とその範囲

(1) 指定理由

阿志岐山城跡は、特別史跡大宰府跡の東南東五キロメートルに位置する、標高三三九メートルのほぼ円錐形を呈する宮地岳の西斜面に築かれた古代の山城跡である。

平成十一年三月に新たに発見されたことを受け、平成十一年度から平成十九年度まで、筑紫野市教育委員会が実施した範囲と内容を確認するための発掘調査により、標高一四〇メートルから二五〇メートルの山腹に三基の水門を取り込んだ総延長一三四〇メートルの列石とその上部に築かれた土塁が確認された。

列石は、縦（奥行）六〇センチメートル、横（幅）八〇センチメートルの方形に加工した平たい花崗岩の切石を基底石として一ないし二段積み上げ、その上に縦六〇センチメートル、横一〇〇センチメートル、高さ六〇センチメートルの方形の切石をやはり一ないし二段、三〇センチメートルほどの控えを設けながら積み上げて列石とする。そして、その上に厚さ二メートル程度の版築を四ないし五段階に分けて構築し、上面には平らな面（天端）を設ける。列石については、谷や尾根等で地形が大きく変わる場合には、曲線的ではなく直線と折れで地形に沿って伸びていく。なお、列石の周辺では、随所に多数の石層^{いしくず}が見られることから、現地で細部加工を施しながら列石を構築していったと考えられる。

水門は三基確認されたが、最も規模が大きくその両端部が岩盤に据え付けられた第三水門は、幅二三メートル、最大高三・八メートルを測る。水門には基底石はなく、高さ二〇センチメートルから八〇センチメートルの方形に加工された切石が岩盤に直接据えられ、切り欠き工法や挟り込み工法を駆使しつつ、二〇センチメートルほどの控えを作りながら大きく三段階に分けて積み上げられている。

本山城跡の列石は、宮地岳の西側約五分の二ほどに巡っている。古代山城の多くは平野部に向いた側を中心に列石が構築され、全周しない傾向がある。これは平野部から山を見た時、列石や土塁を中心に山全体を山城として防御施設に見立てていたためと考えられている。本山城跡も近接する平野部から東を臨むと、宮地岳の中腹に列石や土塁が巡るように見え、山全体を防御施設として見立てていたことがわかる。

西日本に広く分布する古代山城には、『日本書紀』『続日本紀』に記載のない事例が含まれ、そのうち大規模な列石を有する神籠石式（系）と呼ばれる山城については、北部九州では列石が曲線的に配置される事例が、瀬戸内では直線と折れで配置される事例がみられる。その中であって本山城跡は、列石の配置で瀬戸内との類似を示す一方、列石の下に基底石を据える等独自の工法もみられ、構造的な観点からもその性格が注目される。なお、所属年代を確定できる遺物は出土していないが、古代山城は一般的には七世紀後半代と考えられている。

七世紀後半代の北部九州では、天智天皇二年（六六三）の白村江の戦いで唐・新羅連合軍に大敗したことを契機に防御意識が高まり、大宰府政庁を中心に翌天智天皇三年には水城が、天智天皇四年には大野城や基肆（椽）城が構築される。阿志岐山城跡は、特別史跡大野城跡の南東六キロメートル、特別史跡基肆城跡の北東七キロメートルに位置することからも、このような歴史的背景のもとで築城された山城と考えられ、当該期の東アジアを中心とした日本の対外関係を考える上でも極めて重要である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

引用)『月刊文化財 平成23年9月号576号』

表 10 発見から現在までの経緯一覧

| | |
|-------------|---|
| 平成 11 年 3 月 | 阿志岐山城跡の発見 |
| 平成 11 年 5 月 | 遺跡発見の報告及び確認調査実施に伴う協力依頼のため地元説明会開催 (確認調査主体：筑紫野市) |
| 平成 11 年 5 月 | 文化庁現地調査 (坂井調査官・岸本調査官) |
| 平成 11～13 年度 | 地形測量図作成、現地踏査 (国庫補助事業) |
| 平成 11 年度 | 九州電力送電線鉄塔建設予定地の確認調査 (単費事業) |
| 平成 14 年度 | 宮地岳古代山城跡確認調査指導委員会発足、土塁測量、実測 (国庫補助事業) |
| 平成 15～18 年度 | 土塁線確認調査 (トレンチ調査)、土塁測量、実測 (国庫補助事業) |
| 平成 16 年度 | 林道補修整備事業 (単費事業) |
| 平成 19 年度 | 「阿志岐山城跡確認調査報告書」発刊 (国庫補助事業) |
| 平成 20 年度 | 古代山城類例調査「阿志岐山城跡確認調査報告書 2」発刊 (単費事業) |
| 平成 22 年 2 月 | 阿志岐山城跡史跡指定に関わる地権者説明会 |
| 平成 23 年 9 月 | 阿志岐山城跡が国史跡として指定を受ける |
| 平成 24 年 3 月 | 現地見学説明会の開催 |
| 平成 30～令和元年度 | 平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧事業の実施 (国庫補助事業) |
| 令和 6 年度 | 令和 5 年 7 月豪雨による災害復旧事業の実施 (国庫補助事業) |

(2) 指定地の範囲

指定地の範囲、指定地内の地番とその位置は図 25、表 11 のとおりである。

表 11 史跡指定にかかわる地番 (官報告示文)

| 平成二十三年文部科学省告示第四百十号 | |
|----------------------|---|
| 福岡県 筑紫野市 大字阿志岐 | 一番九、一番一〇、一番一一、一番一二、一番一三、一番一七、一番一八、一番三六、一番三九、一番四〇、一番四一、一番四三、 一番四四、一番四五、一番四六、一番四七、一番四八、一番四九、一番五〇、一番五一、一番五二、一番五三、一番五四、一番五五、 一番五六、一番五七、一番五八、一番五九、一番六〇、一番六一、一番六二、一番六三、一番六四、一番六五、一番六六、一番六七、 一番六八、一番六九、一番七〇、一番七一、一番七二、一番七三、一番七四、一番七五、一番七六、一番七七、一番七八、一番七九、 一番八〇、一番八一、一番八二、一番八三、一番八四、一番八五、一番八六、一番八七、一番八八、一番八九、一番九〇、一番九一、一番九二、一番九三、一番九五、 一番九六、一番九七、一番九八、一番九九、一番一〇〇、一番一〇一、一番一〇二、一番一〇三、一番一〇四、一番一〇八、 一番一〇九、一番一一〇、一番一一一、一番一一二、一番一一三、一番一一四、一番一一五、一番一二一、一番一二二、一番一二三、一番一二四、一番一二五、 一番一九三、一番一九五、一番一九六、一番一九八、一番一九九、一番二〇〇、一番二〇一、一番二〇二、一番二〇三、一番二一一、 一番二一二、一番二一三、一番二一四、一番二一五、一番二二一、一番二二三、一番二二四、一番二二五、一番二二六、一番二二七、 一番二二八、一番二二九、一番二三〇、一番二三一、一番二三二、一番二三三、一番二三四、一番二三五、一番二三六、一番二三七、 一番二三八、一番二三九、一番二四〇、一番二四一、一番二四二、一番二四三、一番二四四、一番二四五、一番二四六、一番二四七、一番二四八、 一番二四九、一番二五〇、一番二五一、一番二五二、一番二五三、一番二五四、一番二五五、一番二五六、一番二五七、一番二五八、 一番二五九、一番二六〇、一番二六一、一番二六二、一番二六三、一番二六四、一番二六五、一番二六六、一番二六七、一番二六八、 一番二六九、一番二七〇、一番二七一、一番二七二、一番二七三、一番二七四、一番二七五、一番二七六、一番二七七、一番二七八、一番二七九、 一番二八〇、一番二八一、一番二八二、一番二八三、一番二八四、一番二八五、一番二八六、一番二八七、一番二八八、一番二八九、一番三〇〇、一番三〇一、一番三〇二、一番三〇三、 一番三〇四、一番三〇五、一番三〇六、一番三〇七、一番三〇八、一番三〇九、一番三一〇、一番三一〇、一番三一〇、一番三一〇、一番三一〇、一番三一〇、 一番三一四、一番三一五、一番三一六、一番三一七、一番三一八、一番三一九、一番三二〇、一番三二一、一番三二二、一番三二三、一番三五一、 一番三五二、一番三五三、一番三五四、一番三五五、一番三五六、一番三五七、一番三五八、一番三五九、一番三六〇、一番三六一、一番三六二、 一番三六三、一番三六四、一番三六五、一番三六六、一番三六七、一番三七八、一番三九四、一番三九五、一番三九六、一番三九七、一番三九八、 一番三九九、一番四〇〇、一番四〇一、一番四〇二、一番四〇三、一番四〇四、一番四〇五、一番四〇六、一番四〇七、一番四〇八、一番四〇九、 一番四一〇、一番四一一、一番四一二、一番四一三、一番四一四、一番四一五、一番四一六、一番四一七、一番四一八、一番四二〇、 一番四二一、一番四二二、一番四二三、一番四二四、一番四二五、一番四二六、一番四二七、一番四二八、一番四二九、一番四三〇、一番四三三、 一番四三四、一番四三五、一番四三六、一番四三七、一番四三八、一番四三九、一番四四〇、一番四四一、一番四四二、一番四四三、 一番四四四、一番四四五、一番四四六、一番四四七、一番四四八、一番四四九、一番四五〇、一番四五三、一番四五四、一番四五五、一番四五六、 一番四五七、一番四五八、一番四五九、一番四六〇、一番四六一、一番四六二、一番四六三、一番四六四、八九番、九〇番、四六八番、四六九番一、 四六九番三、四六九番四、四六九番五、四七〇番、四七三番一、四七三番二、四七三番三、四九四番一、四九四番二、四九四番三、四九八番、 五〇八番、五〇九番、五一二番、五一四番、五一六番、五二二番、五二四番、五二四番一、五二四番二、五二七番、五二八番一、 五二八番三、五三〇番一、五四六番一、五四八番、五四九番一、五四九番二、五五一番、五五三番一、五五八番一、五五九番一、 六四六番、六六四番、六六五番一、六六五番二、六六六番、六六七番、六六八番、七〇三番、七〇四番一、七〇四番二、七〇四番三、 七〇五番二、七〇五番三、七〇五番四、七〇五番七、七〇五番八、七〇五番九、七〇五番一〇、七〇五番一一、七〇五番一二、 七〇五番一三、七〇五番一四、七〇五番一六、七〇五番一九、七〇五番二〇、七〇五番二一、七〇五番二二、七〇五番二三、 七〇五番二四、七〇五番二五、七〇五番二六、七〇五番二七、七〇五番二八、七〇五二九、七〇五番三〇、七〇五番三一、 七〇五番三二、七〇五番三三、七〇五番三四、七〇五番三五、七〇六番一、七〇六番三、七〇六番四、七〇七番一、七〇九番、 七一〇番一、七一四番、七一五番、七一六番、七一七番一、七一七番二、七一八番一、七一八番二、七一八番三、七一八番四、 七二〇番一、七二〇番二、七二一番、七二二番、七二三番、七二五番、七二九番、七三五番、七三六番二、七三七番、七三八番一、 七三九番二、七三九番四、七四一番一、七五八番一、七五八番二、七五九番一、八一九番一、八一九番四、八二一番一、八二一番二、 八二二番、八二三番、八二五番一、八二五番二、八四五番、八五六番二、八五七番、八六〇番、八六三番、八六四番、八六七番、 八七二番、八七三番、八七五番一、八七六番二、九〇四番一、九〇四番二、九〇五番一、九〇五番二、九〇七番、九〇七番一、九〇七番二、 九二九番一、九二九番二、九三七番、九三八番一、九三八番二、九三八番三、九三九番二、九三九番三、九四二番二、九四二番三、 九四三番一、九四三番二、九四三番三、九四三番四、九四三番五、九四四番一、九四四番二、九四四番三、九四四番四、九四四番五、 九四五番一、九四五番二、九四五番三、九四六番、九四七番、九四八番、九四九番一、九四九番四、九五一番一、九五一番四、 九五五番二、九五六番一、九五六番二、九五八番一、九五八番二、九五九番一、九五九番九、九六一番一、九六二番一、九六三番三、 |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>九六九番一、九七〇番二、九七一番二、九七一番五、九七二番、九七三番、九七四番、九七五番、九七六番、九七七番、九七八番、九八〇番、九八一番、九八二番、九八四番、九八五番、九八六番、九八七番、九八八番一、九八八番二、九八八番四、九八八番五、九八九番一、九八九番二、九八九番三、九八九番四、九九〇番、九九二番、九九四番、九九九番、一〇〇〇番、一〇〇一番、一〇〇二番、一〇〇六番、一〇〇九番、一〇一一番、一〇一二番、一〇一三番、一〇二四番、一〇二五番、一〇二七番、一〇三一番、一〇三二番、一〇三三番、一〇三四番、一〇三五番、一〇三六番、一〇三七番、一〇三八番、一〇四一番、一〇四三番、一〇四四番、一〇四五番一、一〇四六番、一〇四七番、一〇四八番、一〇四九番、一〇五一番二、一〇五二番一、一〇五二番三、一〇五二番四、一〇六〇番一、一〇六一番、一〇六二番、一〇六三番、一〇六四番、一〇六六番一、一〇六六番四、一〇六六番五、一〇六六番七、一〇六六番八、一〇六七番、一〇六九番、一〇七〇番、一〇七一番、一〇七二番一、一〇七二番二、一〇七四番、一〇七八番、一〇八二番、一〇八三番一、一〇八三番二、一〇八三番三、一〇八四番</p> |
| 同大字山家 | <p>四四一六番四二、四四一六番四五、五三六五番一、五三六六番、五三六八番、五三六九番、五三七〇番一、五三七〇番二、五三七二番、五三七四番一五三七四番二、五三七七番、五四〇二番一、</p> |
| | <p>上の地域に介在する道路敷及び水路敷、福岡県筑紫野市大字阿志岐八九番と同九〇番に挟まれ同五四九番一と同五五〇番に挟まれる道路敷、同五〇八番と同五〇九番に挟まれ同五二番二と同五二四番一に挟まれるまでの道路敷、同四六七番一と同四七五番に挟まれ同四六九番一と同七五八番二に北接する水路敷に挟まれるまでの道路敷、同七四一番一と同七五八番一に挟まれ同七四一番一と同七五八番二に挟まれるまでの道路敷、同一番四三〇に北接する道路敷と同七三五番に挟まれ同一番四三〇に北接する道路敷と同七三六番二に挟まれるまでの道路敷、同八四五番と同八四八番一に挟まれ同八五六番二と同八七一番一に挟まれるまでの道路敷、同七一三番一と同七一三番二に挟まれ同七一八番一と同八五七番に挟まれるまでの道路敷、同七二二番に囲まれ同七二五番と同八五七番に挟まれるまでの道路敷、同一番三六三と同一番三七三に挟まれ同七一三番三と同七一八番一に挟まれるまでの道路敷、同七〇五番二と同七〇六番一に挟まれる道路敷、同七〇五番二と同九四五番二に挟まれ同七〇五番二と同七〇五番四に挟まれるまでの道路敷、同一番四一六に南接する道路敷と同九六二番一に挟まれ同七〇六番三と同九四三番五に挟まれるまでの道路敷、同九二八番一と同九二九番一に挟まれ同九二八番一と同九二九番二に挟まれるまでの道路敷、同八一三番に南接する道路敷と同八一九番一に挟まれる道路敷、同八一九番四と同一〇五二番四に挟まれ同八二一番一と同八二四番に南接する道路敷に挟まれるまでの道路敷、同八二二番と同八二三番に挟まれ同八二二番と同一〇五一番一に挟まれるまでの道路敷、同八二三番と同八二五番二に挟まれる道路敷、同九〇五番二と同一〇四三番に挟まれ同一〇四四番と同一〇四五番一に挟まれるまでの道路敷、同一〇四五番一と同一〇四八番に挟まれ同一〇六六番四と同一〇六六番七に挟まれるまでの道路敷、同一〇五〇番と同一〇五二番三に挟まれ同一〇五一番一と同一〇五二番三に挟まれる道路敷、同一〇五〇番と同一〇六二番に挟まれ同一〇五二番三と同一〇五六番一に北接する道路敷に挟まれるまでの道路敷、同一〇六四番と同一〇六五番に挟まれる道路敷、同一番二八三と同一〇七四番に挟まれ同九一六番と同一〇三二番に挟まれるまでの道路敷、同九九一番と同一〇三一番に挟まれ同一〇二八番と同一〇三二番に挟まれる道路敷、同一番二〇二と同一番四三三に挟まれ同一番三六一と同一番四三三に挟まれるまでの道路敷、同九四四番一と同九四六番に挟まれ同九四四番一と同九四八番に挟まれるまでの道路敷、同一番一一と同九八八番二に挟まれ同九四九番四と同九五一番四に挟まれるまでの道路敷、同一番三六一と同九六九番一に挟まれ同一番三六一及び同一番二二二と同九六九番一に挟まれる道路敷に挟まれるまでの道路敷、同一番二二二と同九六九番一に挟まれ同一番三五九と同九七八番に挟まれるまでの道路敷、同九九〇番に囲まれ同九九一番と同一〇〇九番に挟まれるまでの道路敷、同一番二八二と同一〇八一番に挟まれ同九九一番と同一〇二八番に挟まれるまでの道路敷、同一〇七九番と同一〇八二番に挟まれる道路敷、同五一六番に囲まれ同五一九番に東接するまでの道路敷、同五〇七番と同五二八番一に挟まれ同五一二番と同五二八番一に挟まれるまでの道路敷、同一番四三〇と同五一六番に挟まれ同一番四三〇と同五二七番に挟まれるまでの道路敷、同四六七番一と同七五九番一に挟まれ同四六九番一と同七三五番に挟まれるまでの水路敷、同一番一〇と同一番四一七に挟まれ同七〇六番三と同九四三番五に挟まれ同九二八番一と同九二九番二に挟まれる道路敷に挟まれるまでの水路敷、同一番三六一と同九七一番五に挟まれ同九七一番五と同九七五番に西接する道路敷に挟まれるまでの水路敷、同九三八番三に囲まれる水路敷、同九四二番二に囲まれる水路敷、同九四三番二に囲まれる水路敷、同九四三番四に囲まれる水路敷、同七一〇番一と同八四五番に挟まれ同八四五番と同八七二番に挟まれるまでの水路敷、同一番四一八と同一〇八二番に挟まれ同一〇八二番と同一〇八三番二に挟まれるまでの水路敷、筑紫野市大字山家五三六八番と同五三六九番に挟まれ同五三六五番一と同五三七一番一に挟まれるまでの道路敷を含む。</p> |
| 平成二十四年文部科学省告示第百五十一号 | |
| 福岡県筑紫野市大字阿志岐 | <p>一番八九、一番九〇、一番九二、一番九四、一番一一一、一番一二六、一番一二七、一番一九四、一番二〇九、一番二二二、一番二七三、一番三一八、一番三六七、一番四六八、一番四六九、一番四七〇、一番四七一、一番四七二、一番四七三、一番四七四、一番四七五、一番四七六、一番四七七、一番四七八、一番四七九、一番四八〇、一番四八一、一番四八二、一番四八三、一番四八四、一番四八五、一番四八六、一番四八七、四六七番一、四六七番二、四七四番一、四七四番二、四七四番三、四九三番、五一九番、五二〇番、五二六番一、五二六番二、五五〇番、六四八番、七〇五番一、七〇五番五、七〇五番六、七〇五番七、七〇五番一八、七三九番一、八六一番、八六二番、九九一番、九九八番、一〇二二番、一〇二八番、一〇四二番、一〇五七番三、一〇六六番六</p> <p>福岡県筑紫野市大字阿志岐一〇四八番と同一〇五〇番に挟まれ同一〇五九番一と同一〇六四番に挟まれた道路敷を含む。</p> |
| 同大字山家 | <p>五三七一番一</p> |

出典：官報告示 号外第 205 号 平成 23 年 9 月 21 日（平成二十三年文部科学省告示第百四十号）
官報告示 号外第 204 号 平成 24 年 9 月 19 日（平成二十四年文部科学省告示第百五十一号）

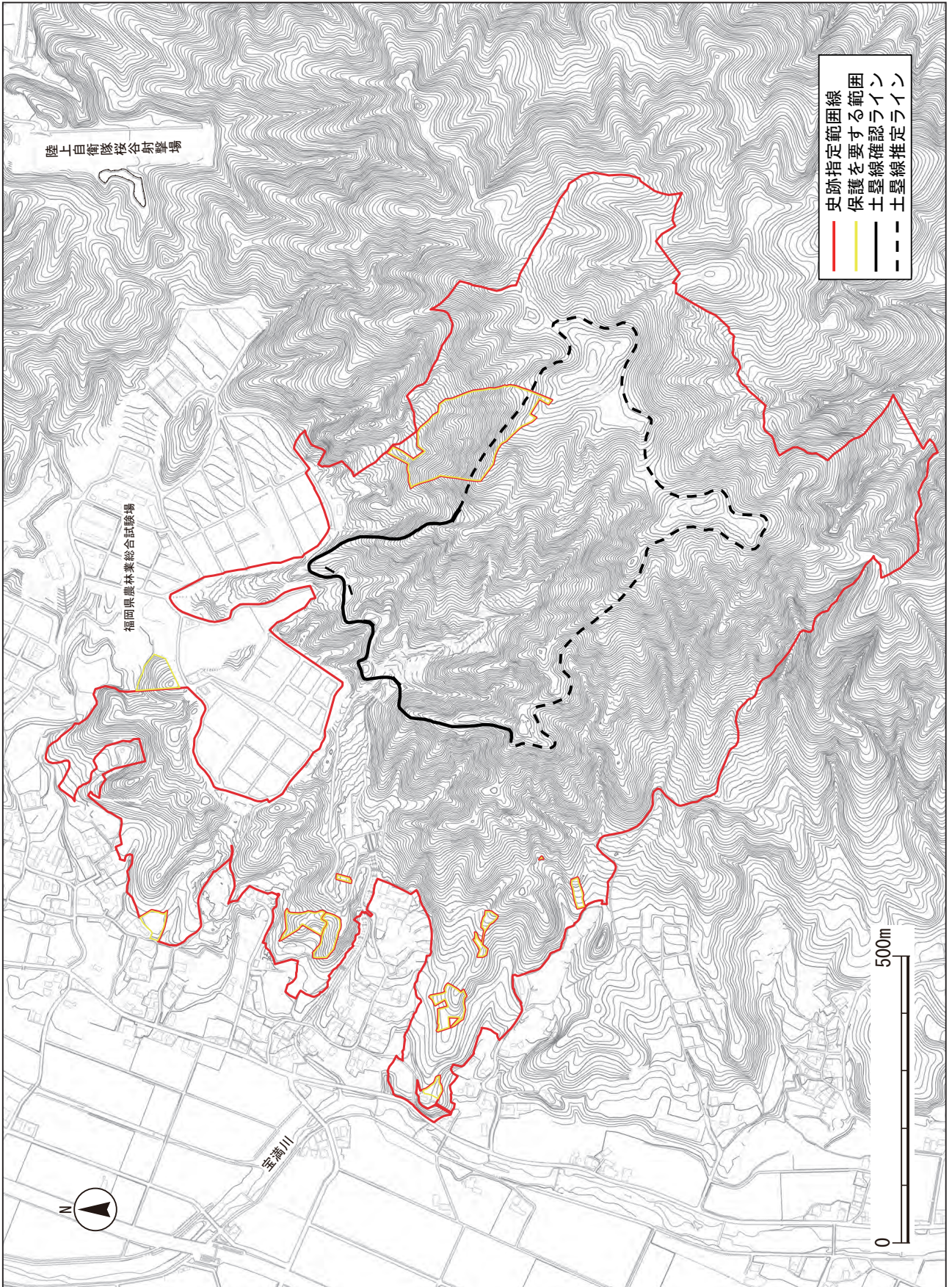


図 25 阿志岐山城跡指定範囲図

(3) 指定地の土地所有状況

現在の史跡阿志岐山城跡の地番一覧と地籍・地目・所有者を表12に示す。史跡指定地1,002,317.36㎡の内、国有地9,345.49㎡、県有地71,558.82㎡、市有地15,529.43㎡、民有地905,883.62㎡である。民有地の内、888,771.98㎡が個人所有者で指定地の約88.7%を占める。指定後、約1.5haを公有化した。

表12 地番一覧と地籍・地目・所有者(令和6年9月現在)

| | 地番 | 面積(㎡) | 地目 | 所有者 |
|----|----------------|-----------|-----|-------|
| 1 | 筑紫野市大字阿志岐1番9 | 9,888.00 | 原野 | 個人 |
| 2 | 筑紫野市大字阿志岐1番10 | 9,223.00 | 山林 | 個人 3名 |
| 3 | 筑紫野市大字阿志岐1番11 | 9,966.00 | 原野 | 個人 |
| 4 | 筑紫野市大字阿志岐1番12 | 5,143.00 | 原野 | 個人 |
| 5 | 筑紫野市大字阿志岐1番13 | 901.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 6 | 筑紫野市大字阿志岐1番17 | 13,209.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 7 | 筑紫野市大字阿志岐1番18 | 721.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 8 | 筑紫野市大字阿志岐1番36 | 11,223.00 | 保安林 | 個人 3名 |
| 9 | 筑紫野市大字阿志岐1番39 | 6,267.00 | 保安林 | 個人 |
| 10 | 筑紫野市大字阿志岐1番40 | 8,339.00 | 保安林 | 個人 |
| 11 | 筑紫野市大字阿志岐1番41 | 14,548.00 | 保安林 | 個人 8名 |
| 12 | 筑紫野市大字阿志岐1番43 | 7,232.00 | 保安林 | 個人 |
| 13 | 筑紫野市大字阿志岐1番44 | 10,754.00 | 保安林 | 個人 |
| 14 | 筑紫野市大字阿志岐1番45 | 6,347.00 | 保安林 | 個人 |
| 15 | 筑紫野市大字阿志岐1番46 | 4,912.00 | 保安林 | 個人 2名 |
| 16 | 筑紫野市大字阿志岐1番47 | 21,336.00 | 保安林 | 個人 |
| 17 | 筑紫野市大字阿志岐1番48 | 106.00 | 保安林 | 個人 |
| 18 | 筑紫野市大字阿志岐1番49 | 134.00 | 保安林 | 個人 |
| 19 | 筑紫野市大字阿志岐1番50 | 71.00 | 保安林 | 個人 |
| 20 | 筑紫野市大字阿志岐1番51 | 1,023.00 | 保安林 | 個人 |
| 21 | 筑紫野市大字阿志岐1番52 | 707.00 | 保安林 | 個人 2名 |
| 22 | 筑紫野市大字阿志岐1番53 | 2,349.00 | 保安林 | 個人 |
| 23 | 筑紫野市大字阿志岐1番54 | 2,985.00 | 保安林 | 個人 |
| 24 | 筑紫野市大字阿志岐1番55 | 2,421.00 | 保安林 | 個人 |
| 25 | 筑紫野市大字阿志岐1番56 | 2,308.00 | 保安林 | 個人 |
| 26 | 筑紫野市大字阿志岐1番57 | 2,037.00 | 保安林 | 個人 |
| 27 | 筑紫野市大字阿志岐1番58 | 2,212.00 | 保安林 | 個人 |
| 28 | 筑紫野市大字阿志岐1番59 | 619.00 | 保安林 | 筑紫野市 |
| 29 | 筑紫野市大字阿志岐1番60 | 2,504.00 | 保安林 | 筑紫野市 |
| 30 | 筑紫野市大字阿志岐1番61 | 1,439.00 | 保安林 | 個人 |
| 31 | 筑紫野市大字阿志岐1番62 | 104.00 | 保安林 | 個人 |
| 32 | 筑紫野市大字阿志岐1番63 | 61.00 | 保安林 | 個人 |
| 33 | 筑紫野市大字阿志岐1番64 | 893.00 | 保安林 | 個人 |
| 34 | 筑紫野市大字阿志岐1番65 | 911.00 | 保安林 | 個人 |
| 35 | 筑紫野市大字阿志岐1番66 | 2,302.00 | 保安林 | 個人 |
| 36 | 筑紫野市大字阿志岐1番67 | 280.00 | 保安林 | 個人 |
| 37 | 筑紫野市大字阿志岐1番68 | 614.00 | 保安林 | 個人 |
| 38 | 筑紫野市大字阿志岐1番69 | 1,073.00 | 保安林 | 個人 |
| 39 | 筑紫野市大字阿志岐1番70 | 2,578.00 | 保安林 | 個人 |
| 40 | 筑紫野市大字阿志岐1番71 | 2,146.00 | 保安林 | 個人 |
| 41 | 筑紫野市大字阿志岐1番72 | 680.00 | 保安林 | 個人 |
| 42 | 筑紫野市大字阿志岐1番73 | 1,931.00 | 保安林 | 個人 |
| 43 | 筑紫野市大字阿志岐1番74 | 2,099.00 | 保安林 | 個人 |
| 44 | 筑紫野市大字阿志岐1番75 | 934.00 | 保安林 | 個人 |
| 45 | 筑紫野市大字阿志岐1番76 | 1,132.00 | 保安林 | 個人 |
| 46 | 筑紫野市大字阿志岐1番77 | 243.00 | 保安林 | 個人 |
| 47 | 筑紫野市大字阿志岐1番78 | 2,901.00 | 保安林 | 個人 |
| 48 | 筑紫野市大字阿志岐1番79 | 1,233.00 | 保安林 | 個人 |
| 49 | 筑紫野市大字阿志岐1番80 | 3,522.00 | 保安林 | 個人 |
| 50 | 筑紫野市大字阿志岐1番81 | 5,183.00 | 保安林 | 個人 |
| 51 | 筑紫野市大字阿志岐1番82 | 6,179.00 | 保安林 | 個人 |
| 52 | 筑紫野市大字阿志岐1番83 | 3,274.00 | 保安林 | 個人 |
| 53 | 筑紫野市大字阿志岐1番84 | 5,395.00 | 保安林 | 個人 |
| 54 | 筑紫野市大字阿志岐1番85 | 1,798.00 | 保安林 | 個人 |
| 55 | 筑紫野市大字阿志岐1番86 | 1,062.00 | 保安林 | 個人 |
| 56 | 筑紫野市大字阿志岐1番87 | 1,288.00 | 保安林 | 個人 |
| 57 | 筑紫野市大字阿志岐1番88 | 754.00 | 保安林 | 個人 |
| 58 | 筑紫野市大字阿志岐1番91 | 7,572.00 | 保安林 | 個人 |
| 59 | 筑紫野市大字阿志岐1番93 | 2,992.00 | 保安林 | 個人 |
| 60 | 筑紫野市大字阿志岐1番95 | 3,289.00 | 保安林 | 個人 |
| 61 | 筑紫野市大字阿志岐1番96 | 1,763.00 | 保安林 | 個人 |
| 62 | 筑紫野市大字阿志岐1番97 | 847.00 | 保安林 | 個人 |
| 63 | 筑紫野市大字阿志岐1番98 | 381.00 | 保安林 | 個人 |
| 64 | 筑紫野市大字阿志岐1番99 | 762.00 | 保安林 | 個人 |
| 65 | 筑紫野市大字阿志岐1番100 | 3,031.00 | 保安林 | 個人 |
| 66 | 筑紫野市大字阿志岐1番101 | 557.00 | 保安林 | 個人 |
| 67 | 筑紫野市大字阿志岐1番102 | 1,930.00 | 保安林 | 個人 |
| 68 | 筑紫野市大字阿志岐1番103 | 1,040.00 | 保安林 | 個人 |
| 69 | 筑紫野市大字阿志岐1番104 | 62.00 | 保安林 | 個人 |
| 70 | 筑紫野市大字阿志岐1番108 | 1,208.00 | 保安林 | 個人 |

| | 地番 | 面積(㎡) | 地目 | 所有者 |
|-----|----------------|----------|-----|-------|
| 71 | 筑紫野市大字阿志岐1番109 | 2,394.00 | 保安林 | 個人 |
| 72 | 筑紫野市大字阿志岐1番110 | 1,529.00 | 保安林 | 個人 |
| 73 | 筑紫野市大字阿志岐1番112 | 2,340.00 | 保安林 | 個人 |
| 74 | 筑紫野市大字阿志岐1番113 | 2,188.00 | 保安林 | 個人 |
| 75 | 筑紫野市大字阿志岐1番120 | 1,293.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 76 | 筑紫野市大字阿志岐1番121 | 303.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 77 | 筑紫野市大字阿志岐1番122 | 582.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 78 | 筑紫野市大字阿志岐1番123 | 1,535.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 79 | 筑紫野市大字阿志岐1番124 | 195.00 | 保安林 | 個人 2名 |
| 80 | 筑紫野市大字阿志岐1番125 | 1,466.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 81 | 筑紫野市大字阿志岐1番193 | 698.00 | 山林 | 個人 |
| 82 | 筑紫野市大字阿志岐1番195 | 1,487.00 | 山林 | 個人 |
| 83 | 筑紫野市大字阿志岐1番196 | 541.00 | 保安林 | 個人 |
| 84 | 筑紫野市大字阿志岐1番198 | 683.00 | 原野 | 個人 |
| 85 | 筑紫野市大字阿志岐1番199 | 353.00 | 山林 | 個人 3名 |
| 86 | 筑紫野市大字阿志岐1番200 | 6,155.00 | 保安林 | 筑紫野市 |
| 87 | 筑紫野市大字阿志岐1番201 | 6,608.00 | 保安林 | 個人 |
| 88 | 筑紫野市大字阿志岐1番202 | 5,707.00 | 保安林 | 個人 |
| 89 | 筑紫野市大字阿志岐1番203 | 1,698.00 | 保安林 | 筑紫野市 |
| 90 | 筑紫野市大字阿志岐1番211 | 4,493.00 | 保安林 | 個人 |
| 91 | 筑紫野市大字阿志岐1番212 | 3,389.00 | 山林 | 個人 |
| 92 | 筑紫野市大字阿志岐1番213 | 253.00 | 原野 | 個人 4名 |
| 93 | 筑紫野市大字阿志岐1番214 | 250.00 | 原野 | 個人 4名 |
| 94 | 筑紫野市大字阿志岐1番215 | 3,045.00 | 原野 | 個人 4名 |
| 95 | 筑紫野市大字阿志岐1番221 | 317.00 | 山林 | 個人 |
| 96 | 筑紫野市大字阿志岐1番223 | 2,299.00 | 山林 | 個人 |
| 97 | 筑紫野市大字阿志岐1番224 | 3,029.00 | 山林 | 個人 |
| 98 | 筑紫野市大字阿志岐1番225 | 3,436.00 | 山林 | 個人 |
| 99 | 筑紫野市大字阿志岐1番226 | 2,237.00 | 原野 | 個人 |
| 100 | 筑紫野市大字阿志岐1番227 | 4,146.00 | 山林 | 個人 |
| 101 | 筑紫野市大字阿志岐1番228 | 3,095.00 | 山林 | 個人 |
| 102 | 筑紫野市大字阿志岐1番229 | 3,606.00 | 原野 | 個人 |
| 103 | 筑紫野市大字阿志岐1番230 | 2,278.00 | 保安林 | 個人 |
| 104 | 筑紫野市大字阿志岐1番231 | 248.00 | 保安林 | 個人 |
| 105 | 筑紫野市大字阿志岐1番232 | 1,245.00 | 原野 | 個人 |
| 106 | 筑紫野市大字阿志岐1番233 | 2,089.00 | 原野 | 個人 |
| 107 | 筑紫野市大字阿志岐1番234 | 1,827.00 | 原野 | 個人 |
| 108 | 筑紫野市大字阿志岐1番235 | 1,135.00 | 原野 | 個人 |
| 109 | 筑紫野市大字阿志岐1番236 | 319.00 | 保安林 | 個人 |
| 110 | 筑紫野市大字阿志岐1番237 | 1,258.00 | 保安林 | 個人 |
| 111 | 筑紫野市大字阿志岐1番238 | 67.00 | 山林 | 個人 |
| 112 | 筑紫野市大字阿志岐1番239 | 39.00 | 原野 | 個人 |
| 113 | 筑紫野市大字阿志岐1番240 | 227.00 | 山林 | 個人 |
| 114 | 筑紫野市大字阿志岐1番241 | 2,240.00 | 原野 | 個人 |
| 115 | 筑紫野市大字阿志岐1番242 | 1,850.00 | 山林 | 個人 |
| 116 | 筑紫野市大字阿志岐1番243 | 2,326.00 | 山林 | 個人 |
| 117 | 筑紫野市大字阿志岐1番244 | 1,795.00 | 原野 | 個人 |
| 118 | 筑紫野市大字阿志岐1番245 | 1,530.00 | 原野 | 個人 |
| 119 | 筑紫野市大字阿志岐1番246 | 1,632.00 | 原野 | 個人 |
| 120 | 筑紫野市大字阿志岐1番247 | 580.00 | 山林 | 個人 |
| 121 | 筑紫野市大字阿志岐1番249 | 33.00 | 山林 | 個人 |
| 122 | 筑紫野市大字阿志岐1番250 | 4,104.00 | 山林 | 個人 |
| 123 | 筑紫野市大字阿志岐1番251 | 2,970.00 | 原野 | 個人 |
| 124 | 筑紫野市大字阿志岐1番252 | 6,042.00 | 山林 | 個人 |
| 125 | 筑紫野市大字阿志岐1番253 | 2,321.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 126 | 筑紫野市大字阿志岐1番254 | 1,341.00 | 山林 | 個人 |
| 127 | 筑紫野市大字阿志岐1番255 | 1,859.00 | 山林 | 個人 4名 |
| 128 | 筑紫野市大字阿志岐1番256 | 642.00 | 山林 | 個人 |
| 129 | 筑紫野市大字阿志岐1番257 | 517.00 | 山林 | 個人 |
| 130 | 筑紫野市大字阿志岐1番258 | 3,064.00 | 原野 | 個人 |
| 131 | 筑紫野市大字阿志岐1番259 | 2,237.00 | 原野 | 個人 |
| 132 | 筑紫野市大字阿志岐1番260 | 1,640.00 | 原野 | 個人 3名 |
| 133 | 筑紫野市大字阿志岐1番261 | 2,383.00 | 原野 | 個人 |
| 134 | 筑紫野市大字阿志岐1番262 | 2,948.00 | 保安林 | 個人 |
| 135 | 筑紫野市大字阿志岐1番263 | 2,152.00 | 保安林 | 個人 |
| 136 | 筑紫野市大字阿志岐1番264 | 2,157.00 | 保安林 | 個人 |
| 137 | 筑紫野市大字阿志岐1番265 | 1,131.00 | 原野 | 個人 |
| 138 | 筑紫野市大字阿志岐1番266 | 1,322.00 | 保安林 | 個人 3名 |
| 139 | 筑紫野市大字阿志岐1番267 | 325.00 | 原野 | 個人 |
| 140 | 筑紫野市大字阿志岐1番268 | 551.00 | 原野 | 個人 |

| | 地番 | 面積 (㎡) | 地目 | 所有者 |
|-----|----------------|----------|-------|-------|
| 141 | 筑紫野市大字阿志岐1番269 | 3,752.00 | 保安林 | 個人 |
| 142 | 筑紫野市大字阿志岐1番270 | 1,034.00 | 原野 | 個人 |
| 143 | 筑紫野市大字阿志岐1番271 | 1,453.00 | 原野 | 個人 |
| 144 | 筑紫野市大字阿志岐1番272 | 1,026.00 | 原野 | 個人 |
| 145 | 筑紫野市大字阿志岐1番274 | 2,486.00 | 原野 | 個人 |
| 146 | 筑紫野市大字阿志岐1番275 | 1,021.00 | 原野 | 個人 |
| 147 | 筑紫野市大字阿志岐1番276 | 2,251.00 | 原野 | 個人 |
| 148 | 筑紫野市大字阿志岐1番278 | 1,165.00 | 山林 | 個人 |
| 149 | 筑紫野市大字阿志岐1番279 | 1,428.00 | 山林 | 個人 |
| 150 | 筑紫野市大字阿志岐1番280 | 1,315.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 151 | 筑紫野市大字阿志岐1番281 | 2,522.00 | 山林 | 個人 |
| 152 | 筑紫野市大字阿志岐1番282 | 6,272.00 | 山林 | 個人 |
| 153 | 筑紫野市大字阿志岐1番284 | 284.00 | 原野 | 個人 |
| 154 | 筑紫野市大字阿志岐1番297 | 392.00 | 原野 | 個人 |
| 155 | 筑紫野市大字阿志岐1番298 | 733.00 | 原野 | 個人 |
| 156 | 筑紫野市大字阿志岐1番299 | 113.00 | 原野 | 個人 |
| 157 | 筑紫野市大字阿志岐1番300 | 180.00 | 原野 | 個人 |
| 158 | 筑紫野市大字阿志岐1番301 | 1,027.00 | 原野 | 個人 |
| 159 | 筑紫野市大字阿志岐1番302 | 88.00 | 原野 | 個人 |
| 160 | 筑紫野市大字阿志岐1番303 | 84.00 | 原野 | 個人 |
| 161 | 筑紫野市大字阿志岐1番304 | 309.00 | 原野 | 個人 |
| 162 | 筑紫野市大字阿志岐1番305 | 1,549.00 | 原野 | 個人 |
| 163 | 筑紫野市大字阿志岐1番306 | 1,504.00 | 保安林 | 個人 |
| 164 | 筑紫野市大字阿志岐1番307 | 789.00 | 原野 | 個人 |
| 165 | 筑紫野市大字阿志岐1番308 | 1,268.00 | 原野 | 個人 |
| 166 | 筑紫野市大字阿志岐1番309 | 1,612.00 | 原野 | 個人 |
| 167 | 筑紫野市大字阿志岐1番310 | 2,507.00 | 原野 | 個人 |
| 168 | 筑紫野市大字阿志岐1番311 | 1,138.00 | 原野 | 個人 |
| 169 | 筑紫野市大字阿志岐1番312 | 177.00 | 原野 | 個人 |
| 170 | 筑紫野市大字阿志岐1番313 | 23.00 | 原野 | 個人 |
| 171 | 筑紫野市大字阿志岐1番314 | 987.00 | 原野 | 個人 |
| 172 | 筑紫野市大字阿志岐1番315 | 2,908.00 | 保安林 | 個人 |
| 173 | 筑紫野市大字阿志岐1番316 | 1,600.00 | 保安林 | 個人 |
| 174 | 筑紫野市大字阿志岐1番317 | 854.00 | 保安林 | 個人 |
| 175 | 筑紫野市大字阿志岐1番319 | 414.00 | 原野 | 個人 |
| 176 | 筑紫野市大字阿志岐1番320 | 369.00 | 原野 | 個人 |
| 177 | 筑紫野市大字阿志岐1番321 | 422.00 | 原野 | 個人 |
| 178 | 筑紫野市大字阿志岐1番322 | 314.00 | 原野 | 個人 |
| 179 | 筑紫野市大字阿志岐1番323 | 94.00 | 原野 | 個人 |
| 180 | 筑紫野市大字阿志岐1番351 | 1,101.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 181 | 筑紫野市大字阿志岐1番352 | 1,026.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 182 | 筑紫野市大字阿志岐1番354 | 1,415.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 183 | 筑紫野市大字阿志岐1番355 | 693.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 184 | 筑紫野市大字阿志岐1番356 | 307.00 | 原野 | 国土交通省 |
| 185 | 筑紫野市大字阿志岐1番357 | 445.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 186 | 筑紫野市大字阿志岐1番358 | 721.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 187 | 筑紫野市大字阿志岐1番359 | 287.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 188 | 筑紫野市大字阿志岐1番360 | 167.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 189 | 筑紫野市大字阿志岐1番361 | 613.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 190 | 筑紫野市大字阿志岐1番362 | 639.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 191 | 筑紫野市大字阿志岐1番363 | 317.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 192 | 筑紫野市大字阿志岐1番364 | 317.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 193 | 筑紫野市大字阿志岐1番365 | 754.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 194 | 筑紫野市大字阿志岐1番366 | 318.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 195 | 筑紫野市大字阿志岐1番373 | 432.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 196 | 筑紫野市大字阿志岐1番374 | 329.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 197 | 筑紫野市大字阿志岐1番395 | 70.00 | 保安林 | 個人 |
| 198 | 筑紫野市大字阿志岐1番396 | 34.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 199 | 筑紫野市大字阿志岐1番397 | 337.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 200 | 筑紫野市大字阿志岐1番398 | 42.00 | 原野 | 個人 4名 |
| 201 | 筑紫野市大字阿志岐1番399 | 99.00 | 山林 | 個人 |
| 202 | 筑紫野市大字阿志岐1番400 | 53.00 | 原野 | 個人 |
| 203 | 筑紫野市大字阿志岐1番401 | 11.00 | 山林 | 個人 |
| 204 | 筑紫野市大字阿志岐1番402 | 23.00 | 原野 | 個人 |
| 205 | 筑紫野市大字阿志岐1番403 | 345.00 | 山林 | 個人 |
| 206 | 筑紫野市大字阿志岐1番404 | 91.00 | 原野 | 個人 |
| 207 | 筑紫野市大字阿志岐1番405 | 558.00 | 原野 | 個人 |
| 208 | 筑紫野市大字阿志岐1番406 | 82.00 | 原野 | 個人 |
| 209 | 筑紫野市大字阿志岐1番408 | 17.00 | 山林 | 個人 |
| 210 | 筑紫野市大字阿志岐1番409 | 27.00 | 原野 | 個人 |
| 211 | 筑紫野市大字阿志岐1番410 | 38.00 | 山林 | 個人 |
| 212 | 筑紫野市大字阿志岐1番411 | 17.00 | 原野 | 個人 |
| 213 | 筑紫野市大字阿志岐1番412 | 61.00 | 山林 | 個人 |
| 214 | 筑紫野市大字阿志岐1番413 | 25.00 | 原野 | 個人 |
| 215 | 筑紫野市大字阿志岐1番414 | 394.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 216 | 筑紫野市大字阿志岐1番415 | 206.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 217 | 筑紫野市大字阿志岐1番416 | 331.00 | 公衆用道路 | 個人 2名 |
| 218 | 筑紫野市大字阿志岐1番417 | 164.00 | 山林 | 個人 |

| | 地番 | 面積 (㎡) | 地目 | 所有者 |
|-----|-----------------|-----------|-------|-------|
| 219 | 筑紫野市大字阿志岐1番418 | 174.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 220 | 筑紫野市大字阿志岐1番420 | 187.00 | 保安林 | 個人 |
| 221 | 筑紫野市大字阿志岐1番421 | 548.00 | 山林 | 個人 |
| 222 | 筑紫野市大字阿志岐1番422 | 6.42 | 山林 | 国土交通省 |
| 223 | 筑紫野市大字阿志岐1番423 | 11.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 224 | 筑紫野市大字阿志岐1番424 | 6.51 | 山林 | 国土交通省 |
| 225 | 筑紫野市大字阿志岐1番430 | 29,887.00 | 山林 | 福岡県 |
| 226 | 筑紫野市大字阿志岐1番433 | 41,617.00 | 山林 | 福岡県 |
| 227 | 筑紫野市大字阿志岐1番453 | 81.00 | 保安林 | 個人 2名 |
| 228 | 筑紫野市大字阿志岐1番454 | 548.00 | 雑種地 | 九州電力㈱ |
| 229 | 筑紫野市大字阿志岐1番455 | 76.00 | 保安林 | 個人 2名 |
| 230 | 筑紫野市大字阿志岐1番456 | 309.00 | 雑種地 | 九州電力㈱ |
| 231 | 筑紫野市大字阿志岐1番457 | 53.00 | 雑種地 | 九州電力㈱ |
| 232 | 筑紫野市大字阿志岐1番458 | 477.00 | 雑種地 | 九州電力㈱ |
| 233 | 筑紫野市大字阿志岐1番459 | 38.00 | 雑種地 | 九州電力㈱ |
| 234 | 筑紫野市大字阿志岐1番460 | 49.00 | 雑種地 | 九州電力㈱ |
| 235 | 筑紫野市大字阿志岐1番461 | 69.00 | 雑種地 | 九州電力㈱ |
| 236 | 筑紫野市大字阿志岐1番464 | 435.00 | 雑種地 | 九州電力㈱ |
| 237 | 筑紫野市大字阿志岐89番 | 3,769.00 | 山林 | 個人 |
| 238 | 筑紫野市大字阿志岐90番 | 354.00 | 山林 | 個人 |
| 239 | 筑紫野市大字阿志岐468番 | 595.00 | 山林 | 個人 |
| 240 | 筑紫野市大字阿志岐469番1 | 6,356.00 | 山林 | 個人 |
| 241 | 筑紫野市大字阿志岐469番3 | 901.00 | 山林 | 個人 |
| 242 | 筑紫野市大字阿志岐469番4 | 9.34 | 山林 | 個人 |
| 243 | 筑紫野市大字阿志岐469番5 | 11.00 | 山林 | 個人 |
| 244 | 筑紫野市大字阿志岐470番 | 1,193.00 | 山林 | 個人 |
| 245 | 筑紫野市大字阿志岐473番1 | 45.00 | 墓地 | 個人 |
| 246 | 筑紫野市大字阿志岐473番2 | 6.03 | 墓地 | 個人 |
| 247 | 筑紫野市大字阿志岐494番1 | 2,432.00 | 山林 | 個人 |
| 248 | 筑紫野市大字阿志岐494番2 | 23.00 | 山林 | 個人 |
| 249 | 筑紫野市大字阿志岐494番3 | 53.00 | 山林 | 個人 |
| 250 | 筑紫野市大字阿志岐498番 | 61.92 | 宅地 | 個人 |
| 251 | 筑紫野市大字阿志岐508番 | 159.00 | 畑 | 個人 |
| 252 | 筑紫野市大字阿志岐509番 | 466.00 | 山林 | 個人 |
| 253 | 筑紫野市大字阿志岐512番 | 10.00 | 山林 | 個人 |
| 254 | 筑紫野市大字阿志岐514番 | 524.00 | 山林 | 個人 |
| 255 | 筑紫野市大字阿志岐516番 | 4,621.00 | 山林 | 個人 |
| 256 | 筑紫野市大字阿志岐522番 | 2,987.00 | 山林 | 個人 |
| 257 | 筑紫野市大字阿志岐523番 | 81.00 | 山林 | 個人 |
| 258 | 筑紫野市大字阿志岐524番1 | 2,758.00 | 山林 | 個人 |
| 259 | 筑紫野市大字阿志岐524番2 | 11.00 | 山林 | 個人 |
| 260 | 筑紫野市大字阿志岐527番 | 2,910.00 | 山林 | 個人 |
| 261 | 筑紫野市大字阿志岐528番1 | 5,040.00 | 山林 | 個人 |
| 262 | 筑紫野市大字阿志岐528番3 | 16.00 | 山林 | 個人 |
| 263 | 筑紫野市大字阿志岐530番1 | 919.00 | 山林 | 個人 |
| 264 | 筑紫野市大字阿志岐546番1 | 2,002.00 | 山林 | 個人 |
| 265 | 筑紫野市大字阿志岐548番 | 346.00 | 山林 | 個人 |
| 266 | 筑紫野市大字阿志岐549番1 | 630.00 | 畑 | 個人 |
| 267 | 筑紫野市大字阿志岐549番2 | 71.00 | 山林 | 個人 |
| 268 | 筑紫野市大字阿志岐551番 | 803.00 | 畑 | 個人 |
| 269 | 筑紫野市大字阿志岐553番1 | 5,424.00 | 山林 | 個人 |
| 270 | 筑紫野市大字阿志岐558番1 | 2,087.00 | 山林 | 個人 |
| 271 | 筑紫野市大字阿志岐559番1 | 3,291.00 | 山林 | 個人 |
| 272 | 筑紫野市大字阿志岐646番 | 3,082.00 | 山林 | 個人 |
| 273 | 筑紫野市大字阿志岐664番 | 260.00 | 山林 | 個人 |
| 274 | 筑紫野市大字阿志岐665番1 | 86.00 | 山林 | 個人 |
| 275 | 筑紫野市大字阿志岐665番2 | 12.00 | 山林 | 個人 |
| 276 | 筑紫野市大字阿志岐666番 | 929.00 | 山林 | 個人 |
| 277 | 筑紫野市大字阿志岐667番 | 5,697.00 | 山林 | 個人 |
| 278 | 筑紫野市大字阿志岐669番 | 352.00 | 山林 | 個人 |
| 279 | 筑紫野市大字阿志岐703番 | 1,680.00 | 山林 | 個人 |
| 280 | 筑紫野市大字阿志岐704番1 | 942.00 | 山林 | 個人 |
| 281 | 筑紫野市大字阿志岐704番2 | 14.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 282 | 筑紫野市大字阿志岐704番3 | 2.82 | 山林 | 福岡県 |
| 283 | 筑紫野市大字阿志岐705番2 | 1,094.00 | 山林 | 個人 |
| 284 | 筑紫野市大字阿志岐705番3 | 309.00 | 山林 | 個人 |
| 285 | 筑紫野市大字阿志岐705番4 | 311.00 | 山林 | 筑紫野市 |
| 286 | 筑紫野市大字阿志岐705番7 | 373.00 | 山林 | 個人 |
| 287 | 筑紫野市大字阿志岐705番8 | 186.00 | 山林 | 個人 2名 |
| 288 | 筑紫野市大字阿志岐705番9 | 212.00 | 山林 | 個人 2名 |
| 289 | 筑紫野市大字阿志岐705番10 | 260.00 | 山林 | 個人 |
| 290 | 筑紫野市大字阿志岐705番11 | 212.00 | 山林 | 個人 |
| 291 | 筑紫野市大字阿志岐705番12 | 117.00 | 山林 | 個人 |
| 292 | 筑紫野市大字阿志岐705番13 | 200.00 | 山林 | 個人 |
| 293 | 筑紫野市大字阿志岐705番14 | 294.00 | 山林 | 個人 |
| 294 | 筑紫野市大字阿志岐705番16 | 165.00 | 山林 | 個人 2名 |
| 295 | 筑紫野市大字阿志岐705番19 | 254.00 | 公衆用道路 | 個人 |
| 296 | 筑紫野市大字阿志岐705番20 | 18.00 | 山林 | 国土交通省 |

| | 地番 | 面積 (㎡) | 地目 | 所有者 |
|-----|-----------------|----------|-------|-------|
| 297 | 筑紫野市大字阿志岐705番21 | 57.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 298 | 筑紫野市大字阿志岐705番22 | 154.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 299 | 筑紫野市大字阿志岐705番23 | 44.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 300 | 筑紫野市大字阿志岐705番24 | 17.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 301 | 筑紫野市大字阿志岐705番25 | 2.16 | 山林 | 国土交通省 |
| 302 | 筑紫野市大字阿志岐705番26 | 1.76 | 山林 | 国土交通省 |
| 303 | 筑紫野市大字阿志岐705番27 | 8.58 | 山林 | 国土交通省 |
| 304 | 筑紫野市大字阿志岐705番28 | 40.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 305 | 筑紫野市大字阿志岐705番29 | 17.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 306 | 筑紫野市大字阿志岐705番30 | 25.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 307 | 筑紫野市大字阿志岐705番31 | 21.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 308 | 筑紫野市大字阿志岐705番32 | 36.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 309 | 筑紫野市大字阿志岐705番33 | 20.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 310 | 筑紫野市大字阿志岐705番34 | 30.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 311 | 筑紫野市大字阿志岐705番35 | 69.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 312 | 筑紫野市大字阿志岐706番1 | 423.00 | 山林 | 個人 |
| 313 | 筑紫野市大字阿志岐706番3 | 4.12 | 山林 | 国土交通省 |
| 314 | 筑紫野市大字阿志岐706番4 | 1.36 | 山林 | 国土交通省 |
| 315 | 筑紫野市大字阿志岐707番1 | 865.00 | 山林 | 筑紫野市 |
| 316 | 筑紫野市大字阿志岐709番 | 382.00 | 山林 | 個人 1名 |
| 317 | 筑紫野市大字阿志岐710番 1 | 1,969.00 | 山林 | 個人 1名 |
| 318 | 筑紫野市大字阿志岐714番 | 263.00 | 墓地 | 個人 |
| 319 | 筑紫野市大字阿志岐715番 | 474.00 | 墓地 | 個人 |
| 320 | 筑紫野市大字阿志岐716番 | 260.00 | 墓地 | 個人 |
| 321 | 筑紫野市大字阿志岐717番1 | 644.00 | 山林 | 個人 |
| 322 | 筑紫野市大字阿志岐717番2 | 140.00 | 公衆用道路 | 個人 |
| 323 | 筑紫野市大字阿志岐718番1 | 2,201.00 | 山林 | 個人 1名 |
| 324 | 筑紫野市大字阿志岐718番2 | 128.00 | 公衆用道路 | 個人 1名 |
| 325 | 筑紫野市大字阿志岐719番1 | 2,914.00 | 山林 | 個人 |
| 326 | 筑紫野市大字阿志岐719番2 | 420.00 | 公衆用道路 | 個人 |
| 327 | 筑紫野市大字阿志岐720番1 | 7,422.00 | 山林 | 個人 |
| 328 | 筑紫野市大字阿志岐720番2 | 416.00 | 公衆用道路 | 個人 |
| 329 | 筑紫野市大字阿志岐721番 | 1,669.00 | 山林 | 個人 |
| 330 | 筑紫野市大字阿志岐722番 | 3,185.00 | 山林 | 個人 |
| 331 | 筑紫野市大字阿志岐723番 | 1,918.00 | 山林 | 個人 |
| 332 | 筑紫野市大字阿志岐725番 | 664.00 | 畑 | 個人 |
| 333 | 筑紫野市大字阿志岐729番 | 2,211.00 | 山林 | 個人 |
| 334 | 筑紫野市大字阿志岐735番 | 791.00 | 山林 | 個人 |
| 335 | 筑紫野市大字阿志岐736番2 | 128.00 | 公衆用道路 | 筑紫野市 |
| 336 | 筑紫野市大字阿志岐737番 | 137.00 | 山林 | 個人 |
| 337 | 筑紫野市大字阿志岐738番1 | 356.00 | 田 | 個人 |
| 338 | 筑紫野市大字阿志岐739番2 | 114.00 | 山林 | 個人 |
| 339 | 筑紫野市大字阿志岐739番4 | 26.00 | 用悪水路 | 筑紫野市 |
| 340 | 筑紫野市大字阿志岐741番1 | 248.00 | 山林 | 個人 |
| 341 | 筑紫野市大字阿志岐758番1 | 901.51 | 宅地 | 個人 |
| 342 | 筑紫野市大字阿志岐758番2 | 952.00 | 山林 | 個人 |
| 343 | 筑紫野市大字阿志岐759番1 | 704.00 | 畑 | 個人 |
| 344 | 筑紫野市大字阿志岐819番1 | 1,775.00 | 山林 | 個人 |
| 345 | 筑紫野市大字阿志岐819番4 | 188.00 | 公衆用道路 | 筑紫野市 |
| 346 | 筑紫野市大字阿志岐821番1 | 558.00 | 畑 | 個人 2名 |
| 347 | 筑紫野市大字阿志岐821番2 | 56.00 | 公衆用道路 | 個人 2名 |
| 348 | 筑紫野市大字阿志岐822番 | 1,216.00 | 畑 | 個人 2名 |
| 349 | 筑紫野市大字阿志岐823番 | 74.00 | 畑 | 個人 2名 |
| 350 | 筑紫野市大字阿志岐825番1 | 1,140.00 | 畑 | 個人 |
| 351 | 筑紫野市大字阿志岐825番2 | 327.00 | 山林 | 個人 |
| 352 | 筑紫野市大字阿志岐845番 | 1,941.00 | 畑 | 個人 |
| 353 | 筑紫野市大字阿志岐856番2 | 1,019.00 | 山林 | 個人 |
| 354 | 筑紫野市大字阿志岐857番 | 1,559.00 | 山林 | 個人 |
| 355 | 筑紫野市大字阿志岐860番 | 74.00 | 山林 | 個人 |
| 356 | 筑紫野市大字阿志岐863番 | 398.00 | 山林 | 個人 |
| 357 | 筑紫野市大字阿志岐864番 | 231.00 | 山林 | 個人 |
| 358 | 筑紫野市大字阿志岐870番 | 2,589.00 | 畑 | 個人 |
| 359 | 筑紫野市大字阿志岐871番 | 216.00 | 畑 | 個人 |
| 360 | 筑紫野市大字阿志岐872番 | 123.00 | 畑 | 個人 |
| 361 | 筑紫野市大字阿志岐875番1 | 403.00 | 畑 | 個人 |
| 362 | 筑紫野市大字阿志岐876番2 | 336.00 | 山林 | 個人 |
| 363 | 筑紫野市大字阿志岐904番1 | 464.00 | 畑 | 個人 |
| 364 | 筑紫野市大字阿志岐904番2 | 165.00 | 山林 | 個人 |
| 365 | 筑紫野市大字阿志岐905番1 | 411.00 | 畑 | 個人 2名 |
| 366 | 筑紫野市大字阿志岐905番2 | 1,321.00 | 山林 | 個人 2名 |
| 367 | 筑紫野市大字阿志岐907番 | 34.00 | 山林 | 個人 6名 |
| 368 | 筑紫野市大字阿志岐916番 | 1,032.00 | 山林 | 個人 |
| 369 | 筑紫野市大字阿志岐929番1 | 33.00 | 畑 | 筑紫野市 |
| 370 | 筑紫野市大字阿志岐929番2 | 24.00 | 畑 | 国土交通省 |
| 371 | 筑紫野市大字阿志岐937番 | 750.00 | 山林 | 個人 |
| 372 | 筑紫野市大字阿志岐938番1 | 395.00 | 山林 | 個人 |
| 373 | 筑紫野市大字阿志岐938番2 | 7.06 | 公衆用道路 | 国土交通省 |
| 374 | 筑紫野市大字阿志岐938番3 | 425.00 | 山林 | 国土交通省 |

| | 地番 | 面積 (㎡) | 地目 | 所有者 |
|-----|----------------|-----------|-------|-------|
| 375 | 筑紫野市大字阿志岐939番2 | 16.99 | 宅地 | 国土交通省 |
| 376 | 筑紫野市大字阿志岐939番3 | 9.12 | 宅地 | 国土交通省 |
| 377 | 筑紫野市大字阿志岐942番2 | 64.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 378 | 筑紫野市大字阿志岐942番3 | 242.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 379 | 筑紫野市大字阿志岐943番1 | 131.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 380 | 筑紫野市大字阿志岐943番2 | 12.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 381 | 筑紫野市大字阿志岐943番3 | 258.00 | 公衆用道路 | 個人 |
| 382 | 筑紫野市大字阿志岐943番4 | 69.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 383 | 筑紫野市大字阿志岐943番5 | 102.00 | 公衆用道路 | 国土交通省 |
| 384 | 筑紫野市大字阿志岐944番1 | 282.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 385 | 筑紫野市大字阿志岐944番2 | 165.00 | 山林 | 個人 |
| 386 | 筑紫野市大字阿志岐944番3 | 66.00 | 公衆用道路 | 個人 |
| 387 | 筑紫野市大字阿志岐944番4 | 14.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 388 | 筑紫野市大字阿志岐944番5 | 9.71 | 山林 | 国土交通省 |
| 389 | 筑紫野市大字阿志岐945番1 | 29.00 | 山林 | 福岡県 |
| 390 | 筑紫野市大字阿志岐945番2 | 23.00 | 山林 | 福岡県 |
| 391 | 筑紫野市大字阿志岐945番3 | 43.00 | 公衆用道路 | 個人 6名 |
| 392 | 筑紫野市大字阿志岐946番 | 429.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 393 | 筑紫野市大字阿志岐947番 | 65.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 394 | 筑紫野市大字阿志岐948番 | 115.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 395 | 筑紫野市大字阿志岐949番1 | 510.00 | 山林 | 個人 |
| 396 | 筑紫野市大字阿志岐949番4 | 3,449.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 397 | 筑紫野市大字阿志岐951番1 | 472.00 | 山林 | 個人 |
| 398 | 筑紫野市大字阿志岐951番4 | 938.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 399 | 筑紫野市大字阿志岐955番2 | 1,714.00 | 山林 | 個人 |
| 400 | 筑紫野市大字阿志岐956番1 | 690.00 | 原野 | 個人 |
| 401 | 筑紫野市大字阿志岐956番2 | 67.00 | 原野 | 国土交通省 |
| 402 | 筑紫野市大字阿志岐958番1 | 333.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 403 | 筑紫野市大字阿志岐958番2 | 92.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 404 | 筑紫野市大字阿志岐959番1 | 991.00 | 山林 | 個人 |
| 405 | 筑紫野市大字阿志岐959番9 | 811.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 406 | 筑紫野市大字阿志岐961番1 | 914.00 | 山林 | 個人 4名 |
| 407 | 筑紫野市大字阿志岐962番1 | 2,941.00 | 山林 | 個人 5名 |
| 408 | 筑紫野市大字阿志岐963番3 | 136.00 | 山林 | 個人 |
| 409 | 筑紫野市大字阿志岐969番1 | 196.00 | 山林 | 個人 |
| 410 | 筑紫野市大字阿志岐970番2 | 44.00 | 山林 | 個人 |
| 411 | 筑紫野市大字阿志岐971番2 | 600.00 | 山林 | 個人 |
| 412 | 筑紫野市大字阿志岐971番5 | 184.00 | 山林 | 個人 |
| 413 | 筑紫野市大字阿志岐972番 | 771.00 | 山林 | 個人 |
| 414 | 筑紫野市大字阿志岐973番 | 499.00 | 山林 | 個人 |
| 415 | 筑紫野市大字阿志岐974番 | 132.00 | 山林 | 個人 |
| 416 | 筑紫野市大字阿志岐975番 | 994.00 | 山林 | 個人 |
| 417 | 筑紫野市大字阿志岐976番 | 401.00 | 畑 | 個人 |
| 418 | 筑紫野市大字阿志岐977番 | 361.00 | 山林 | 個人 |
| 419 | 筑紫野市大字阿志岐978番 | 194.00 | 山林 | 個人 |
| 420 | 筑紫野市大字阿志岐980番 | 1,709.00 | 山林 | 個人 |
| 421 | 筑紫野市大字阿志岐981番 | 554.00 | 山林 | 個人 |
| 422 | 筑紫野市大字阿志岐982番 | 736.00 | 山林 | 個人 |
| 423 | 筑紫野市大字阿志岐984番 | 359.00 | 山林 | 個人 |
| 424 | 筑紫野市大字阿志岐985番 | 5,803.00 | 山林 | 個人 3名 |
| 425 | 筑紫野市大字阿志岐986番 | 20,457.00 | 山林 | 個人 2名 |
| 426 | 筑紫野市大字阿志岐987番 | 7,417.00 | 山林 | 個人 |
| 427 | 筑紫野市大字阿志岐988番1 | 3,334.00 | 山林 | 個人 |
| 428 | 筑紫野市大字阿志岐988番2 | 3,567.00 | 山林 | 個人 |
| 429 | 筑紫野市大字阿志岐988番4 | 3,356.00 | 山林 | 個人 |
| 430 | 筑紫野市大字阿志岐988番5 | 1,445.00 | 山林 | 個人 1名 |
| 431 | 筑紫野市大字阿志岐989番1 | 8,927.00 | 山林 | 個人 |
| 432 | 筑紫野市大字阿志岐989番2 | 677.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 433 | 筑紫野市大字阿志岐989番3 | 7.70 | 山林 | 国土交通省 |
| 434 | 筑紫野市大字阿志岐989番4 | 43.00 | 山林 | 国土交通省 |
| 435 | 筑紫野市大字阿志岐990番 | 2,413.00 | 山林 | 個人 |
| 436 | 筑紫野市大字阿志岐992番 | 85.00 | 山林 | 個人 |
| 437 | 筑紫野市大字阿志岐994番 | 1,488.00 | 山林 | 個人 |
| 438 | 筑紫野市大字阿志岐999番 | 1,183.00 | 山林 | 個人 |
| 439 | 筑紫野市大字阿志岐1000番 | 3,779.00 | 山林 | 個人 |
| 440 | 筑紫野市大字阿志岐1001番 | 1,020.00 | 山林 | 個人 |
| 441 | 筑紫野市大字阿志岐1002番 | 11,380.00 | 原野 | 個人 |
| 442 | 筑紫野市大字阿志岐1006番 | 515.00 | 山林 | 個人 |
| 443 | 筑紫野市大字阿志岐1009番 | 773.00 | 山林 | 個人 |
| 444 | 筑紫野市大字阿志岐1011番 | 115.00 | 山林 | 個人 |
| 445 | 筑紫野市大字阿志岐1012番 | 526.00 | 山林 | 個人 |
| 446 | 筑紫野市大字阿志岐1013番 | 265.00 | 山林 | 個人 |
| 447 | 筑紫野市大字阿志岐1024番 | 212.00 | 山林 | 個人 |
| 448 | 筑紫野市大字阿志岐1025番 | 441.00 | 山林 | 個人 |
| 449 | 筑紫野市大字阿志岐1027番 | 199.00 | 山林 | 筑紫野市 |
| 450 | 筑紫野市大字阿志岐1031番 | 140.00 | 山林 | 個人 |
| 451 | 筑紫野市大字阿志岐1032番 | 792.00 | 山林 | 個人 |
| 452 | 筑紫野市大字阿志岐1033番 | 233.00 | 畑 | 個人 |

| | 地番 | 面積 (㎡) | 地目 | 所有者 |
|-----|--|-----------|-------|-------|
| 453 | 筑紫野市大字阿志岐1034番 | 731.00 | 山林 | 個人 |
| 454 | 筑紫野市大字阿志岐1035番 | 276.00 | 山林 | 筑紫野市 |
| 455 | 筑紫野市大字阿志岐1036番 | 841.00 | 原野 | 個人 |
| 456 | 筑紫野市大字阿志岐1037番 | 260.00 | 山林 | 筑紫野市 |
| 457 | 筑紫野市大字阿志岐1038番 | 534.00 | 山林 | 個人 |
| 458 | 筑紫野市大字阿志岐1041番 | 190.00 | 山林 | 個人 |
| 459 | 筑紫野市大字阿志岐1043番 | 817.00 | 山林 | 個人 |
| 460 | 筑紫野市大字阿志岐1044番 | 329.00 | 畑 | 個人 |
| 461 | 筑紫野市大字阿志岐1045番1 | 887.00 | 畑 | 個人 2名 |
| 462 | 筑紫野市大字阿志岐1046番 | 318.00 | 山林 | 個人 |
| 463 | 筑紫野市大字阿志岐1047番 | 192.00 | 畑 | 個人 |
| 464 | 筑紫野市大字阿志岐1048番 | 211.00 | 畑 | 個人 |
| 465 | 筑紫野市大字阿志岐1049番 | 368.00 | 山林 | 個人 2名 |
| 466 | 筑紫野市大字阿志岐1051番2 | 54.00 | 公衆用道路 | 筑紫野市 |
| 467 | 筑紫野市大字阿志岐1052番1 | 689.00 | 境内地 | 荒船神社 |
| 468 | 筑紫野市大字阿志岐1052番3 | 505.00 | 山林 | 荒船神社 |
| 469 | 筑紫野市大字阿志岐1052番4 | 374.00 | 公衆用道路 | 筑紫野市 |
| 470 | 筑紫野市大字阿志岐1060番1 | 424.00 | 畑 | 個人 2名 |
| 471 | 筑紫野市大字阿志岐1061番 | 313.00 | 山林 | 個人 |
| 472 | 筑紫野市大字阿志岐1062番 | 267.00 | 山林 | 個人 |
| 473 | 筑紫野市大字阿志岐1063番 | 46.00 | 山林 | 個人 2名 |
| 474 | 筑紫野市大字阿志岐1064番 | 959.00 | 山林 | 個人 |
| 475 | 筑紫野市大字阿志岐1066番1 | 267.00 | 山林 | 個人 |
| 476 | 筑紫野市大字阿志岐1066番4 | 114.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 477 | 筑紫野市大字阿志岐1066番5 | 263.00 | 原野 | 個人 |
| 478 | 筑紫野市大字阿志岐1066番7 | 585.00 | 原野 | 個人 |
| 479 | 筑紫野市大字阿志岐1066番8 | 50.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 480 | 筑紫野市大字阿志岐1067番 | 861.00 | 山林 | 個人 |
| 481 | 筑紫野市大字阿志岐1069番 | 1,384.00 | 山林 | 個人 1名 |
| 482 | 筑紫野市大字阿志岐1070番 | 154.00 | 山林 | 個人 |
| 483 | 筑紫野市大字阿志岐1071番 | 2,785.00 | 山林 | 個人 3名 |
| 484 | 筑紫野市大字阿志岐1072番1 | 1,236.00 | 山林 | 個人 |
| 485 | 筑紫野市大字阿志岐1072番2 | 1,190.00 | 山林 | 個人 |
| 486 | 筑紫野市大字阿志岐1074番 | 927.00 | 山林 | 個人 1名 |
| 487 | 筑紫野市大字阿志岐1078番 | 960.00 | 畑 | 個人 |
| 488 | 筑紫野市大字阿志岐1082番 | 1,182.00 | 山林 | 個人 |
| 489 | 筑紫野市大字阿志岐1083番1 | 973.00 | 山林 | 個人 |
| 490 | 筑紫野市大字阿志岐1083番2 | 419.00 | 山林 | 個人 |
| 491 | 筑紫野市大字阿志岐1083番3 | 58.00 | 山林 | 個人 |
| 492 | 筑紫野市大字阿志岐1084番 | 62.00 | 山林 | 個人 2名 |
| 493 | 筑紫野市大字山家4416番42 | 37,139.00 | 山林 | 個人 |
| 494 | 筑紫野市大字山家4416番45 | 22,382.00 | 山林 | 個人 |
| 495 | 筑紫野市大字山家5365番1 | 1,649.00 | 山林 | 個人 |
| 496 | 筑紫野市大字山家5366番 | 30,693.00 | 山林 | 個人 |
| 497 | 筑紫野市大字山家5368番 | 9,371.00 | 山林 | 個人 |
| 498 | 筑紫野市大字山家5369番 | 11,528.00 | 山林 | 個人 |
| 499 | 筑紫野市大字山家5370番1 | 11,749.00 | 山林 | 個人 |
| 500 | 筑紫野市大字山家5370番2 | 131.00 | 雑種地 | 九州電力㈱ |
| 501 | 筑紫野市大字山家5372番 | 6,096.00 | 山林 | 個人 1名 |
| 502 | 筑紫野市大字山家5374番1 | 5,337.00 | 山林 | 個人 |
| 503 | 筑紫野市大字山家5374番2 | 2,436.00 | 山林 | 個人 |
| 504 | 筑紫野市大字山家5377番 | 31,272.00 | 山林 | 個人 |
| 505 | 筑紫野市大字山家5402番1 | 16,264.00 | 山林 | 個人 |
| 506 | 筑紫野市大字阿志岐89番と同90番に 含まれ同549番1と同550番に 含まれる道路敷 | 114.11 | | 筑紫野市 |
| 507 | 筑紫野市大字阿志岐508番と同509番 に含まれ同522番と同524番1に 含まれるまでの道路敷 | 278.13 | | 筑紫野市 |
| 508 | 筑紫野市大字阿志岐467番1と同475 番に含まれ同469番1と同758番2に 北接する水路敷に 含まれるまでの道路敷 | 202.25 | | 筑紫野市 |
| 509 | 筑紫野市大字阿志岐741番1と同758 番1に 含まれ同741番1と同758番2に 含まれるまでの道路敷 | 43.85 | | 筑紫野市 |
| 510 | 筑紫野市大字阿志岐1番430に北接す る道路敷と同735番に 含まれ同1番430に北接する道路敷 と同736番2に 含まれるまでの道路敷 | 39.87 | | 筑紫野市 |
| 511 | 筑紫野市大字阿志岐845番と同848番 1に 含まれ同856番2と同871番に 含まれるまでの道路敷 | 80.64 | | 筑紫野市 |
| 512 | 筑紫野市大字阿志岐713番1と同713 番2に 含まれ同718番1と同857番に 含まれるまでの道路敷 | 349.66 | | 筑紫野市 |

| | 地番 | 面積 (㎡) | 地目 | 所有者 |
|-----|--|---------|----|------|
| 513 | 筑紫野市大字阿志岐722番に 囲まれ同725番と同857番に 含まれるまでの道路敷 | 96.35 | | 筑紫野市 |
| 514 | 筑紫野市大字阿志岐1番363 と同1番373に 含まれ同713番3と同718番1に 含まれるまでの道路敷 | 917.35 | | 筑紫野市 |
| 515 | 筑紫野市大字阿志岐705番2 と同706番1に 含まれる道路敷 | 41.36 | | 筑紫野市 |
| 516 | 筑紫野市大字阿志岐705番2 と同945番2に 含まれ同705番12と同705番14 に 含まれるまでの道路敷 | 59.76 | | 筑紫野市 |
| 517 | 筑紫野市大字阿志岐1番416に 南接する道路敷と同962番1に 含まれ同706番3と同943番5に 含まれるまでの道路敷 | 457.93 | | 筑紫野市 |
| 518 | 筑紫野市大字阿志岐928番1 と同929番1に 含まれ同928番1と同929番2に 含まれるまでの道路敷 | 31.71 | | 筑紫野市 |
| 519 | 筑紫野市大字阿志岐813番に 南接する道路敷と同819番1に 含まれる道路敷 | 10.7 | | 筑紫野市 |
| 520 | 筑紫野市大字阿志岐819番4 と同1052番4に 含まれ同821番1と同824番に 南接する道路敷に 含まれるまでの道路敷 | 250.61 | | 筑紫野市 |
| 521 | 筑紫野市大字阿志岐822番 と同823番に 含まれ同822番と同1051番1に 含まれるまでの道路敷 | 232.11 | | 筑紫野市 |
| 522 | 筑紫野市大字阿志岐823番 と同825番2に 含まれる道路敷 | 9.22 | | 筑紫野市 |
| 523 | 筑紫野市大字阿志岐905番2 と同1043番に 含まれ同1044番と同1045番1に 含まれるまでの道路敷 | 85.47 | | 筑紫野市 |
| 524 | 筑紫野市大字阿志岐1045番1 と同1048番に 含まれ同1066番4と同1066番7に 含まれるまでの道路敷 | 86.72 | | 筑紫野市 |
| 525 | 筑紫野市大字阿志岐1050番 と同1052番3に 含まれ同1051番1と同1052番3 に 含まれる道路敷 | 32.31 | | 筑紫野市 |
| 526 | 筑紫野市大字阿志岐1050番 と同1062番に 含まれ同1052番3と同1056番1に 北接する道路敷に 含まれるまでの道路敷 | 140.25 | | 筑紫野市 |
| 527 | 筑紫野市大字阿志岐1064番 と同1065番に 含まれる道路敷 | 33.68 | | 筑紫野市 |
| 528 | 筑紫野市大字阿志岐1番283 と同1074番に 含まれ同916番と同1032番に 含まれるまでの道路敷 | 391.81 | | 筑紫野市 |
| 529 | 筑紫野市大字阿志岐991番 と同1031番に 含まれ同1028番と同1032番に 含まれる道路敷 | 67.71 | | 筑紫野市 |
| 530 | 筑紫野市大字阿志岐1番202 と同1番433に 含まれ同1番361と同1番433に 含まれるまでの道路敷 | 1518.86 | | 筑紫野市 |
| 531 | 筑紫野市大字阿志岐944番1 と同946番に 含まれ同944番1と同948番に 含まれるまでの道路敷 | 44.92 | | 筑紫野市 |
| 532 | 筑紫野市大字阿志岐1番11 と同988番2に 含まれ同949番4と同951番4に 含まれるまでの道路敷 | 336.34 | | 筑紫野市 |
| 533 | 筑紫野市大字阿志岐1番361 と同969番1に 含まれ同1番361及び1番222 と同969番1に 含まれる道路敷に 含まれるまでの道路敷 | 52.93 | | 筑紫野市 |
| 534 | 筑紫野市大字阿志岐1番222 と同969番1に 含まれ同1番359と同978番に 含まれるまでの道路敷 | 448.3 | | 筑紫野市 |
| 535 | 筑紫野市大字阿志岐990番に 囲まれ同991番と同1009番に 含まれるまでの道路敷 | 187.78 | | 筑紫野市 |
| 536 | 筑紫野市大字阿志岐1番281 と同1081番に 含まれ同991番と同1028番に 含まれるまでの道路敷 | 343.19 | | 筑紫野市 |

| | 地番 | 面積 (㎡) | 地目 | 所有者 |
|-----|---|----------|----|------|
| 537 | 筑紫野市大字阿志岐1079番と同1082番に挟まれる道路敷 | 56.16 | | 筑紫野市 |
| 538 | 筑紫野市大字阿志岐516番に囲まれ同519番に東接するまでの道路敷 | 31.47 | | 筑紫野市 |
| 539 | 筑紫野市大字阿志岐507番と同528番11に挟まれ同512番と同528番11に挟まれるまでの道路敷 | 35.34 | | 筑紫野市 |
| 540 | 筑紫野市大字阿志岐1番430と同516番に挟まれ同1番430と同527番に挟まれるまでの道路敷 | 155.6 | | 筑紫野市 |
| 541 | 筑紫野市大字阿志岐467番1と同759番11に挟まれ同469番1と同735番に挟まれるまでの水路敷 | 216.28 | 水路 | 筑紫野市 |
| 542 | 筑紫野市大字阿志岐1番10と同1番417に挟まれ同706番3と同943番5に挟まれ同928番1と同929番2に挟まれる道路敷に挟まれるまでの水路敷 | 6,615.53 | 水路 | 筑紫野市 |
| 543 | 筑紫野市大字阿志岐1番361と同971番5に挟まれ同971番5と同975番に西接する道路敷に挟まれるまでの水路敷 | 14.62 | 水路 | 筑紫野市 |

| | 地番 | 面積 (㎡) | 地目 | 所有者 |
|-----|---|--------|----|------|
| 544 | 筑紫野市大字阿志岐938番3に囲まれる水路敷 | 1.59 | 水路 | 筑紫野市 |
| 545 | 筑紫野市大字阿志岐942番2に囲まれる水路敷 | 3.35 | 水路 | 筑紫野市 |
| 546 | 筑紫野市大字阿志岐943番2に囲まれる水路敷 | 3.91 | 水路 | 筑紫野市 |
| 547 | 筑紫野市大字阿志岐943番4に囲まれる水路敷 | 3.92 | 水路 | 筑紫野市 |
| 548 | 筑紫野市大字阿志岐710番1と同845番に挟まれ同845番と同872番に挟まれるまでの水路敷 | 71.01 | 水路 | 筑紫野市 |
| 549 | 筑紫野市大字阿志岐1番418と同1082番に挟まれ同1082番と同1083番2に挟まれるまでの水路敷 | 55.2 | 水路 | 筑紫野市 |
| 550 | 筑紫野市大字山家5368番と同5369番に挟まれ同5368番1と同5371番11に挟まれるまでの道路敷を含む。 | 373.48 | | 筑紫野市 |

平成二十四年文部科学省告示第百五十一号

| | | | | |
|----|----------------|----------|-----|-------|
| 1 | 筑紫野市大字阿志岐1番89 | 902.00 | 保安林 | 個人 |
| 2 | 筑紫野市大字阿志岐1番90 | 1,808.00 | 保安林 | 個人 |
| 3 | 筑紫野市大字阿志岐1番92 | 3,419.00 | 保安林 | 個人 |
| 4 | 筑紫野市大字阿志岐1番94 | 3,451.00 | 保安林 | 個人 |
| 5 | 筑紫野市大字阿志岐1番111 | 1,757.00 | 保安林 | 個人 |
| 6 | 筑紫野市大字阿志岐1番126 | 1,335.00 | 保安林 | 個人 2名 |
| 7 | 筑紫野市大字阿志岐1番127 | 1,106.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 8 | 筑紫野市大字阿志岐1番194 | 1,250.00 | 保安林 | 個人 3名 |
| 9 | 筑紫野市大字阿志岐1番209 | 4,427.00 | 原野 | 個人 |
| 10 | 筑紫野市大字阿志岐1番222 | 107.00 | 原野 | 個人 |
| 11 | 筑紫野市大字阿志岐1番273 | 2,045.00 | 原野 | 個人 |
| 12 | 筑紫野市大字阿志岐1番318 | 440.00 | 原野 | 個人 |
| 13 | 筑紫野市大字阿志岐1番367 | 1,033.00 | 原野 | 個人 5名 |
| 14 | 筑紫野市大字阿志岐1番468 | 6.98 | 原野 | 個人 |
| 15 | 筑紫野市大字阿志岐1番469 | 71.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 16 | 筑紫野市大字阿志岐1番470 | 164.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 17 | 筑紫野市大字阿志岐1番471 | 136.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 18 | 筑紫野市大字阿志岐1番472 | 84.00 | 原野 | 個人 |
| 19 | 筑紫野市大字阿志岐1番473 | 148.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 20 | 筑紫野市大字阿志岐1番474 | 39.00 | 原野 | 個人 |
| 21 | 筑紫野市大字阿志岐1番475 | 3.80 | 原野 | 個人 2名 |
| 22 | 筑紫野市大字阿志岐1番476 | 42.00 | 原野 | 個人 |
| 23 | 筑紫野市大字阿志岐1番477 | 46.00 | 保安林 | 個人 2名 |
| 24 | 筑紫野市大字阿志岐1番478 | 451.00 | 保安林 | 個人 |
| 25 | 筑紫野市大字阿志岐1番479 | 45.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 26 | 筑紫野市大字阿志岐1番480 | 79.00 | 原野 | 個人 |
| 27 | 筑紫野市大字阿志岐1番481 | 71.00 | 保安林 | 個人 2名 |
| 28 | 筑紫野市大字阿志岐1番482 | 30.00 | 原野 | 個人 2名 |
| 29 | 筑紫野市大字阿志岐1番483 | 132.00 | 保安林 | 個人 |
| 30 | 筑紫野市大字阿志岐1番484 | 2.25 | 保安林 | 個人 2名 |
| 31 | 筑紫野市大字阿志岐1番485 | 50.00 | 保安林 | 個人 2名 |
| 32 | 筑紫野市大字阿志岐1番486 | 145.00 | 保安林 | 個人 |

| | | | | |
|----|---|----------|-----|--------|
| 33 | 筑紫野市大字阿志岐1番487 | 39.00 | 保安林 | 個人 |
| 34 | 筑紫野市大字阿志岐467番1 | 483.00 | 田 | 筑紫野市 |
| 35 | 筑紫野市大字阿志岐467番2 | 385.00 | 田 | 筑紫野市 |
| 36 | 筑紫野市大字阿志岐474番1 | 442.00 | 山林 | 個人 |
| 37 | 筑紫野市大字阿志岐474番2 | 5.54 | 山林 | 筑紫野市 |
| 38 | 筑紫野市大字阿志岐474番3 | 1.10 | 山林 | 筑紫野市 |
| 39 | 筑紫野市大字阿志岐493番 | 47.00 | 畑 | 筑紫野市 |
| 40 | 筑紫野市大字阿志岐519番 | 41.00 | 墓地 | 個人 9名 |
| 41 | 筑紫野市大字阿志岐520番 | 481.00 | 墓地 | 個人 9名 |
| 42 | 筑紫野市大字阿志岐526番1 | 1,344.00 | 山林 | 個人 |
| 43 | 筑紫野市大字阿志岐526番2 | 3.82 | 山林 | 個人 |
| 44 | 筑紫野市大字阿志岐550番 | 136.00 | 田 | 個人 3名 |
| 45 | 筑紫野市大字阿志岐648番 | 36.00 | 原野 | 個人 8名 |
| 46 | 筑紫野市大字阿志岐705番1 | 308.00 | 山林 | 個人 3名 |
| 47 | 筑紫野市大字阿志岐705番5 | 213.00 | 山林 | 個人 |
| 48 | 筑紫野市大字阿志岐705番6 | 172.00 | 山林 | 個人 |
| 49 | 筑紫野市大字阿志岐705番17 | 165.00 | 山林 | 個人 |
| 50 | 筑紫野市大字阿志岐705番18 | 330.00 | 山林 | 個人 3名 |
| 51 | 筑紫野市大字阿志岐739番1 | 412.00 | 山林 | 個人 8名 |
| 52 | 筑紫野市大字阿志岐861番 | 49.00 | 山林 | 個人 17名 |
| 53 | 筑紫野市大字阿志岐862番 | 73.47 | 宅地 | 個人 17名 |
| 54 | 筑紫野市大字阿志岐991番 | 8,293.00 | 山林 | 個人 |
| 55 | 筑紫野市大字阿志岐998番 | 573.00 | 山林 | 個人 |
| 56 | 筑紫野市大字阿志岐1022番 | 1,129.00 | 墓地 | 個人 8名 |
| 57 | 筑紫野市大字阿志岐1028番 | 449.00 | 山林 | 個人 |
| 58 | 筑紫野市大字阿志岐1042番 | 167.00 | 墓地 | 個人 13名 |
| 59 | 筑紫野市大字阿志岐1057番3 | 11.86 | 宅地 | 個人 21名 |
| 60 | 筑紫野市大字阿志岐1066番6 | 205.00 | 原野 | 個人 4名 |
| 61 | 筑紫野市大字山家5371番1 | 6,710.00 | 山林 | 個人 2名 |
| 62 | 筑紫野市大字阿志岐1048番と同1050番に挟まれ同1059番1と同1064番に挟まれた道路敷を含む。 | 103.09 | | 筑紫野市 |

第4章 史跡の本質的価値

| | | |
|-----|----------------|----|
| 第1節 | 史跡阿志岐山城跡の本質的価値 | 48 |
| 第2節 | 構成要素 | 49 |



阿志岐山城跡第3 水門全景

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡阿志岐山城跡の本質的価値

阿志岐山城跡の史跡の本質的価値を、史跡の指定理由をもとに、以下のように整理する。

1. 我が国の古代の対外関係を考える上で重要な古代山城

『日本書紀』によれば、倭と百済は天智天皇二年（663）に白村江の戦いで、唐・新羅連合軍に大敗した。このことを契機に我が国の防御意識が高まり、水城・大野城・基肄城がつくられ、烽火や防人が配置された。史跡阿志岐山城跡は、これら防御施設と地理的に深い関係を持ち、このような歴史的背景をもとにつくられたと想定される。これらのことから、当時の東アジアを中心とした我が国の対外関係を考える上で重要な古代山城である。

2. 古代大宰府における交通の要衝に配置された必要不可欠な防御施設

史跡阿志岐山城跡がつくられた宮地岳は、福岡平野と筑後平野を結ぶ二日市低地帯から派生した御笠の平野部の南東に位置している。この平野部は、古代大宰府の南東の境界に位置し、東は山を越えて豊前方面、北は福岡・糟屋^{かすや}方面、南西は筑後方面との交通の結節点であり、防御の要となる立地環境である。史跡阿志岐山城跡を御笠の平野部から見上げると、平野部に面する側に土塁や石塁がつくられていることから、城の正面と考えられる。すなわち、史跡阿志岐山城跡は、交通の結節点という要衝を見下ろす城と考えられる。このことから、史跡阿志岐山城跡は、土塁・石塁と自然地形を利用した山全体が防御施設であり、古代大宰府の交通の要衝の防備を兼ねる、この地に必要不可欠な防御施設と考えられる。

3. 他に例をみない独自の築造技術でつくられた国内唯一の古代山城

史跡阿志岐山城跡の土塁は、外面最下部に「基底石」といわれる平らな石を並べる基礎工法を国内で唯一採用している。基底石の上部は、精緻に加工された大きな列石を2段積み、列石の上に版築で約2mも土を積み上げている。また、谷部には巨石に緻密な加工を施して、上下左右を立体的に組み上げた大規模な石塁がつくられている。

これらの土塁線は、北部九州に所在しながら、瀬戸内沿岸地域に点在する神籠石式（系）山城のように直線と折れをもつ特徴がある。史跡阿志岐山城跡は、半島由来の高度な技術と北部九州と瀬戸内沿岸地域の神籠石式（系）山城の特徴を併せ持ち、土塁外面下部に平らな基底石を並べ、その上に加工石材を2～3段積み、独自の築造技術でつくられた他に例をみない国内唯一の古代山城である。

第2節 構成要素

以下に、本史跡を構成する要素について整理する。

1. 史跡の本質的価値を構成する要素

現況で確認できる土塁、石塁（水門）などの遺構と、将来的に確認される可能性がある埋蔵されている遺構がある。

また、谷を囲んで山全体を城とする包谷式の山城であるため、谷などの水系、土塁がつくられた自然地形、城壁と推定される自然地形が史跡の本質的価値を構成している。

2. それ以外の要素

・史跡の保護に有効な要素

史跡の本質的価値には直接関係しないが、史跡の保護に有効な要素として案内板や防災施設、保安林、林道などの道、その他管理用の杭などがこれにあたる。

・その他の要素

史跡の本質的価値に関連しない要素として、以下のものがある。史跡の遺構に関連しない他の時代の文化財、保安林等に関するもの、企業活動に関する施設、公共施設、市民の生活に関連するもの、神社境内地などがこれにあたる。

表 13 価値を構成する諸要素

| 区 分 | | 主な具体的諸要素 | | |
|---------------------|-----------------|----------------------------------|--|--|
| 史跡阿志山城跡を構成する諸要素 | 1. 本質的価値を構成する要素 | 現況で確認できる土塁、石塁（水門）等の遺構 | | |
| | | 埋蔵されていると想定される遺構 | | |
| | | 谷などの水系等、遺構と一体的な自然地形、城壁と推定される自然地形 | | |
| | 2. それ以外の要素 | 史跡の保護に有効な要素 | 史跡等の保護に有効な案内板 | |
| | | | 防災施設（砂防ダム等）、保安林 | |
| | | | 林道、公衆用道路、管理用道路 | |
| | | | その他（境界杭） | |
| | | その他の要素 | 近世石切場、天ヶ城（推定）、古墳群 | |
| | | | 人工林、保安林、分収造林団地 | |
| | | | 企業活動や公共施設、市民の生活に関する施設（高圧送電用鉄塔および附帯設備、農業試験場用取水設備） | |
| 宅地（上物なし）、畑、田、墓地、境界柵 | | | | |
| 水路、神社境内地、祠 | | | | |

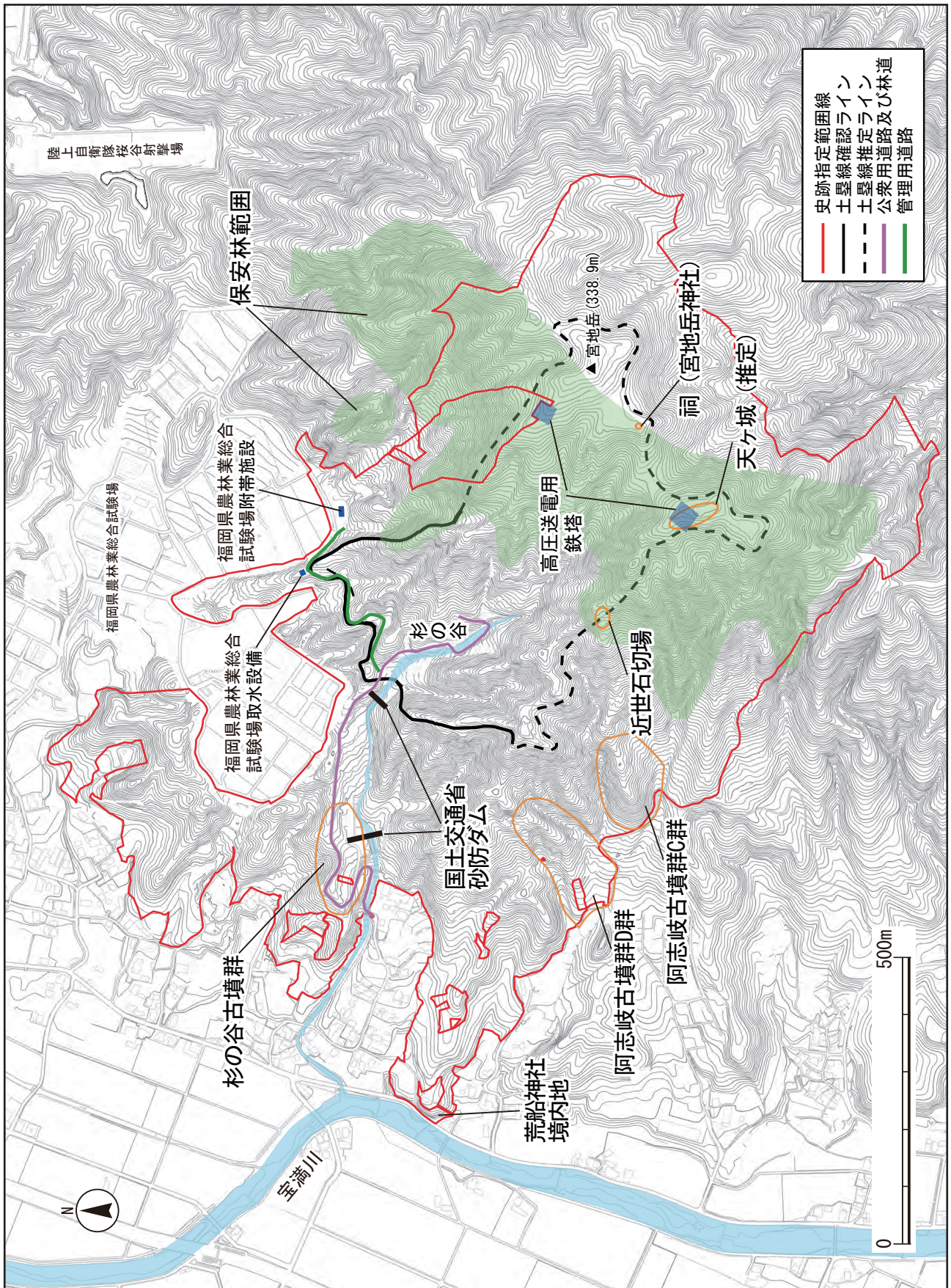


図 26 史跡阿志岐山城跡を構成する諸要素図

史跡阿志岐山城跡を構成する諸要素
区分 1. 本質的価値を構成する要素



写真 30 第 1 水門 (石墨)



写真 31 第 2 水門 (石墨)



写真 32 第 3 水門 (石墨)



写真 33 第 3 水門石積み (石墨)



写真 34 土墨及び列石 (第 2 地点)



写真 35 列石 (第 2 地点)



写真 36 土墨及び列石 (第 2 地点)

史跡阿志岐山城跡を構成する諸要素
区分 1. 本質的価値を構成する要素



写真 37 土塁及び列石 (第 12 トレンチ)



写真 38 版築土塁 (第 12 トレンチ)



写真 39 列石 (第 12 トレンチ) 上端から



写真 40 夾築土塁 (第 4 地点) 列石



写真 41 夾築土塁 (第 5 地点) 列石



写真 42 夾築土塁 (第 7 地点) 列石



写真 43 土塁及び列石 (第 12 地点)



写真 44 土塁天端 (第 21 地点)

史跡阿志岐山城跡を構成する諸要素
区分 2. それ以外の要素



写真 45 案内板



写真 46 管理用道路



写真 47 中阿志岐林道



写真 48 防災施設 (砂防ダム)



写真 49 近世石切場



写真 50 祠 (宮地岳神社)



写真 51 保安林看板



写真 52 人工林 (植樹)

史跡阿志岐山城跡を構成する諸要素
区分 2. それ以外の要素



写真 53 福岡県農林業総合試験場附帯施設



写真 54 福岡県農林業総合試験場取水設備



写真 55 境界柵



写真 56 九州電力 幹線ナンバー標柱



写真 57 高圧送電用鉄塔



写真 58 高圧送電用鉄塔附帯設備



写真 59 地目「田」現状

第5章 保存活用の現状と課題

| | | |
|-----|-------------|----|
| 第1節 | 計画地全体の現状と課題 | 56 |
| 第2節 | 各区域の現状と課題 | 64 |



阿志岐山城跡災害現場確認状況

第5章 保存活用の現状と課題

第1節 計画地全体の現状と課題

1. 保存管理

ここでは、計画対象地における保存活用の現状と課題を下表に整理した。

表14 計画地全体の項目ごとの現状と課題

| 保存管理 | 現状 | 課題 |
|------|--|---|
| 保一ア | 管理団体である市が、自然災害や荒天後を含め日常的に巡視して遺構等に異常が発生していないか確認している。 | 史跡地が広大で、保存管理のための人的負荷、時間的な制約が大きいため、対策が必要である。 |
| 保一イ | 管理団体である市が、遺構の保存対策や毀損時の災害復旧を実施している。 | 遺構の配置状況や地形、管理・活用の見込みを踏まえ、区域ごとの特性に合わせた保存管理および災害復旧等の基準が必要である。 |
| 保一ウ | 文化財保護法第115条に基づく管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設が設置されていない。 | 文化財保護法第115条に基づく管理に必要な標識等を設置する必要がある。 |
| 保一エ | 現状変更等許可について、適切に処理しているが、史跡の特性に合わせた取扱基準が設定できていない。 | 現状変更等許可について、史跡の特徴に合わせた取扱基準を設定する必要がある。 |
| 保一オ | 公有地化は一部分に留まり、88.7%が民有地である。土地所有者や指定地内を利用する企業等とは、必要に応じて適宜協議を行いながら保存管理している。 | 史跡を適切に保存管理するために計画的な公有化の必要がある。 |
| 保一カ | 土地所有者が200名を超え、土地所有者変更等の事務手続きの徹底が難しい。 | 土地所有者の変更等の手続きの周知を含め、関係者と情報共有する必要がある。 |
| 保一キ | 急傾斜に土壘等がつくられており、谷側へ崩落しそうな文化財の危険箇所が多数ある。指定地内の土壘確認線及び土壘想定線を中心に危険箇所の把握を行っている。 | 把握している文化財の危険箇所について、変状把握のための定点を設置して経過観察を行い、調査・研究の成果を踏まえた計画的な対応を検討する必要がある。 |
| 保一ク | 保存管理のための指定地内の管理用道路が1つしかない。その管理用道路自体が未舗装など整備されていない。 | 管理用道路の整備を行う必要がある。管理用道路の一部は林道であるため、関係部局との十分な連携が必要である。 |
| 保一ケ | 急傾斜地で地盤の風化が進んでいる上に高木となった樹木により地表が弱くなっているため、表層崩壊の危険性が高まっている可能性がある。 | 宮地岳全体の基盤である花崗岩の風化が目視でも進んでいると想定されるが、崩壊の危険性などを想定するための風化度合いなどの地質学的な情報がないので、調査をする必要がある。 |
| 保一コ | 遺構の保存に支障のある樹木や、史跡の景観を損なう樹木について実態調査ができていない。また、指定地内の林床が裸地化傾向にある。 | 樹木調査を行った上で支障木の撤去などの管理の方針を作る必要がある。 |
| 保一サ | 指定地内に分収造林団地（昭和52年契約、期間50年間）が存在する。 | 分収造林団地の取扱いについて、関係者と協議・調整を行う必要がある。 |

※ 管理用道路…史跡指定地内での巡視等に必要な道（見学ルートと兼ねる場所も含む）。

見学ルート…史跡指定地内で見学に必要な道（管理用道路と兼ねる場所も含む）。

アクセスルート…史跡指定地に至る道

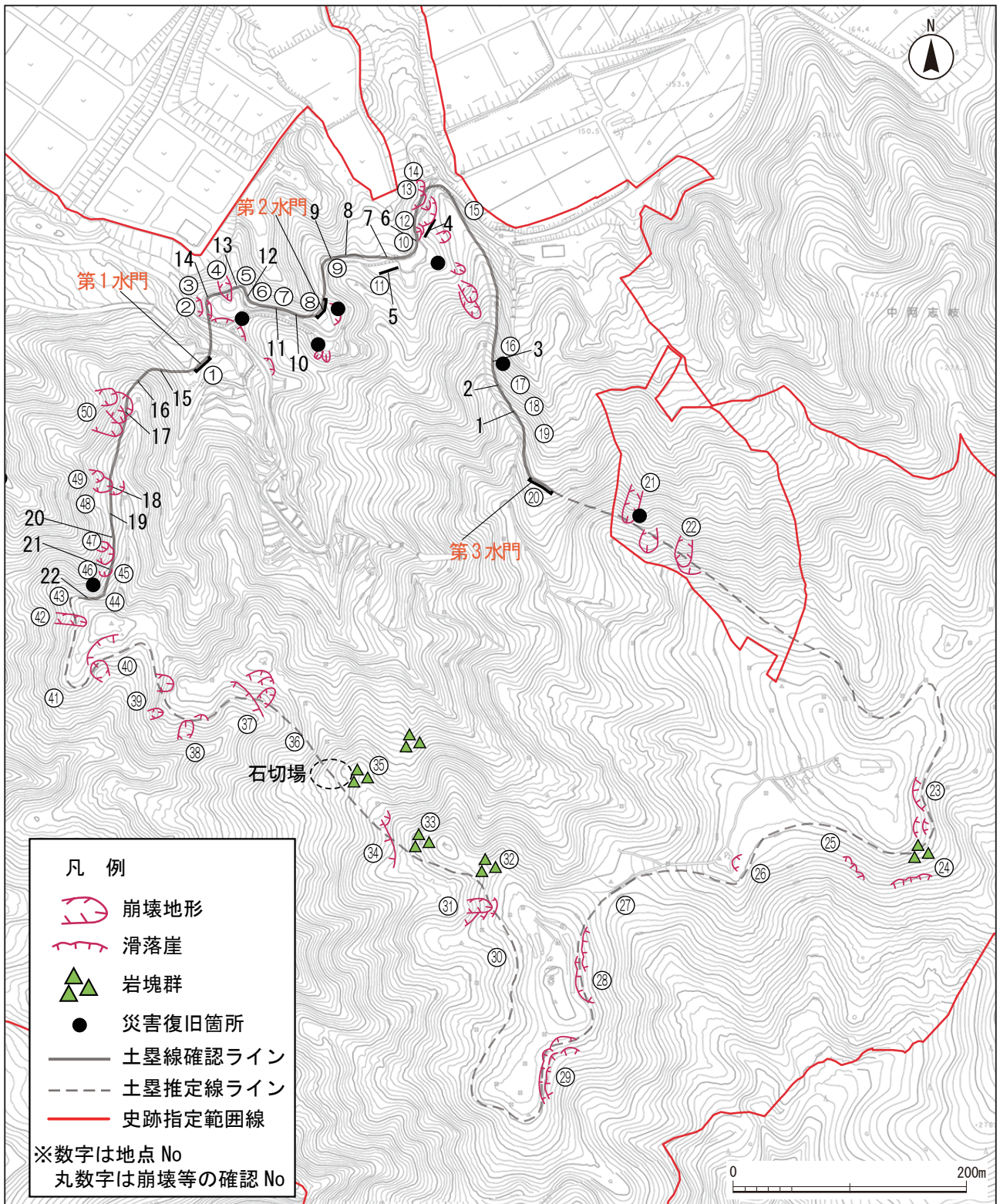


図 27 土塁線付近危険箇所位置図

※ 地表踏査に当たり、事前に国土交通省撮影の空中写真（昭和 62 年（1987）度版）および国土地理院撮影の空中写真（平成 22 年（2010）版）を利用して城跡に影響を与えらる地形判読を行った。地表踏査では、阿志岐山城跡の土塁線確認ラインおよび推定ラインを基に、土塁外周の細かな地形と地質の状況を観察している。2010 年版の空中写真に無い崩壊が平成 24 年度の地表踏査で数カ所観察されたことから、これら新しい崩壊（確認番号④⑩）は平成 24 年（2012）7 月豪雨で生じたものと考えられる。これらの観察結果をまとめて、崩壊地形との分布を土塁線付近危険箇所位置図に示すと共に、危険箇所状況を一覧表としてとりまとめた。

表 15 危険箇所状況一覧

| 確認番号 | 箇所名 | 状況 | 性状と変状 |
|------|----------|------------|---|
| ① | 第1水門 | 石塁の緩みと崩壊 | 風化花崗岩または崩積土上に築造されており、沢水による浸食作用および背後地盤の緩みが原因で石塁の崩壊が進んでいる。 |
| ② | 斜面崩壊 | 土塁を含む斜面崩壊 | 滑落崖を伴う斜面崩壊が二段にわたって拡大しており、斜面の緩みが著しく進んでいる。土塁自体の崩壊及び消失が懸念される。 |
| ③ | 列石（14地点） | 列石の不安定化 | 風化花崗岩から成る急斜面上に築造されている。東側に隣接して斜面崩壊が生じていることから、地盤等の緩みで石塁の崩壊が懸念される。 |
| ④ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 斜面崩壊が生じている。滑落崖が上方に累進的に広がる可能性が高い。 |
| ⑤ | 列石（13地点） | 列石の不安定化 | 風化花崗岩の痩せ尾根上に築造され、隣接する表層崩壊の影響で列石背後の不安定化が拡大している。 |
| ⑥ | 列石（12地点） | 復旧整備済 | 洗掘や崩壊防止等の対策済み。 |
| ⑦ | 列石（11地点） | 変状は見られない | 列石自体は比較的安定している。 |
| ⑧ | 第2水門 | 石塁の不安定化 | 石塁背面に地下水が飽和した状態の土砂が堆積する。石塁の一部に沢水の湧出がある。背面は馬蹄形地形を示す。 |
| ⑨ | 列石（8地点） | 列石の不安定化 | 基礎部前面は雨水等で洗掘が進む。 |
| ⑩ | 列石（7地点） | 変状は見られない | 列石自体は比較的安定していると判断される。 |
| ⑪ | 列石（5地点） | 変状は見られない | 列石自体は比較的安定していると判断される。 |
| ⑫ | 列石（4地点） | 列石の不安定化 | 列石直下および隣接部が表層崩壊がみられる。この表層崩壊が累進的に進めば列石に達する可能性がある。 |
| ⑬ | 土塁周辺 | 土塁を含む斜面崩壊 | 管理用道路下に見られる谷側斜面では、雨水による浸食で表層崩壊が進む。 |
| ⑭ | 土塁周辺 | 斜面の不安定化 | 管理用道路建設による切土法面において、雨水や倒木による地盤の緩みが繰り返されている。周辺地盤の不安定化が懸念される。 |
| ⑮ | 土塁周辺 | 変状は見られない | 土塁上面および斜面は安定していると判断される。 |
| ⑯ | 列石（3地点） | 列石の不安定化 | 表層崩壊で列石が露出したものと想定。基礎の風化花崗岩の流出が進む。 |
| ⑰ | 列石（2地点） | 列石の不安定化 | 基礎の風化花崗岩が雨水により洗掘が進む。 |
| ⑱ | 斜面崩壊 | 列石の消失 | 古い表層崩壊跡。両脇の列石も緩みが生じている。 |
| ⑲ | 列石（1地点） | 列石の不安定化 | 基礎の風化花崗岩が雨水により洗掘が進む。将来的に不安定化が懸念される。 |
| ⑳ | 第3水門 | 列石の不安定化 | 石塁下部に孕みがみられる。最下部で湧水が多量に観察され、石塁背面に空洞化が生じている可能性がある。 |
| ㉑ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 滑落崖を伴って古い斜面崩壊が生じている。 |
| ㉒ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 滑落崖を伴って古い斜面崩壊が生じている。 |
| ㉓ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 滑落崖を伴って小規模な古い斜面崩壊が生じている。 |
| ㉔ | 岩塊 | 岩塊の不安定化 | 浮石状を呈して分布。雨水により地盤が不安定化する可能性がある。 |
| ㉕ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 滑落崖を伴って小規模な古い斜面崩壊が生じている。 |
| ㉖ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 滑落崖を伴って小規模な古い斜面崩壊が生じている。 |
| ㉗ | 尾根鞍部 | 変状は見られない | 特に変状は見られず比較的安定している。 |
| ㉘ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 水平方向に連続する滑落崖を伴い平坦面が分布する。斜面自体が不安定。 |
| ㉙ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 水平方向に連続する滑落崖を伴い平坦面が分布する。斜面自体が不安定。 |
| ㉚ | 尾根縁 | 変状は見られない | 特に変状が見られず、比較的安定している。 |
| ㉛ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 比較的大きな崩壊跡が見られる。周辺の不安定化が懸念される。 |
| ㉜ | 岩塊 | 岩塊の不安定化 | 岩塊が不安定に積み重なる様に風化する。やや不安定。 |
| ㉝ | 岩塊 | 変状は見られない | 岩塊が水平方向に方状節理が発達する。比較的に安定する。 |
| ㉞ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 石切場南東側に大規模亀裂跡がある。斜面不安定化が懸念される。 |
| ㉟ | 石切場 | 斜面不安定 | 石材を掘り出した窪地が分布する。斜面不安定化が懸念される。 |
| ㊱ | 尾根縁 | 変状は見られない | 特に変状は見られない。 |
| ㊲ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 尾根縁付近に達する崩壊跡。中世「天ヶ城跡」の可能性もある。 |
| ㊳ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 斜面上に小規模な古い斜面崩壊が生じている。 |
| ㊴ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 斜面上に小規模な古い斜面崩壊が生じている。 |
| ㊵ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 大規模な斜面崩壊が生じている。将来、大規模な崩壊が生じる可能性がある。 |
| ㊶ | 尾根縁 | 変状は見られない | 特に変状は見られない。 |
| ㊷ | 斜面崩壊 | 斜面崩壊 | 斜面上に小規模な古い斜面崩壊が生じている。 |
| ㊸ | 尾根縁 | 変状は見られない | 特に変状は見られない。 |
| ㊹ | 列石（22地点） | 表層崩壊 | 列石と土塁は保たれるが、その下部の谷筋に表層崩壊が生じている。 |
| ㊺ | 土塁周辺 | 変状は見られない | 確認調査トレンチ箇所（第22トレンチ）。現状を保っている。 |
| ㊻ | 列石（21地点） | 列石の不安定化と流出 | 土塁の列石基部が流失し、周囲の土塁も不安定化している。 |
| ㊼ | 列石（20地点） | 列石の不安定化 | 隣接する21地点に伴い、不安定化が生じている。 |
| ㊽ | 列石（19地点） | 列石の不安定化と流出 | 土塁の列石基部が流失し、周囲の土塁も不安定化している。雨水集中域である。 |
| ㊾ | 列石（18地点） | 列石の不安定化と流出 | 土塁の列石基部が流失し、周囲の土塁も不安定化している。雨水集中域である。 |
| ㊿ | 斜面崩壊 | 土塁を含む斜面崩壊 | 尾根縁に達する滑落崖を伴い斜面崩壊が生じている。 |



写真 60 ①第 1 水門



写真 61 ③列石 (14 地点)



写真 62 ④斜面崩壊 (土塁欠損)



写真 63 ⑤列石 (13 地点)



写真 64 ⑥列石 (12 地点)



写真 65 ⑦列石 (11 地点)



写真 66 ⑫列石 (14 地点)



写真 67 ⑯列石 (3 地点)



写真 68 ⑱斜面崩壊



写真 69 ㉔石塁の不安定化



写真 70 ㉔と㉕列石 (21、20 地点土塁崩壊)



写真 71 ㉔列石 (19 地点)



写真 72 ㉔列石 (19 地点列石基部消失)



写真 73 ㉔列石 (18 地点)



写真 74 ㉖斜面崩壊 (土塁欠損)



写真 75 ㉖と第 1 水門間斜面列石 (15 地点)

2. 調査・研究

ここでは、計画対象地における調査・研究の現状と課題を下表に整理した。

表 16 計画地全体の項目ごとの現状と課題

| 調査・研究 | 現状 | 課題 |
|-------|---|--|
| 調ーア | 地形測量、トレンチ調査、踏査などの確認調査で土塁・石塁を確認し、土塁の延伸状況を把握している。集中豪雨による災害復旧の対応に迫われ、追加の発掘調査が実施できていない。 | 発掘調査を行う計画をつくり、石塁(水門)の構造や、城内の遺構・道・門等の検討を計画的・継続的に発掘調査を実施する必要がある。 |
| 調ーイ | 考古学分野以外の調査が進んでいない。 | 調査の進捗で、必要な土木・建築学的な観点での調査・研究も行う必要がある。 |
| 調ーウ | 調査報告書を刊行した。 | 調査・研究の進捗に合わせて広く情報を公開する必要がある。 |

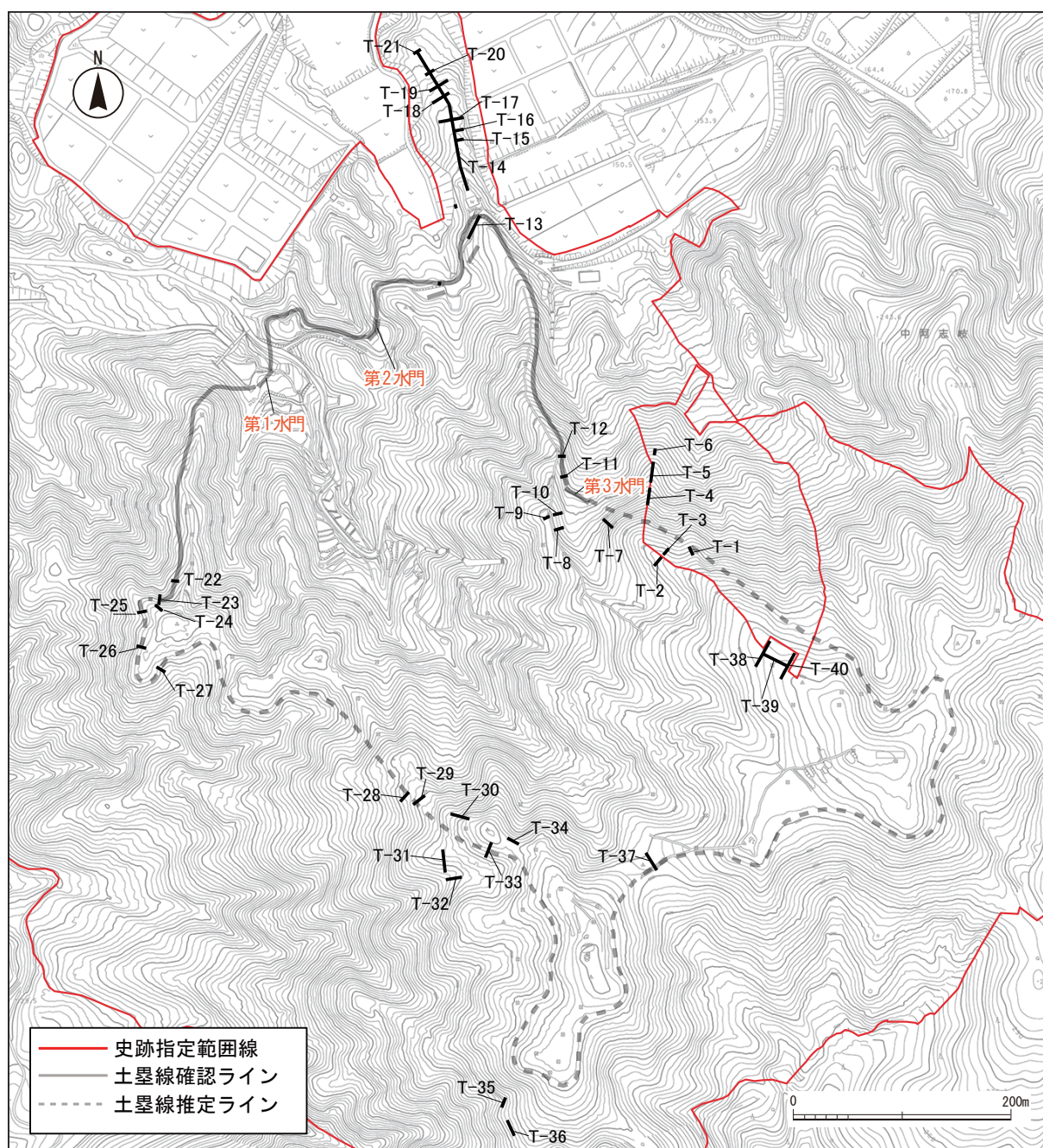


図 28 トレンチ調査実施箇所図
(平成 12 年度から地形測量を含め平成 18 年度にかけ実施した)

3. 活用

ここでは、計画対象地における活用の現状と課題を下表に整理した。

表 17 計画地全体の項目ごとの現状と課題

| 活用 | 現状 | 課題 |
|-----|--|---|
| 活ーア | 国史跡指定を記念して、平成24年3月に記念シンポジウムと地域と協働で現地の特別見学会を開催し、市内外から多数の見学者があった。 | 指定後の現地見学会や展示などの活用事業が単発的になっており、史跡についての周知のため増やす必要がある。 |
| 活ーイ | 市歴史博物館で、史跡指定記念や指定10年記念に展示などを行った。 | 市の歴史博物館は、阿志岐山城跡が発見される前に開館しており常設で阿志岐山城跡について学べる場所がないので増設する必要がある。 |
| 活ーウ | 市のホームページで、国指定史跡について情報提供を行い、市歴史博物館が刊行している文化財解説シート「ちくしの散歩」などを公開している。 | 現状で、史跡の情報を周知する手段が写真や文字資料しかないため、その他の方法で準備する必要がある。 |
| 活ーエ | 指定10年を迎えた令和3年に、解説パンフレットを作成した。 | 解説パンフレットを作成しているが、多言語に対応していない。発掘調査の進捗で改訂する必要がある。 |
| 活ーオ | 指定地内は急傾斜地のため、安全上の観点から非公開としている。 | 見学者の安全を確保した上で、区域の特性に合わせて公開する方針を定める必要がある。 |
| 活ーカ | 指定地内の見学ルートや、史跡に接続するアクセスルートに制約がある。 | 指定地の公開の方針を踏まえ、短期的な視点で見学ルートを検討する必要がある。史跡に接続するアクセスルートは対外的な協議が必要であるため、中・長期的期間で検討していく必要がある。 |
| 活ーキ | 地域や団体などの要請で、阿志岐山城跡に関する講座を実施した。 | 阿志岐山城跡に関する講座について、続けていく必要がある。 |
| 活ーク | 子どもを対象とした史跡の情報周知の取り組みがない。 | 学校教育と連携して、子ども向け解説パンフレットや講座、体験学習を検討する必要がある。 |
| 活ーケ | 関連する古代の遺跡や古代山城を持つ自治体と情報の共有や連携を行っている。 | 関連する古代の遺跡や古代山城を持つ自治体と情報の共有や連携を続ける必要がある。 |
| 活ーコ | 市内には多様な文化財や観光資源がある。 | 他の文化財や観光資源とも連携を図る必要がある。 |



写真 76 阿志岐山城跡文化財調査報告書・解説パンフレット



写真 77 市歴史博物館ロビー展の様子

4. 整備

ここでは、計画対象地における整備の現状と課題を下表に整理した。

表 18 計画地全体の項目ごとの現状と課題

| 整備 | 現状 | 課題 |
|-----|---|---|
| 整ーア | 第12地点の整備を除き、全体の整備は未着手ある。 | 【保存管理のための整備】・【活用のための整備】 将来的に、整備基本計画を策定した上で、関係者や関係部局の理解と協力を得ながら計画的・段階的に取り組んでいく必要がある。 |
| 整ーイ | 区域の特性に合わせた活用が必要である。しかし、活用に資する設備がない。 | 【活用のための整備】 区域の特性に合わせた活用を実現するための整備を実施する。 |
| 整ーウ | 史跡の価値を構成する土塁等の遺構に危険箇所がある。 | 【保存管理のための整備】 史跡の本質的価値を保存するため、遺構の危険箇所に優先順位を付けて整備を行う必要がある。 |
| 整ーエ | 現状では安全が確保できていないため活用面では非公開としている。 | 【活用のための整備】 見学者の安全に配慮した見学ルートの整備が必要である。 |
| 整ーオ | 史跡を明示する標識・説明板に加え、見学ルートが未設定であるため、解説板を設置できていない。一部国史跡になる前に設置されたサイン類については、情報の更新がなされていない。 | 【保存管理のための整備】 史跡を保存管理するための標識や説明板の設置が必要である。 【活用のための整備】 統一的な解説板やサイン類の整備が必要である。 |
| 整ーカ | 史跡に行くためのアクセスルートに制約があるうえ、駐車場がない。 | 【保存管理のための整備】 史跡の管理上必要なアクセスルート、駐車場の整備が必要である。 |
| 整ーキ | 樹木が立ちこんでいるため、土塁線や石塁(水門)の視認性が悪い。 | 【活用のための整備】 史跡の本質的価値の理解を促すような視点場を設けるため、樹木管理が必要である。また、視点場は場外への眺望についても検討する必要がある。 |
| 整ーク | 土塁上に植えられたり、石塁(水門)から生えている樹木の成長により、列石等の緩みや土塁の崩落が懸念される。 加えて、高木で林床が裸地化しており、台風などによる倒木や土砂災害が懸念される。 | 【保存管理のための整備】 史跡の保存のためには、樹木を管理する環境整備が必要である。有識者の指導のもと、樹木管理の方針や計画をたて、関係者に理解を得ながら樹木管理に取り組む必要がある。 |



写真 78 第 12 地点保存管理のための整備工事



写真 79 第 2 水門に食い込む支障木

5. 運営・体制

ここでは、計画対象地における運営・体制の現状と課題を下表に整理した。

表 19 計画地全体の項目ごとの現状と課題

| 運営・体制 | 現状 | 課題 |
|-------|---|---|
| 運一ア | 管理団体である市が史跡の巡視などに取り組んでいる。近年、自然災害が多発することで日常管理業務が増大している。史跡の保存活用に伴う作業が多く、複数名体制での取り組みが必要であるが、必要業務に対応できる職員が不足している。 | 適切に史跡の保存活用を図るため、必要業務に対応する職員配置など考慮した上で体制の整備を図る必要がある。 |
| 運一イ | 史跡に係る施策に関して、土木・環境・教育等さまざまな分野での業務の連携が不足している。 | 庁内の関係部局と横断的に情報を共有し、業務の推進を図る必要がある。 |
| 運一ウ | 土地所有者や関係機関と最低限の情報共有に留まっている。 | 砂防指定地を管理している福岡那珂県土整備事務所（建設省）、福岡県農林業総合試験場を管理する福岡県などの行政の他に、土地所有者や地域の関係者と情報の共有に努める必要がある。 |
| 運一エ | 保存活用の連携を図るため、関連する古代の遺跡や山城を有する自治体と情報を共有している。 | 関連する古代の遺跡や山城を有する自治体と情報の共有を継続する必要がある。 |

第2節 各区域の現状と課題

阿志岐山城跡は広大な面積を持ち、これまで述べてきた考古学的な調査成果、地形などの特徴を踏まえ、3つの区域に分けられる。この区域のうち区域1は、遺構の有無と、地形などを踏まえて更に3つに細分した（表20、図29）。これらの区域分けは、現状の保存管理の際の巡視の頻度などの実態を反映しており、今後の保存活用の方向性を示すための基礎となる。区域ごとに、より詳細な現状と課題を表に整理する。

表 20 区域ごとの概略

| | |
|--------------|------------------------------------|
| 区域1 | ：古代山城の価値の中心となる城壁。 |
| 区域1-1 | ：第14地点から第3水門までの土塁・石塁（水門）。 |
| 区域1-2 | ：第1水門から第22地点までの土塁・石塁（水門）。 |
| 区域1-3 | ：土塁線推定ライン。 |
| 区域2 | ：土塁・石塁・土塁線推定ラインに囲まれた範囲（城内）。 |
| 区域3 | ：土塁・石塁及び土塁線推定ラインの城壁外側から史跡地の境までの範囲。 |

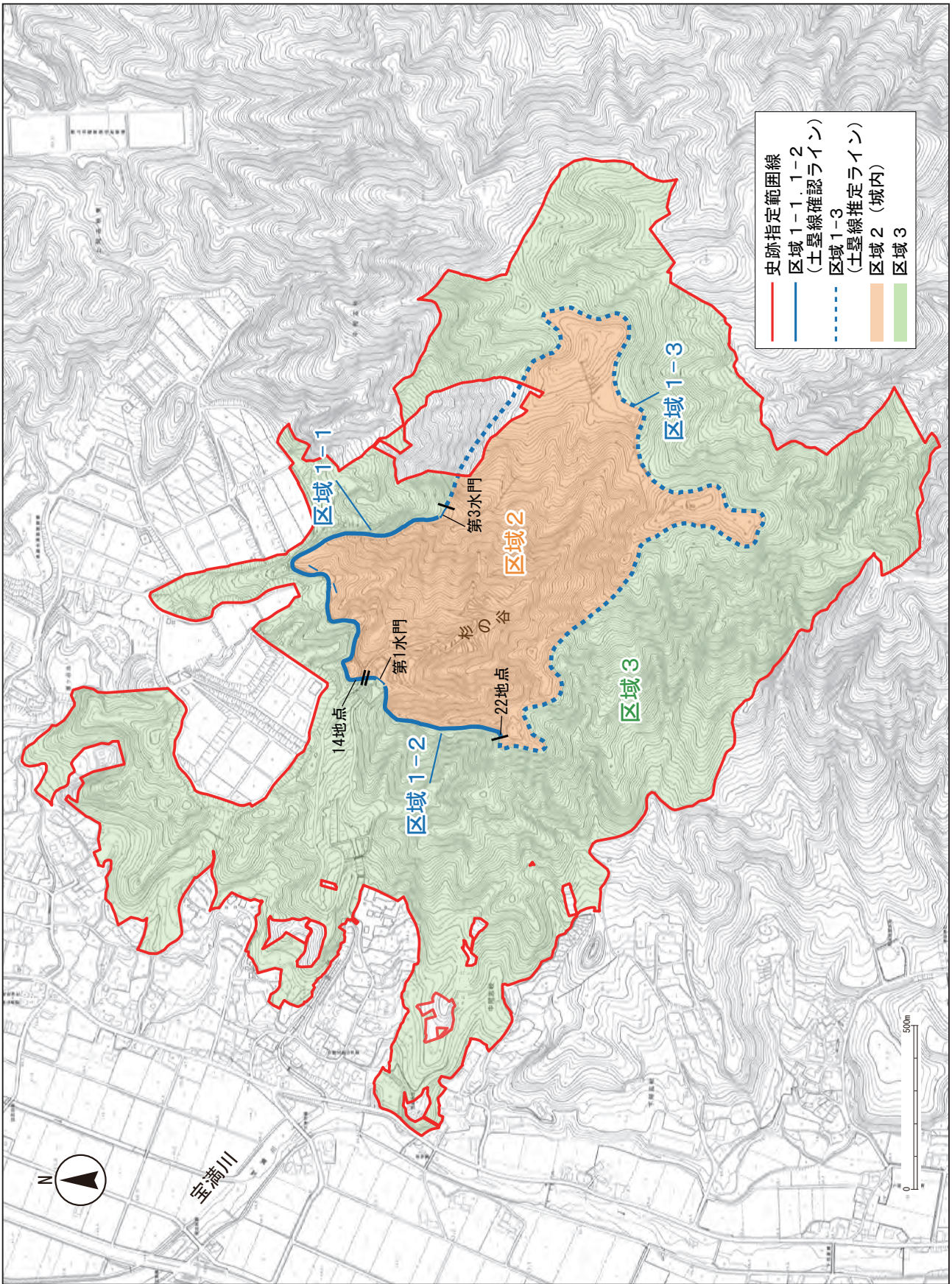


図 29 区域区分図

表 21 各区域毎の現状と課題一覧

| 区域 | 項目 | 現状 | 課題 |
|--------|-------|---|--|
| 区域 1-1 | 保存管理 | 第3水門等の重要な遺構が多く、特に巡視している。平成30年、令和5年の集中豪雨で被災し、災害復旧工事に取り組んだ。集中豪雨が多発し、自然災害による土塁・石塁の毀損・変形が懸念される。植林が土塁や石塁の保護に影響している。 | 重要な遺構が多いため、危険箇所等を継続的に管理して観察する必要がある。危険箇所等の応急処置などを行い、保存を図る必要がある。土塁などを保存するために植林木の管理を検討する必要がある。 |
| | 調査・研究 | 発掘調査を実施し、土塁・石塁の分布範囲を把握している。史跡指定前の発掘調査以降、考古学的な発掘調査を実施していない。 | 重要な遺構が多く、石塁（水門）等の構造の調査や、追加の発掘調査を計画的に推進する必要がある。 |
| | 活用 | 現地の安全対策ができていないため、現地を公開できていない。 | 重要な遺構が多く、史跡の価値を伝えるために積極的な活用を検討する必要がある。 |
| | 整備 | 第12地点を除き、未実施である。 | 重要な遺構が多いため、保存のための整備、活用のための整備を検討する必要がある。 |
| 区域 1-2 | 保存管理 | 重要な遺構があるため、巡視を実施している。平成30年の集中豪雨で被災し、災害復旧工事に取り組んだ。集中豪雨が多発し、自然災害による土塁・石塁の毀損・変形が懸念される。急傾斜や大きな谷などの地形的な特徴で、管理面での安全確保が難しい。現地で作業するための管理用道路がない。 | 重要な遺構が多いため、危険箇所等を継続的に管理・観察する必要がある。危険箇所等の応急処置などを行い、保存を図る必要がある。土塁等などの遺構の保存可能となる植林木の管理を検討する必要がある。地形的に管理の際の安全対策が必要である。管理用道路を検討する必要がある。 |
| | 調査・研究 | 発掘調査を実施し、土塁・石塁の分布範囲は把握している。史跡指定前の発掘調査以降、考古学的な発掘調査を実施していない。 | 重要な遺構が多く、石塁（水門）等の構造の調査や、追加の発掘調査を計画的に推進する必要がある。 |
| | 活用 | 現地の安全対策ができていないため、現地を公開できていない。 | 地形的な特徴を踏まえ、活用が可能か検討する必要がある。 |
| | 整備 | 未実施である。 | 整備が可能か検討する必要がある。 |
| 区域 1-3 | 保存管理 | 荒天後に巡視を行っている。 | 巡視や復旧などの保存管理の方針を検討する必要がある。 |
| | 調査・研究 | 踏査や発掘調査を行い、現在のところ土塁などの人工構造物がないことを確認している。 | 追加の調査・研究が必要である。 |
| | 活用 | 現在、視覚的に確認できる人工構造物がない。山頂を含んでいる。現地の安全対策ができていないため、現地を公開できていない。 | 活用の方針を検討する必要がある。 |
| | 整備 | 未実施である。 | 整備が可能か検討する必要がある。 |
| 区域 2 | 保存管理 | 現在、土塁・石塁が未確認で、明瞭な道などがなく、十分な巡視が行えていない。 | 巡視や復旧などの保存管理の方針を検討する必要がある。 |
| | 調査・研究 | 踏査を行い、現状では地表で確認できる遺構は確認されていない。 | 城内施設等の存在を視野に入れ、踏査の上、発掘調査を行う必要がある。 |
| | 活用 | 現在のところ、視覚的に確認できる人工構造物がない。現地の安全対策ができていないため、現地を公開できていない。 | 活用の方針を検討する必要がある。 |
| | 整備 | 未実施である。 | 整備が可能か検討する必要がある。 |
| 区域 3 | 保存管理 | 十分な巡視を行えていない。平成30年の集中豪雨で被災し、災害復旧工事に取り組んだ。集中豪雨が多発し、土砂崩れなどが懸念される。 | 巡視や復旧などの保存管理の方針を検討する必要がある。 |
| | 調査・研究 | 一部、発掘調査を行い、遺構は確認されていない。 | 付帯施設等を検討し、踏査の上、発掘調査を行う必要がある。 |
| | 活用 | 現在、視覚的に確認できる人工構造物がない。指定地の出入口である。現地の安全対策ができていないため、現地を公開できていない。 | 活用の方針を検討する必要がある。 |
| | 整備 | 未実施である。 | 整備が可能か検討する必要がある。 |